

建築工事特記仕様書

改訂日：令和8年3月1日
(令和8年8月1日修正反映)

工事名称：

工事概要：設計書のとおり

目次

総則	- 1 -
1 章 各章共通事項	- 3 -
2 章 仮設工事	- 9 -
3 章 土工事	- 11 -
4 章 地業工事	- 12 -
5 章 鉄筋工事	- 14 -
6 章 コンクリート工事	- 15 -
7 章 鉄骨工事	- 17 -
8 章 コンクリートブロック、ALCパネル及び押出成形セメント板工事	- 19 -
9 章 防水工事	- 21 -
10 章 石工事	- 23 -
11 章 タイル工事	- 25 -
12 章 木工事	- 26 -
13 章 屋根及びとい工事	- 29 -
14 章 金属工事	- 30 -
15 章 左官工事	- 31 -
16 章 建具工事	- 33 -
17 章 カーテンウォール工事	- 36 -
18 章 塗装工事	- 37 -
19 章 内装工事	- 38 -
20 章 ユニット及びその他工事	- 41 -
21 章 排水工事	- 44 -
22 章 舗装工事	- 45 -
23 章 植栽及び屋上緑化工事	- 46 -
24 章 とりこわし工事	- 47 -
材料・工法等の取扱い	- 50 -

総則

項目	特記事項
契約に関する事項	
○設計図書の適用	○本工事は、下記の図書を適用するが、内容に不一致がある場合の優先順位は下記のとおりとする。 (1) 質疑回答書（追記事項を含む） (2) 設計書 (3) 特記仕様書 (4) 材料・工法等指定一覧表 (5) 図面 (6) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・ 公共建築工事標準仕様書・令和7年版 〔令和7年3月改定〕（以下、「標準仕様書」または「標仕」という。） (7) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・ 公共建築改修工事標準仕様書・令和7年版 〔令和7年3月改定〕（以下、「改修標準仕様書」または「改仕」という。） (8) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・ 建築物解体工事共通仕様書・令和4年版 （以下、「解体仕様書」または「解仕」という） (9) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・ 公共建築木造工事標準仕様書・令和7年版 〔令和7年3月改定〕（以下、「木造標準仕様書」または「木仕」という。）
○特記仕様書の取扱い	○特記仕様書の取扱いは下記による。 (1) 項目欄は「・」印に○印をつけた「○」印があるものを適用する。 (2) 特記事項欄は、○印を付けたもの又は※印があるものを適用し、同じ項目の選択事項においては○印を優先する。ただし、○印と⊗印のある場合は共に適用する。 (3) 選択された特記事項欄に付随する備考欄は、全て適用する。 (4) 項目欄に○印があり、特記事項欄に記入のない場合、その項目は標準仕様書又は改修標準仕様書の本文通り適用する。 (5) 特記事項欄のA、Bなどの符号は、標準仕様書又は改修標準仕様書の符号とする。 (6) 本特記仕様書のリンク先の記載内容は、上記「設計図書の適用」において設計図書とされたもの以外は参考資料として取り扱う。ただし、標準仕様書及び改修標準仕様書等において「JIS A○○○○による」等と記載されている場合、その内容が設計図書となるので注意すること。 (7) 本特記仕様書の「JIS A○○○○」のリンク先は利便性を優先し、民間が運営する「日本産業規格の簡易閲覧用ウェブサイト」としている。そのため、工事の施工にあたっては、「日本産業標準調査会ウェブサイト」で最新の情報を確認すること。
○参考図書	○施工にあたり、下記の図書を参考にして、適正な自主管理に努める。 (1) 「建築工事監理指針（上巻・下巻）令和7年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） (2) 「建築改修工事監理指針（上巻・下巻）令和7年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） (3) 「 公共建築工事標準仕様書に基づく建築工事の施工管理（施工計画書作成要領） 令和5年版 」 (4) 「 請負人用建築工事チェックリスト 」（神戸市建築技術管理委員会編集） (5) 「 建築基準法に基づくシックハウス対策について 」（編集：国土交通省住宅局建築指導課他） (6) 国土交通大臣官房官庁営繕部制定「 建築物解体工事共通仕様書解説（令和5年版） 」 (7) 「 建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編 」 (8) 「 建設副産物適正処理推進要綱 」 (9) 「 建築工事安全施工技術指針 」 (10) 「 建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン 」
○数量公開	○公開数量は、 神戸市工事請負契約約款 第1条に定める設計図書ではなく、参考数量として取扱う。 （本特記仕様書において「神戸市工事請負契約約款」は、交通局発注工事の場合「神戸市交通局工事請負契約約款」、水道局発注工事の場合「神戸市水道局工事請負契約約款」と読み替えるものとする）
○入札時積算数量書活用方式	○本項目は設計書に入札時積算数量書活用方式の記載がある場合に適用する。 入札時積算数量書は神戸市工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、数量通りの施工を義務付けるものではないが、入札時積算数量書に疑義が生じた場合における協議は入札時積算数量書に基づき行い、請求等は下記による。 なお、下記の特記は「神戸市工事請負契約約款第18条の2」として扱うこととする。 （入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等） (1) 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（一式とされた細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事に着手した場合、確認を求めることができないものとする。 (2) (1)の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

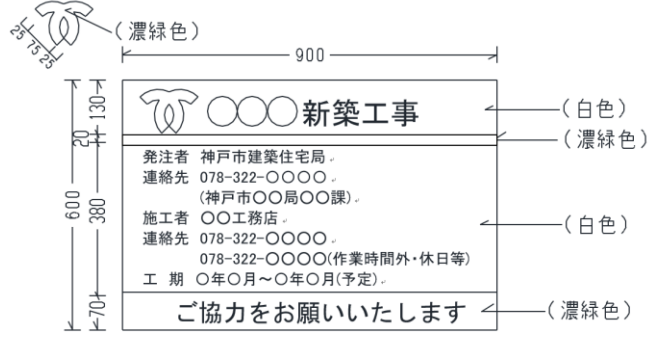
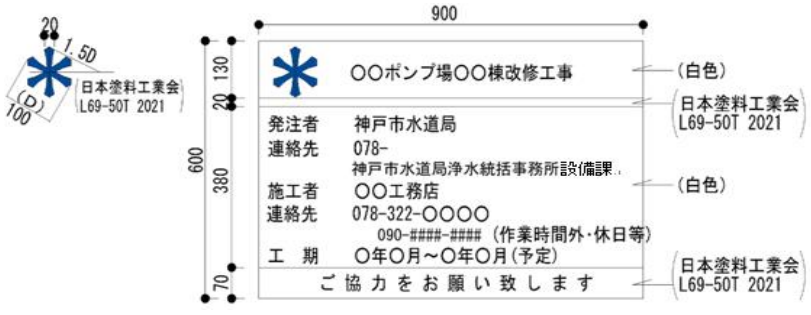
項目	特記事項
	※建築工事（基礎工事を含む）及び付帯設備工事を対象とする「建設工事保険（又は組立保険）」 ※第三者賠償責任損害を担保する「請負業者賠償責任保険」 保険契約者 ※元請負人 被保険者 ※発注者、元請負人、関係下請負人（リース仮設材を使用する場合はリース業者を含む。） 保険期間 ※工事着手時から工事目的物引き渡しまでの期間とする。 保険金額又は填補限度額 ※建設工事保険（又は組立保険）は請負金額全額（解体撤去工事を除く） ※請負業者賠償責任保険の対人賠償保険金額は1名1億円以上かつ1事故（※5億円以上 ・ 円以上） 対物賠償保険金額は1事故（※1億円以上 ・ 円以上） 付保すべき保険の内容には以下の特約条項を付帯する。 ・建設工事保険（又は組立保険）は「水災危険担保特約条項」 ※請負業者賠償責任保険は「被保険者間交差責任担保特約条項(Both-way 又は Full-way)」及び「請負業者管理者特約条項（管理下財物に関する特約）」
提出書類等に関する事項	
○必要書類の提出	○神戸市工事請負契約約款に基づく提出書類の他、監督員の指示あるものについては、書類を作成し提出する。
○施工体制台帳及び施工体系図	○下請契約を締結した場合は、「施工体制台帳等の作成にあたって（神戸市建築住宅局技術管理委員会編集）」を参照し、作業員名簿を含む施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、作成したものの写しを監督員に提出すること。（作業員名簿は 国土交通省ホームページに掲載されている作成例 を標準様式とする。）ただし、工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置（建設キャリアアップシステムその他適切なシステムを利用する方法により、発注者が同項に規定する施工体制台帳の記載事項を確認することができるようにする措置）を講じている場合は、施工中において写し（システムで確認できる書類(注)のみ）の提出を不要とできる。完成時は帳票出力可能な書類(注)のみ電子データ（PDF）での提出を認める。また、同条による 施工体系図 を作成し、公衆及び工事関係者の見やすい場所に掲示すること。 (注)施工体制台帳、施工体系図、下請負業者編成表、再下請負通知書、作業員名簿、社会保険加入状況という ○施工体制台帳に記載すべき内容 警備業については建設業ではないが、現場管理上重要であることから、下請契約を行う場合は原則対象とするものとする。ただし、建設業及び警備業以外の業種（運送業など）は施工体制台帳の作成は不要
○建設業退職金共済制度等	○ 建設業退職金共済制度 の対象労働者を 建設業退職金共済制度加入労働者数報告書 により把握後、制度に加入（自社独自の共済制度があり、建退共対象の作業員を雇用しない場合は除く。）し、その掛金収納書（発注者用）等の写しを契約締結後1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、本市に提示しなければならない。工事期間中は受払簿又は掛金充当書を作成し、本市から請求があった場合は提示しなければならない。また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、本市から請求があった場合は提示しなければならない。
○グリーン調達	○「 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 （グリーン購入法）」に基づく 神戸市調達方針 の重点品目及び調達を推進する環境物品等については、その採用を積極的に推進するとともに、重点品目については、所定の様式により資料を作成し工事完成時に監督員に提出する。

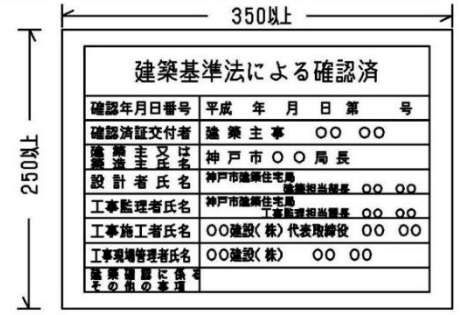
I 章 各章共通事項

項目	特記事項
I 節 共通事項	
○工実実績情報システム（コリンズ）の登録 （標仕1.1.4）	○工事請負金額 500 万円以上の場合は、 工実実績情報システム（コリンズ） に基づき「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認並びに発注者情報の記入を受けた後に、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録申請を行い、登録完了後速やかに、「登録内容確認書」を監督員に提示する。 ○余裕期間制度活用工事の場合、登録する技術者の従事期間は、工期（工期の始期日から終期日）とする。
・工事情報共有システム （標仕1.1.5）	○使用する工事情報共有システムは、監督員の承諾を得たうえで決定すること。 ○LGWAN 環境で使用できるものを選定すること
○工事の一時中止に係る事項 （標仕1.1.9）	工事の一時中止に係る計画の作成 （a） 神戸市工事請負契約約款 第 20 条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下基本計画という。）を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具費等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 （b）工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
○ 建築基準法に規定する風圧力	地表面粗度区分 ・Ⅱ ・Ⅲ ※基準風速（Vo）は 34m/秒とする。（ 建築基準法施行令第 87 条 ）
○関係法令等の遵守 （工事現場の過積載の防止対策） （標仕1.1.13）	○下記の「過積載防止対策要領」に従い、土砂等を運搬する自動車に関する過積載防止対策を行う。 過積載防止対策要領 第1条 目的 この要領は、本市が発注する公共工事の施工にあたり、土砂等を運搬する自動車（以下「ダンプカー等」という）の過積載防止のために本市並びに請負人が実施しなければならない対策について定める。 第2条 用語の定義 （1）過積載とは、道路運送車両法で定められた自動車の最大積載量を超えて貨物等を積載し、運行する違法行為をいうもので、土砂等の積載量が自動車検査証（以下「車検証」という）に記載されている最大積載量を超えている場合とする。 （2）土砂等とは、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下「ダンプ規制法」という）第2条及びダンプ規制法施行令第1条で規定されている、次に示すものとする。 ①土、砂利（砂及び玉石を含む）、碎石及びアスファルト・コンクリート等 ②アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊等 第3条 適用範囲 この要領は、本市が発注する全ての公共工事のうち、ダンプカー等を使用して土砂等を運搬する工事に適用する。この場合には、特記仕様書に過積載に関する事項を記載するものとする。 第4条 施工計画書 請負人は、施工計画書の作成に当たって、過積載防止計画として資料－①を参考に次の事項を記載する。 ①搬出期間、搬出量、運搬先、運搬方法、運搬経路、仮置きの有無及び仮置き場所、掘削運搬に係る下請負人名、組織図その他必要な事項 ②積載量の管理・点検方法、工事関係者への過積載防止への周知・啓発活動その他必要な事項 第5条 土砂等積み込み状況の管理 請負人は土砂等をダンプカー等に積み込み込む場合には、ならした状態で荷台枠の高さを超えて積み込んで서는ならない。ただし、土質条件（比重、含水比）により単位体積重量等の大きな変化が予想され、これによりがたい場合には積載量の管理方法について新たに検討しなければならない。 2 請負人は、土砂等が荷台枠を超えて積載されている場合には、直ちに荷台枠高さ以下となるよう減量しなければならない。 第6条 仮置き場の取り扱い 請負人は、工事場所から土砂等を請負人のストックヤード等へ一時仮置きし、後日建設発生土再利用機関（以下「計量票発行機関」という）等へ運搬する場合には、仮置き場においても、工事場所と同様に過積載防止に努めなければならない。 第7条 計量票発行機関等へ搬出する場合の取り組み 請負人は、積載量が記載された伝票（以下「計量票」という）を発行する計量票発行機関等へ搬出する場合には、計量票のデータを積載量の管理方法等にフィードバックさせ、過積載防止対策の継続的改善に努めなければならない。 2 請負人は、車検証のコピー（個人情報該当部分は消すこと）を土砂等の搬出前に監督員に提出しなければならない。 3 計量票及び車検証に記載されている最大積載量のデータにより、全てのダンプカー等を対象に「搬出車両記録表（様式1）」を作成し、「搬出車両記録表」及び「計量票」を毎月1回提出しなければならない。また、監督員から請求があった場合にも同様に提出しなければならない。なお、「計量票」は監督員の確認後返却を求めることができるものとする。 第8条 計量票発行機関等以外の施設へ搬出する場合の取り組み 計量票発行機関以外の施設へ土砂等を搬出する工事については、請負人自らの責任において積載量を厳重に管理し、過積載防止の一層の徹底を図らなければならない。 第9条 改善措置等 監督員は、工事現場及び搬出車両記録表等で過積載を確認した場合、請負人に対し改善指導を行うものとする。また、指導を行ったにもかかわらず過積載が確認される場合は、請負人へ書面にて改善を指導する。請負人は、監督員より

項目	特記事項																														
	「改善報告書（様式 2）」の提出を求められた場合、直ちに改善を行い改善報告書を監督員に提出しなければならない。 第 10 条 工事成績評定への反映 過積載は法令及び仕様書等の遵守事項に反する行為であることから、工事成績評定において適正に反映させる。																														
・遠隔臨場の実施 （標仕 1.1.14）	○遠隔臨場に関し適用する工種や機器の性能等は「 官庁営繕事業の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（令和 4 年 6 月） 」に基づき受発注者間の協議の上で実施する。 遠隔臨場の適用： ・実施する 実施内容： ・監督員の立会い等 ・定例会議等 ・ 機器等の手配： ・受注者 ・発注者（※SynQ Remote ・ ） ・未定 ※上記で「未定」とした場合、機器等の手配に要する費用は設計変更で対応する																														
○市内産品の利用促進について	○本工事の施工に必要な各種の建設資材や物品等の調達においては、市内業者が生産、加工、製造または販売している材・製品の優先使用に配慮すること。																														
2 節 工事関係図書																															
○工事の記録等 （工事写真） （標仕 1.2.4）	(a) 工事写真は、「神戸市建築工事完成図書電子納品要領」及び下表を標準とし、施工写真及び完成写真を作成する。 撮影方法等 <table><tr><th>撮影工程</th><th>撮影箇所</th><th>印画の大きさ</th><th>焼付け</th></tr><tr><td rowspan="2">全工区工事着手前</td><td>現況</td><td rowspan="2">サービスサイズ以上</td><td rowspan="6">カラー</td></tr><tr><td>解体建物のある場合は 4 方向より</td></tr><tr><td>敷地周辺</td><td>現況</td><td rowspan="2">サービスサイズ</td></tr><tr><td>工事中</td><td>施工の状況 部分詳細</td></tr><tr><td rowspan="2">竣工の際</td><td>外観</td><td>キャビネ判以上</td></tr><tr><td>屋内</td><td>サービスサイズ以上</td></tr></table> (b) 写真撮影枚数及び撮影箇所等詳細については、監督員の指示による。 (c) アルバムを作成する場合は、下表を標準とする。 アルバム <table><tr><th>撮影工程</th><th>印画の大きさ</th><th>焼付け</th></tr><tr><td>全工区工事着手前</td><td>サービスサイズ以上</td><td rowspan="4">カラー</td></tr><tr><td>敷地周辺</td><td rowspan="2">サービスサイズ</td></tr><tr><td>工事中</td></tr><tr><td>竣工の際</td><td>キャビネ判以上 サービスサイズ以上</td></tr></table> 〔電子媒体（デジタル写真）の場合も、写真はカット毎に光沢紙又は、印画紙にて、上記表により作成すること。〕 (d) 工事中の写真は、杭打ち、基礎堀削完了、鉄筋組立、鉄骨等構造上主要な部分、完成後外部から見えない主要な部分、各工事の施工段階毎及び監督員が必要と認めた部分等を撮影し、写真帳をすみやかに提出する。 (e) 電子媒体（デジタル写真）の場合、画像の信ぴょう性を考慮し、画像編集は認めない。	撮影工程	撮影箇所	印画の大きさ	焼付け	全工区工事着手前	現況	サービスサイズ以上	カラー	解体建物のある場合は 4 方向より	敷地周辺	現況	サービスサイズ	工事中	施工の状況 部分詳細	竣工の際	外観	キャビネ判以上	屋内	サービスサイズ以上	撮影工程	印画の大きさ	焼付け	全工区工事着手前	サービスサイズ以上	カラー	敷地周辺	サービスサイズ	工事中	竣工の際	キャビネ判以上 サービスサイズ以上
撮影工程	撮影箇所	印画の大きさ	焼付け																												
全工区工事着手前	現況	サービスサイズ以上	カラー																												
	解体建物のある場合は 4 方向より																														
敷地周辺	現況	サービスサイズ																													
工事中	施工の状況 部分詳細																														
竣工の際	外観	キャビネ判以上																													
	屋内	サービスサイズ以上																													
撮影工程	印画の大きさ	焼付け																													
全工区工事着手前	サービスサイズ以上	カラー																													
敷地周辺	サービスサイズ																														
工事中																															
竣工の際	キャビネ判以上 サービスサイズ以上																														
○工事の記録等 （工事写真の小黑板情報電子化） （標仕 1.2.4）	「 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について 」（国営建技第 14 号 令和 5 年 3 月 1 日）に基づき、下記の通り実施する。 (a) デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、受注者が監督職員へ小黑板情報電子化の実施を申し出、監督職員の承諾を得たうえで実施するものとする。 ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 (b) デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」とする。）は、受注者にて調達する。 (c) 調達する使用機器については、営繕工事写真撮影要領 3.（3）撮影方法に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。 なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「 電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト） 」に記載している技術を使用していること。また、請負人は監督員に対し、工事着手前に当該工事での使用機器について提示するものとする。 （参照） 営繕工事写真撮影要領 （参照） 使用機器の事例「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」 ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。 (d) (c) に示す小黑板情報の電子的記入については、写真編集には該当しない。 (e) 小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下「小黑板情報電子化写真」とする。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。																														

項目	特記事項										
	また、納品時に、受注者は URL (https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。 なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。										
3 節 工事現場管理											
○緊急時の連絡体制	○着工時に緊急時の連絡体制を作成し、監督員に提出する。										
○現場代理人等の腕章の着用について	○現場作業員及び住民から見た責任者の明確化を図るため、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者に、腕章の着用を 義務付けるものとする。なお、腕章の仕様については監督員と協議するものとし、着用箇所は、腕の見易い所を原則とする。なお、腕章の他にも名札を着用することが望ましい。										
・ 関連工事等の調整	※設備工事等の関連工事による、下記のものについて建築構造体の補強、天井下地の切込み補強及びボード類の切込み等は本工事に含む。大きさ及び位置については、関連工事の設備工事の監督員の指示を受ける。 ・ 埋込及び露出照明ボックス、その他天井取付用機器 ボックス等 (箇所) ・ 天井吹出口及び吸込口 (箇所) ・ スリーブ管入れ及び構造体の補強 (箇所) ・ ダクト貫通部分の構造体補強 (箇所) ・ 消火栓ボックス、便器設置のための箱入れ及び構造体の補強 (箇所) ※箇所数が 10%以内の増減については設計変更の対象としない。										
・ 電気保安技術者 (標仕 1.3.3)	・ 設置する										
○施工条件 (標仕 1.3.5)	※行政機関の休日に関する法律に定める休日に作業は行わない。ただし、監督員が指示又は監督員の承諾を受けた作業は行うことができる。 ・ 作業時間（準備・片付けを含む） 原則として (:) から (:) までとする。 その他条件 ・ ※工事の都合により、やむを得ず休日作業又は夜間作業を行う場合は、事前に監督員の承諾を得る。										
○工事用電力・水道等 (標仕 1.3.5)	○工事用電力・水道・ガスなどを必要とする場合は、請負人がその手続きを行い敷設するものとし、原則としてこれに要する費用は、引渡し日まで請負人の負担とする。 ○本受電後の電力基本料金は、別途電気設備工事（合併工事の場合は、電気設備工事費）に含む。										
○工事現場の安全管理 (標仕 1.3.7)	○「 建設工事公衆災害防止対策要綱 」（建築工事編）（国土交通省告示第 496 号 令和元年 9 月 2 日）」及び「 建築工事安全施工技術指針 」（国整第 216 号 平成 27 年 1 月 20 日）を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努めること。 ○安全衛生管理体制の確立及び具体的な実施内容を定めるなどし、工事現場における安全対策に努める。 ○工事期間中に、神戸市工事安全管理委員会による安全巡視、及び、その他臨時に安全巡視が実施される場合は、当該安全巡視に応じなければならない。また、安全巡視において、危険箇所及び作業等の改善すべき事項が指摘された場合は、速やかに改善を図るものとする。										
・ 統括安全衛生管理義務者の指名 (標仕 1.3.7)	※本工事の請負人を 労働安全衛生法第 30 条第 2 項 の規定により指名される統括安全衛生管理義務者とする。										
○交通安全管理 (標仕 1.3.8)	※資材運搬等 ○工事用の進入路及び周辺の道路は、道路管理者、警察署及び監督員の指示に従い、常に良好な維持管理及び復旧を行う。また、現場内の仮設道路についても監督員の指示に従い、良好な維持管理及び復旧を行う。 ※特殊車両の運行 ○ 車両制限令第 3 条 における一般的制限値を超える車両を使用する場合は、 道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可証の写し等を監督員に提出する。										
○交通誘導員の配置	<table><tr><th></th><th>職種</th><th>人数</th><th>期間</th><th>定義</th></tr><tr><td>・</td><td>交通誘導員 B</td><td></td><td>※完成引渡し迄の施工時間帯とする。</td><td>警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの</td></tr></table>		職種	人数	期間	定義	・	交通誘導員 B		※完成引渡し迄の施工時間帯とする。	警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの
	職種	人数	期間	定義							
・	交通誘導員 B		※完成引渡し迄の施工時間帯とする。	警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの							

項目	特記事項
○工事標示板等の設置	※工事標示板（ ）枚 ・完成予想図板（ ）枚 〔完成予想図板の大きさはA0（841mm×1189mm）を標準とし、詳細は監督員の指示による。〕 ・危険標示板（ ）枚 ・鉄骨製作工場 ・アスベスト関連標示板（ ）枚 ・工事案内板（パウチ加工程度 A2 サイズ（ ）枚） ・建築確認済表示板（ ）枚 ・融資付工事標示板（ ）枚 ※工事標示板の仕様（共通事項） 工事標示板等は図1.8.1を標準とし、仕上りは、耐水耐候性に配慮した短期間で劣化しないものとし、監督員指示により作成する。また、工事期間中、公衆が見やすい場所もしくは監督員の指定する場所に掲示すること。 なお、工事標示板には、「工事名」「工期」「発注者」「施工者」「連絡先」その他必要事項を記入することとし、詳細は監督員の指示による。 ※一般的な工事標示板  図 1.8.1 工事標示板（文字は黒色角ゴシック体、最下段の文字は白色角ゴシック体） 注） 工事名：契約工事名に限らず、監督員の指示によりわかりやすい工事名を記載することとする 工期：契約工期ではなく、実際の現場の施工期間とする 施工者：関連工事がある場合は、主たる施工者が並列して表記し、設置する 連絡先（施工者）：作業時間外・休日等の連絡先が、作業時間中と同じ場合は1行にまとめ、「（作業時間外・休日等を含む）」と記載する。 ・水道局発注工事の場合の工事標示板  ・交通局発注工事の場合の工事標示板 

項目	特記事項										
	※建築確認済表示板の様式〔第六十八号様式（第十一条関係）〕  第六十八号様式（第十一条関係） （建築基準法施行規則第十一条） （木板、プラスチック板その他これらに類するものとする） 計画通知の必要な場合に掲示する。										
・地元工事説明	※工事着手前に行う ・工事説明会の開催 ・お知らせビラの配布 ・ ※資料は監督員と協議の上、請負人が作成する ※工事期間中にも必要に応じ関係者等に十分に説明を行い、工事進捗に支障のないように配慮する										
・近隣家屋等の調査	調査範囲 ※図示 ・ 調査内容 ・内外観検査 ・傾斜測定調査 ・水平測定調査 ・ ※調査の内容 （a）適用範囲 本工事の施工に伴い発生する近隣家屋等への影響を調査する場合に適用する。 （b）調査範囲は上記により、調査内容は下記の項目とする。 （1）内外観調査：建物の外観、犬走りと腰壁の取合部、天井、土間、各室毎の壁4面、建具の建付け、堀及びその他必要箇所。 （2）傾斜測定調査：主要な柱及び壁面。 （3）水平測定調査：敷居、かも居等必要箇所。 （4）その他特記する調査 （c）調査方法は、下記を標準とする。 （1）調査は、本工事の着工に先立って行う事前調査とし、工事完成後については、必要に応じ行う。 （2）きれつ、傾斜等の測定精度は（i）～（vi）による。 （i）壁、基礎、犬走り、土間等にきれつある箇所は、きれつ幅0.1mm単位長さ1mm単位で測定する。 （ii）柱と壁、窓枠と建具等のすきまは、0.1mm単位で測定する。 （iii）壁、柱等の傾斜は、傾斜測定定規、トランシット、下げふり等を用い1mにつき0.5mm単位で測定する。 （iv）床、敷居等の水平は、水準器、デジタル計等を用い、1mにつき0.5mm単位で測定する。 （3）写真撮影は、測定箇所すべてについてスケールをあてて撮影するほか、外観、室内を含め一戸当たり50枚を標準とし、必要に応じ枚数を増やすこと。 （d）報告書は、事前調査完了後、測定記録、写真その他必要資料を添付して2部作成し、監督員に提出する。										
4 節 材料											
○建築材料等の評価名簿の取扱い	○標準仕様書及び改修標準仕様書に品質性能が規定されている建築材料・設備機材等については、「 建築材料・設備機材等品質性能評価事業-建築材料等評価名簿 」（（一社）公共建築協会 編集・発行）等に記載されたものとする。										
○ステンレス鋼の表面仕上げ	※本工事で用いるステンレス鋼は、特記なき限り材質 SUS304 とし、表面仕上げは「建具のくつずり：No. 2B、その他：＃400」とする。										
○ゴム製品等の品質等	※ゴム製品等の品質等は以下による 第1条 ゴム製品等の品質確認等 請負人は、TOYO TIRE（株）、ニッタ化工品（株）で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする。別表参照）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負人が指定した第三者（TOYO TIRE（株）、ニッタ化工品（株）と資本金・人面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 ※以下はゴム製品等に求められる機能に応じて記載すること。 （記載例） なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。 <table><tr><th>試験名</th><th>計測項目</th></tr><tr><td>通常状態での試験（常態試験）</td><td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td></tr><tr><td>熱老化試験</td><td>熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）</td></tr><tr><td>圧縮永久ひずみ試験</td><td>圧縮による残留歪み</td></tr><tr><td>製品検査</td><td>外観、寸法、性能</td></tr></table>	試験名	計測項目	通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能
試験名	計測項目										
通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び										
熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）										
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み										
製品検査	外観、寸法、性能										

項目	特記事項																				
	第2条　ゴム製品等の品質確認をした場合におけるかし担保の取扱 第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に請負人のかし担保責任が免責されるものではない。 別表 <table><tr><th></th><th>製品及び材料名</th></tr><tr><td rowspan="3">防振ゴム</td><td>ディーゼルエンジン用防振ゴム</td></tr><tr><td>ゴム製軸継手</td></tr><tr><td>産業機械用空気ばね</td></tr><tr><td>芝保護材</td><td></td></tr><tr><td>落橋防止用ゴム</td><td></td></tr><tr><td>道路資材</td><td>車止め（ガードコーン） 視線誘導標・車線分離標</td></tr><tr><td>弾性舗装材</td><td>ゴムチップ舗装材</td></tr><tr><td>建築防水資材</td><td></td></tr></table> ※代表的な製品例である　（参考）ニッタ化工品（株）の製品情報		製品及び材料名	防振ゴム	ディーゼルエンジン用防振ゴム	ゴム製軸継手	産業機械用空気ばね	芝保護材		落橋防止用ゴム		道路資材	車止め（ガードコーン） 視線誘導標・車線分離標	弾性舗装材	ゴムチップ舗装材	建築防水資材					
	製品及び材料名																				
防振ゴム	ディーゼルエンジン用防振ゴム																				
	ゴム製軸継手																				
	産業機械用空気ばね																				
芝保護材																					
落橋防止用ゴム																					
道路資材	車止め（ガードコーン） 視線誘導標・車線分離標																				
弾性舗装材	ゴムチップ舗装材																				
建築防水資材																					
5 節　施工																					
○工事施工における工事特性、創意工夫、社会性等について	○工事施工において自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。 ○評価する項目の具体例等については、工事成績評定要領を参考にするものとする。 ○提出に際して必要な所定の様式は監督員に申し出て交付を受けること。																				
○施工計画書（ 標仕 1.5.1 ）	○下記の工事に関して作成する。又、施工計画書等の作成にあたっては、正確な施工数量を把握し、材料ロス、廃棄物を抑制する等環境に配慮すること。 ※総合施工計画書　　・仮設工事　　・土工事　　・杭工事　　・地業工事　　・鉄筋工事 ・型枠工事　　・コンクリート工事　　・鉄骨工事　　・防水工事　　・建具工事 ・塗装工事　　・内装工事　　・総合図　　・ 作成に当たっては「公共建築工事標準仕様書に基づく建築工事の施工管理（施工計画書作成要領） 令和5年版」を参照すること 上記のほか、監督員が適宜指示する工事についても作成する。																				
○材料の検査等	現場に搬入した材料は、標準仕様書に基づき監督職員の検査を受けること。これに加え、請負金額が2,000万円を超える場合は、下記に示す工事用材料について、設計図書に定める品質及び性能を有することを証する書類及び現場への搬入日、数量等を記載した資料を提出し、監督員の検査を受けること。 <table><tr><th>工事名</th><th>工事用材料</th></tr><tr><td>地業工事</td><td>くい、鉄筋、コンクリート、ラップルコンクリート、セメントミルク工法の根固め液に使用するコンクリート</td></tr><tr><td>鉄筋工事</td><td>鉄筋</td></tr><tr><td>コンクリート工事</td><td>コンクリート</td></tr><tr><td>鉄骨工事</td><td>鋼材</td></tr><tr><td>ブロック及びALCパネル工事</td><td>構造用コンクリートブロック</td></tr><tr><td>防水工事</td><td>アスファルト、ルーフィング類、その他防水材料</td></tr><tr><td>屋外工事</td><td>鉄筋、構造用コンクリート</td></tr><tr><td></td><td>・</td></tr><tr><td></td><td>・</td></tr></table>	工事名	工事用材料	地業工事	くい、鉄筋、コンクリート、ラップルコンクリート、セメントミルク工法の根固め液に使用するコンクリート	鉄筋工事	鉄筋	コンクリート工事	コンクリート	鉄骨工事	鋼材	ブロック及びALCパネル工事	構造用コンクリートブロック	防水工事	アスファルト、ルーフィング類、その他防水材料	屋外工事	鉄筋、構造用コンクリート		・		・
工事名	工事用材料																				
地業工事	くい、鉄筋、コンクリート、ラップルコンクリート、セメントミルク工法の根固め液に使用するコンクリート																				
鉄筋工事	鉄筋																				
コンクリート工事	コンクリート																				
鉄骨工事	鋼材																				
ブロック及びALCパネル工事	構造用コンクリートブロック																				
防水工事	アスファルト、ルーフィング類、その他防水材料																				
屋外工事	鉄筋、構造用コンクリート																				
	・																				
	・																				

項目

特記事項

○技能士
(標仕 1.5.2)

○適用する技能検定の職種及び作業の種別は下表による

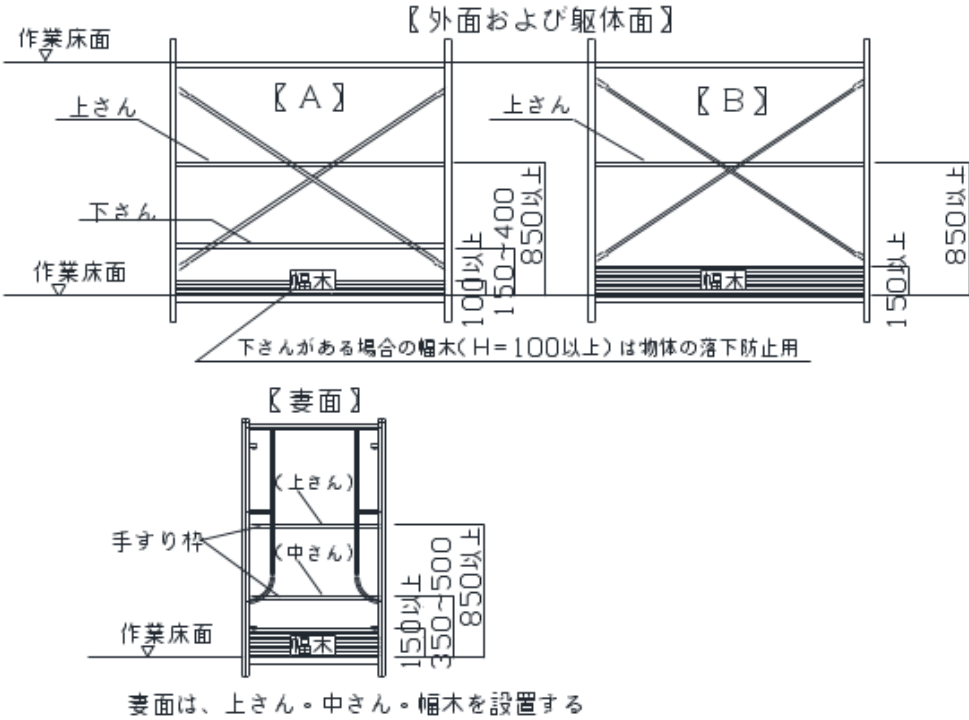
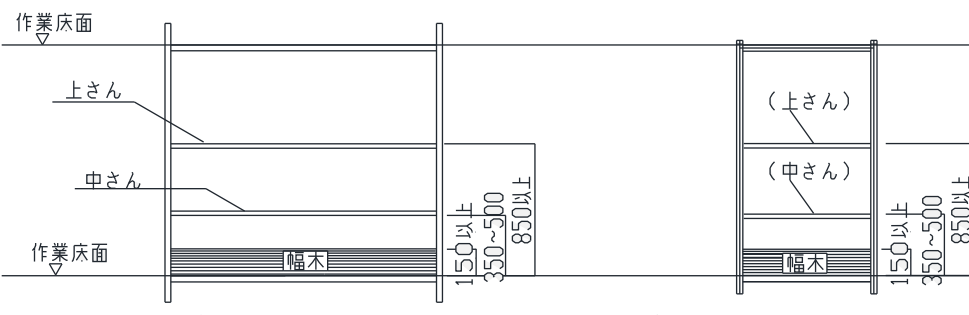
適用工事種類	職種	技能検定の作業の種別
仮設工事	とび	・ とび作業
鉄筋工事	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
型枠工事	型枠施工	・ 型枠工事作業
コンクリート工事	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
	鉄工	・ 構造物鉄工作業
CB・ALC パネル及び押し成形セメント板工事	ブロック建築	・ コンクリートブロック工事作業
	ALC パネル施工	・ ALC パネル工事作業
防水工事	防水施工	・ アスファルト防水工事作業
		・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
		・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業
		・ 合成ゴム系シート防水工事作業
		・ 塩化ビニル系シート防水工事作業
		・ セメント系防水工事作業
		・ シーリング防水工事作業
		・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業
		・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業
		・ FRP 防水工事作業
石工事	石材施工	・ 石張り作業
タイル工事	タイル張り	・ タイル張り作業
木工事	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい工事	建築板金	・ 内外装板金作業
金属工事	内装仕上げ施工	・ 鋼製下地工事作業
	建築板金	・ 内外装板金作業
左官工事	左官	・ 左官作業
建具工事	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
	自動ドア施工	・ 自動ドア施工作業
カーテンウォール工事	カーテンウォール施工	・ 金属製カーテンウォール工事作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装工事	塗装	・ 建築塗装作業
内装工事	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業
		・ カーペット系床仕上げ工事作業
		・ 木質系床仕上げ工事作業
		・ ボード仕上げ工事作業
	表装	・ 壁装作業
排水工事	配管	・ 建築配管作業
舗装工事	路面標示施工	・ 溶融ペイントハンドマーカール工事作業
		・ 加熱ペイントマシンマーカール工事作業
植栽工事	造園	・ 造園工事作業
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	・ 樹脂接着剤注入工事作業

項目	特記事項
○室内空気汚染対策	○ 建築基準法第28条の2 の規定による ホルムアルデヒド発散建築材料として国土交通省告示で定められたもの （以下、「告示対象建材」という。）を屋内で使用する場合は、F☆☆☆☆規格品（JIS・JAS規格）又は同等以上とする。ただし、該当する材料等がない場合は、監督員と協議の上、決定する。 ○設計図書に指示ある材料工法については、品質・性能の証明できる資料を提出する。 ○告示対象建材に関する資料の提出 告示対象建材については、品質・性能の証明できる資料（公的な書類がない場合は、建材または梱包に印字された規格を撮影した写真）を監督員に提出する。
・化学物質の濃度測定	○化学物質濃度を下記のとおり測定し、 厚生労働省が定める指針値 以下であることを確認し、測定結果報告書を監督員に1部提出する。 測定対象物質 ※ホルムアルデヒド ※トルエン ※キシレン ※エチルベンゼン ※スチレン ・パラジクロロベンゼン 測定方法、箇所数 ・簡易法 ※パッシブ採取機器（(例) 測定パッチ(株)オピス） ※ホルムアルデヒド用 箇所 ※その他用 箇所 ・ 箇所 ・厚生労働省の標準的測定方法 箇所 ・ 箇所 ○測定箇所は監督員の指示による。 ○ 厚生労働省の標準的測定方法 による場合の測定者は、環境計量証明事業所として登録を行っている者、又は作業環境測定事業所の有機溶剤の登録を行っている者とする。
6 節 工事検査及び技術検査	
・中間技術検査 （ 標仕1.6.2 ）	○中間技術検査の対象工事は、次による。 ※当初契約金額が5億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事 ※当初契約金額が1億円以上の低入札価格契約工事（低入札価格調査手続要綱第4条で定める基準価格を下回る額で契約を締結した請負工事） ・次のいずれかに該当し、設計担当課若しくは工事担当課の所管課長が必要と認めた工事 ・契約約款第37条（部分引渡し）の適用に伴う検査（完済部分）の実施にあわせて、技術的検査を行うことが適切な場合 ・当初請負金額が3億円以上かつ工期が6ヶ月以上で、施工上の重要な変化点等で技術的検査を行うことが適切な場合 ・その他工事の施工上、技術的検査を行うことが適切な場合 ○中間技術検査の実施は、出来高の検査時期又は次の各号の時期とする。 （1）杭打設完了時 （2）基礎配筋完了時 （3）建て方完了時又は躯体完了時 （4）その他主管課長の判断により有効と思われる時期 ○中間技術検査の実施回数は、工期が1年未満の工事は1回程度、1年以上の工事は2回程度とする。（工事の重要度などに応じ実施回数を増減することがある。）
○出来高検査	○出来高検査については、「 神戸市建築工事出来高算定基準 」若しくは「 建築工事工程段階別出来高払実施要領 」による。
○材料の検査に伴う試験	○工事現場外で行う試験は、JAB【 （公財）日本適合性認定協会 】による認定又はJNLA【 独立行政法人製品評価技術基盤機構 】による登録を受けた試験所で行う。試験項目の実施可能な登録試験所については、下記ホームページを参照のこと。 ○試験の依頼者は請負人とし、試験体の持ち込みについては、監督員の指示により、請負人が責任をもって行う。 なお、試験のために生ずる費用は全て請負人の負担とする。
○電子検査	※「 神戸市建築工事電子検査実施要領 」に基づく電子検査を行う。 原則として電子検査の対象は市単独工事で予定価格1億円以上の工事とする
7 節 完成図	
○完成図書 （ 標仕1.7.1,2 ）	※完成図 ※全図 ・（ ） 作成方法：※CAD データを修正後 PDF 化 提出方法、提出部数： ※CD-R等（ ）部で提出 ・製本（A3 見開き） 部を提出 ・

項目	特記事項									
	※工事写真 提出方法：※工種毎に整理したもの（PDF 形式）を CD-R 等にて提出する。 提出部数：・ 1 部提出する ※工事写真は130万画素以上とする。 ※撮影箇所等は2節工事関係図書 工事の記録等による。 ※工事写真の黒板情報電子化を行う場合は 2 節工事関係図書 工事の記録等による。 ・ 完成写真 提出方法：※デジタルデータ（600 万画素以上、JPEG 形式）を CD-R 等にて提出する。 提出部数：・ アルバム 1 部 ※施工体系図（PDF データ） 施工体系図は、総則 提出書類に関する事項 施工体制台帳及び施工体制 ※提出については「 神戸市建築工事完成図書等電子納品要領 」を適用すること									
○保全に関する資料 （ 標仕 1.7.3 ）	・ 保全に関する資料等 ・ 物品引渡書 ・ 補修連絡先一覧 ・ 保証書一覧表 ・ ※保全に関する資料の記載事項及び内容については、監督員の承諾を得る。 ※保存形式、作成方法等は、監督員の指示による。									
○完成引継ぎ品	・ 鍵、シャッターハンドル等（引渡書を含む） ・ 鍵箱（ ）箱 ※鋼製既製品 ※鍵は 1 組ずつ、札を付けて整理する。 ※監督員の指定する場所に保管する。 ・ 補修用内外装仕上げ材 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>保管材料</th><th>数量</th></tr></thead><tbody><tr><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> ・ その他（ ）		保管材料	数量	・			・		
	保管材料	数量								
・										
・										
その他の事項										
○防水工事・外装工事の品質管理	防水工事・外装工事のうち、対象の工事については、下記管理方法に掲げる資料等を作成・整理し、適正な品質管理等を行う。 (a) 対象工事 (1) 主たる外装工事 (2) 遮熱性の向上等、一定の効果を期待する塗装工事（遮熱塗料等） (3) 防水工事（シーリング工事を除き、塗膜防水工事を含む） (4) 監督員が指示する工事 (b) 管理方法 (1) 使用数量予定表の作成（施工前） 請負人は、公共建築工事標準仕様書等による工程に基づき、仕様種別毎に、施工面積、単位面積あたりの所有数量及び総所有数量を表にまとめ、施工計画書に記載する。 (2) 使用数量の報告 請負人は、防水工事・外装工事完了後、使用数量予定表に基づき、施工後の実際の使用数量を表にまとめ、納品書、工事写真とともに監督員に提出する。なお、工事写真は、材料毎の使用済み缶（袋）に、通し番号で印を付け、使用数量が正確に確認できるよう整理する。									
港湾局発注工事に適用する事項										
○防災対策	※本市では「神戸港防災ポータルサイト」を開設し、神戸港の潮位情報や防潮扉の開閉状況など、防災行動に必要な情報を発信している。 また、同サイト上でメール登録者には、台風・高潮等に伴う港湾局防災指令の発令状況、台風情報や港湾関連の交通情報などを配信しており、迅速確実な情報収集を行うために本工事の現場責任者はメール登録を行い、現場対応に備えること。 URL https://kobeko-bousai.jp/ または「神戸港防災ポータルサイト」で検索									
水道局発注工事に適用する事項										
○検便報告	※1 か月に 11 日以上作業を行うものは、6 か月以内ごとに検便結果報告書を監督員に提出する。 （赤痢菌・サルモネラ菌・O157・腸チフス・パラチフス）									
○行政財産使用	※現場事務所、バックン、仮設トイレ等を設置する場合は、行政財産使用許可申請書を提出すること。なお使用による賃料は請負人負担となります。 （使用する面積・期間により賃料が異なります）									

2章 仮設工事

項目	特記事項
Ⅰ 節 共通事項	
※仮設計画	※仮設計画は参考であり、施工に先立ち監督員及び施設と協議の上、図面を作成し監督員の承諾を得ること。 ※仮設物設置場所、工事用車両の駐車場所の位置は施設側と協議の上、決定する。 ・ 占用の必要な部分については、請負人の責任において必要な手続きを遅延なく行うこと。
※安全対策	※工事場所周辺は、施設利用者、児童生徒等に対する安全対策を講じること。 ・ 工事中も一般市民が利用するので、第三者に危害を与える事のないよう安全管理には工事関係者一同特に留意すること。 ・ 工事車両の進入の際は交通誘導員による誘導を行い、敷地内運行はハザードランプを点滅させながら最徐行を行い安全運転に留意すること
2 節 縄張り、遣方、足場等	
・ 仮囲い	種別 ・ 仮囲い用成形鋼板（$t=1.2\text{ mm}$） ・ $H=2.0\text{ m}$ ・ $H=3.0\text{ m}$ ・ ガードフェンス（$H=1.8\text{ m}$） ・ A型バリケード（$H=0.8\text{ m}$） ・ イメージアップ他 ・ 門扉（施錠付） 形状 ・ $W3.0\text{ m}\times H1.8\text{ m}$ ・ $W6.0\text{ m}\times H1.8\text{ m}$ ・ 種別 ・ シートゲート ・ パネルゲート ・ キャスターゲート 施工範囲は図示による。やむを得ず、工事途中に仮囲いをはずす場合は監督員の承諾を受ける。 参考 「建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編） 第4章 第23 仮囲い、出入口」 安全対策等 ※工事用資材置場の安全措置 子どもが利用する既存施設の改修工事などにおける工事用資材置場は、施設利用者動線と交錯しない場所で確保すること。やむを得ず施設利用者動線に接近する場合は、容易に移動したり、接触できない構造で完全に区画して安全措置をとること。（ガードフェンス $H=1800$ 同等以上） ※ガードフェンスの安全措置 一般の人が手を触れる可能性がある工事現場の仮囲いについては、ガードフェンス鋼板端部の隙間などに指を挟む危険性があるため、あらかじめテープで目張りするなど適切な安全措置を施して設置すること。 
・ 仮設物の設置場所	※構内 ・ 指定仮設用地 使用条件（・ 有償 ・ 無償） ※便所等を設置する場合、下水処理区域内は所定の手続きの上、污水管に放流するのを原則とする。
・ 足場等 （ 標仕 2.2.4 ）	(2)外部足場、防護シート等 (ア)外部足場 種類：・ 図示 ・ 枠組足場 ・ くさび緊結足場 ・ 単管本足場 ・ ブラケット側足場 ・ 高所作業車 ・ 仮設ゴンドラ ・ 移動式足場 範囲：※図示 (イ)防護シート等 ※工事現場からの落下物、飛散物による危害防止は下記又は同等以上の措置をする ・ メッシュシート（JIS A 8952 に定めるⅠ類） ・ 養生シート（帆布製）（JIS A 8952 に定めるⅠ類） ・ 金網式養生枠 ・ 防護棚（朝顔） ・ 防音シート ・ 防音パネル ・ 範囲：※図示 参考 「建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編） 第2章一般事項 第11 飛来落下による危険防止 第4章仮設構造物 第28 防護棚」 (3)内部足場 ・ 図示 ・ 移動式足場（ローリングタワー） ・ 移動式室内足場 ・ 高所作業車 ・ 可搬式作業台（可搬式足場） ・ 棚足場 ・ 脚立足場

項目	特記事項
	(4)材料・撤去材等の運搬方法 （ 改仕 表 2.2.1 ）による ・ A 種（2 本溝リフト等） ・ B 種（トラッククレーン等） ・ C 種（既存エレベーター） ・ D 種（既存階段） ・ E 種（登り桟橋）
・ 足場からの墜落事故防止	※足場（仮設ゴンドラ、移動式足場を除く）を設ける場合は、「 「手すり先行工法に関するガイドライン」 について（厚生労働省基発第 0424001 号平成 21 年 4 月 24 日）」の「 手すり先行工法等に関するガイドライン 」により、「 手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準 」及び「 働きやすい安心感のある足場に関する基準 」に適合する足場とする。 ※屋根工事及び小屋組の建方工事における墜落事故防止対策は、 JIS A 8971 の施工標準 に基づき、必要な屋根工事用足場を設置する。（ JIS A 8971 附属書 A の表 A.3 を参考とする。）
・ 足場その他	「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく「働きやすい安心感のある足場」のうち、手すり先送り方式による足場を設ける場合は、労働安全衛生関係法令を満たした上で下記の措置を講じるか、防音パネル、ネットフレームの設置等により下記の措置と同等以上の措置を講じたものとする。 また、組立て作業手順は、手すり先送り→床板→建枠→交差筋かい→階段の手すり、中さん→下さん、幅木→上さんの順に各層で完成させてから上層に組み立てること。（足場の解体は、組立てと逆） 墜落防止策 <安全衛生規則＋働きやすい安心感のある足場> （a）【A】交差筋かいに上さん、下さん（高さ 15cm 以上 40cm 以下のさん）を設けたもの。 【B】交差筋かいに上さん、高さ 15cm 以上の幅木を設けたもの。 ただし、作業の必要上、臨時にそれらの設備を外す場合においては、それに代わる墜落の防止措置を講ずること。 ex.ブラケット足場または防網（層間ネット）等を設置の上、安全帯を併用させる（防網は、手すり、中さん、幅木に代わるものではない）  （b）くさび緊結方式及び単管本足場については外面・躯体面・妻面とも上さん、中さん、幅木（15cm 以上）を設けたものとする。  ただし、（b）は墜落防止策として幅木と同等以上の措置が講じられている場合はこの限りではない。

項目	特記事項
	◆物体落下防止策 ＜安全衛生規則＞ (a) 外面においては、幅木 (H=100 以上) またはネット状養生シート (特記にて指定) 等を設置する。 (b) 躯体面においては、幅木 (H=100 以上) または防網等を設置する。 (c) 足場床面のすき間は 3cm 以内とする。また、幅木を設置する場合は床面と幅木との間にすき間を作らない。 足場床面のすき間は、3cm 以内とする 幅木または防網 「人の墜落防止策」、「物体の落下対策」の観点で規定しているが、「働きやすい安心感のある足場」の基準において、「人の墜落防止策」として、「幅木を設けたもの又はこれと同等以上の措置を講じたもの」とされているため、ex. 物体落下防止策 (a) でネット状養生シートを設置している場合、「人の墜落防止策」として、幅木と同等以上の措置を講じた場合は幅木の設置は不要。
3 節 仮設物	
・ 監督員事務所の設置等 (標仕 2.3.1)	(1) 監督員事務所の設置、規模及び仕上げの程度 (別途設備工事監督員と共用する。) ・ 設置する ・ 設置しない ※ () m²程度 (会議室 () m²を含む) ・ ・ 請負人事務所の中に監督員用スペース m²程度確保する ・ 仕上げの程度 ・ 出入口：鍵付き ・ 床：タイルカーペット敷き ・ 窓：ブラインド又はカーテン付 ・ 更衣スペース：カーテン等で囲う ・ (2) 監督員事務所の設備部品等 ・ 設備： ※ 電灯 ・ 給排水 (・ 手洗い ・ ミニキッチン) ・ 電話： ・ 専用電話 ・ 兼用ファックス ・ 備品： ※ 机、いす、書棚、白板、掛時計、更衣ロッカー、冷暖房機器、検査用具、ゴム長靴、軍手、雨合羽、 ・ その他 ()
・ 洗車設備	・ 洗車ピット (幅 3m×長さ 5m、厚さ 20cm 程度の土間コンクリート、給排水設備共) ・ 洗車装置 (高圧洗浄装置程度) 工事現場出入口に設け、泥土等が場外に飛散することがないようにする。
・ 快適トイレの設置促進	※建設現場を男女ともに働きやすい環境とするため、下記に示す、快適トイレの設置に努めること。 国土交通省では、以下の仕様を満たすトイレを快適トイレとしている。 神戸市では、「1. 快適トイレに求める標準仕様」と「2. 快適トイレとして活用するために備える付属品 ((8)を除く)」を装備した快適トイレの設置を推奨する。 国土交通省「快適トイレ」標準仕様 1. 快適トイレに求める標準仕様 (1) 洋式便座 (2) 水洗機能 (簡易水洗、し尿処理装置付きを含む) (3) 臭い逆流防止機能 (フラッパー機能) [必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること] (4) 容易に開かない施錠機能 (二重ロック等) [二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの] (5) 照明設備 (電源がなくても良いもの) (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能 (耐荷重 5 kg 以上) 2. 快適トイレとして活用するために備える付属品 (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (8) 入口の目隠しの設置 (男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等) (9) サニタリーボックス (女性専用トイレに限る) (10) 鏡付きの洗面台 (11) 便座除菌シート等の衛生用品 3. 推奨する仕様、付属品 (12) 室内寸法 900×900mm 以上 (半畳程度以上) (13) 擬音装置

項目	特記事項
	(14) フィットティングボード (15) フラッパー機能の多重化 (16) 窓など室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）
◎その他	※工事関係車両は、本工事関係車両であることを表示すること。 ・既存部分の養生は十分に行う。万一損傷を与えた場合は監督員の指示により現況復旧のこと。 ・仮設用地及び車両進入路廻りは、工事完了後速やかに整地し現況復旧のこと。

3章 土工事

項目		特記事項																					
1 節 共通事項																							
※設計地盤高さ等		・配置図による ・現状平均地盤を設計地盤高さとする ・現状地盤高さ（ ）m ・設計地盤高さ（ ）m																					
2 節 根切り等																							
・敷地内障害物の整理 (標仕 3.2.1)		・																					
・排水 (標仕 3.2.2)		※既設排水溝や排水管、会所等の撤去時には、仮設の排水設備を設け、排水上支障のないようにする。																					
・埋戻し及び盛土 (標仕 3.2.3)		種別及び工法(標仕 表 3.2.1) ・A 種 施工箇所（ ） ・B 種 施工箇所（ ） ・C 種 施工箇所（ ） 土質（ ） 受渡場所（ ） ・D 種 施工箇所（ ） ・搬入まさ土（砂れき等の混入のない良質なものとし、水締め、機器による締固めとする） ※B 種または C 種は、良質土として認められない場合は監督員と協議による。 ※埋戻しの際、地中梁等の鉄筋及びコンクリートを損傷する恐れのある場合は適切な養生を行う。																					
・地均し (標仕 3.2.4)		地均しの範囲 ・建物周囲（・2m ・5m） ・敷地全面 ・図示範囲																					
・建設発生土の処理 (標仕 3.2.5)		○処理方法は下記のとおりとする ※構外 <table><tr><th>指定処分地</th><th>問合せ先</th><th>電話</th><th>備考</th></tr><tr><td>・ポートアイランド沖（神戸空港島）</td><td>神戸空港島料金所</td><td>302-6322</td><td></td></tr><tr><td>・布施畑環境センター</td><td>布施畑環境センター管理事務所</td><td>974-2411</td><td></td></tr><tr><td>・淡河環境センター</td><td>淡河環境センター管理事務所</td><td>959-0715</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・構内再利用 （ ） ・他現場に搬入 （ ） 詳細は監督員の指示による。 ○請負人は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに搬出先の管理者（搬出先が工事現場の場合、当該工事現場の元請業者等）に受領書（電磁的記録も可）の交付を求め、受領書に記載された搬出先の名称及び所在地が再生資源利用計画と一致することを確認するとともに、受領書又はその写しを保存（建設工事の完了日から5年を経過する日まで）すること。 ○請負人は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者（搬入元が工事現場の場合、当該工事現場の元請業者等）に対し、速やかに受領書を交付すること。 ○搬出元と搬出先が同一の者である場合には、搬出先に搬出したことを証する書面（土砂搬出及び受領証明書）を作成し受領書と見なす。 ○搬出先から受領書の交付が得られない場合においては、請負人は、あらかじめ搬出先の所在地や搬出量、搬出完了日を記録しておくこと。また、土砂搬出を他の者に委託して行う場合には、ダンプトラックごとの管理券や運行記録など搬出を証する書類を保存しておくこと ○請負人が建設現場等からの土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、適正な搬出先に搬出されるよう、委託を受けた搬出者に対して作成した再生資源利用計画および確認結果を通知すること。なお、搬出先側がトラック運送事業者に委託し搬出する場合には、請負人からの通知は要しない。 ○請負人は、建設発生土を計画に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該地の搬出先への搬出に関する書面（受領書と同じ事項）を作成し、建設工事の完了日から5年を経過する日まで保存すること。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも同様とする。（神戸市管理の処分地（※）または国土交通省のストックヤード運営事業者登録簿に登録されたストックヤードを除く。） （※）神戸市管理の処分地：ポートアイランド沖（神戸空港島）、淡河環境センター、布施畑環境センター ※土砂受領書の様式（市 HP）		指定処分地	問合せ先	電話	備考	・ポートアイランド沖（神戸空港島）	神戸空港島料金所	302-6322		・布施畑環境センター	布施畑環境センター管理事務所	974-2411		・淡河環境センター	淡河環境センター管理事務所	959-0715					
指定処分地	問合せ先	電話	備考																				
・ポートアイランド沖（神戸空港島）	神戸空港島料金所	302-6322																					
・布施畑環境センター	布施畑環境センター管理事務所	974-2411																					
・淡河環境センター	淡河環境センター管理事務所	959-0715																					
3 節 山留め																							
・地盤の設計用支持力		長期（ ） kN/m2 ・地盤調査報告書による																					
・山留め (標仕 3.3.1～3)		※地盤の掘削する箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが1.5mを超える場合には、山留めを行うものとする。																					

項目	特記事項
	構造その他：・図示 ・ 山留めの存置 ・しない（抜き跡の処理 ・ ） ・する

4章 地業工事

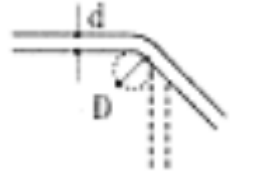
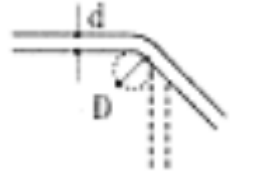
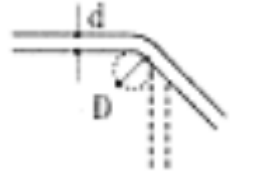
項目特記事項	
1節 共通事項	
※施工一般	※設計変更の取扱 ・既製コンクリート杭地業、鋼杭地業の場合 施工手間の変更数量が設計数量の総延長の±3%以内の場合は、くい本体、くい頭処理以外については設計変更の対象としない。安定液と杭周固定液は原則として兼用する。 ・場所打ちコンクリート杭地業の場合 下記3条件の全てに適合するものは、設計変更の対象としない。 (1)変更くい長は設計くい長より各くいが0.5m以内の増減であること。 (2)変更くい数は設計くい全数の1/3以内であること。 (3)変更による金額の増減がくい打ち直接の1%以内であること。
2節 試験及び報告書	
・試験杭 (標仕 4.2.2)	(1)試験杭の位置、本数及び寸法 ※構造図による
・杭の載荷試験 (標仕 4.2.3)	(1)試験の種類 ・鉛直載荷試験 ※構造図による ・押込み試験 ・鉛直交番載荷試験 ・水平載荷試験 ※構造図による 載荷パターン： 載荷方式： (2)試験杭の位置、本数及び載荷荷重 ※構造図による (3)報告書の記載事項 ※構造図による ※本特記及び図面等に記載なき事項は、国土交通省大臣官房営繕部「敷地調査共通仕様書」最新版による。 ※試験結果報告書1部を監督員に提出する。
・地盤の載荷試験 (標仕 4.2.4)	(1)平板載荷試験 載荷試験の方法 (2)試験位置及び載荷荷重 (4)報告書の記載事項 ※本特記及び図面等に記載なき事項は、国土交通省大臣官房営繕部「敷地調査共通仕様書」最新版による。 ※試験結果報告書1部を監督員に提出する。
3節 既製コンクリート杭地業	
・一般事項 (標仕 4.3.1)	(2)工法の種類 ※構造図による ・セメントミルク工法 ・特定埋込杭工法
・材料 (標仕 4.3.3)	国交省告示第1113号(H13.7.2)第8に基づく品質を有する (1)杭の種類、性能、曲げ強度による区分 ・遠心力高強度プレストレストコンクリート杭（PHC杭） 種別： 曲げ強度： ・外殻鋼管付きコンクリート杭（SC杭） 材質： 材厚（4.5～25mm）： ・プレストレスト鉄筋コンクリート杭（PRC杭） 異形棒鋼（D13～D29）： (2)杭の寸法、継手の箇所数、杭先端部の形状 径・長さ： 継手の箇所数： 杭先端部：
・セメントミルク工法 (標仕 4.3.4)	JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）による (3)支持層の位置及び土質 ※構造図による

項目	特記事項
	(6)(7)本杭の掘削深さ、杭の支持層への根入れ長さ及び杭の水平方向の位置ずれの精度 ・構造図による ・水平方向のずれ D/4（Dは杭径）かつ100mm以下 鉛直精度 1/100以内 上記の値を超えたものについては、監督員の指示により杭の増打ち、構造体の補強など適切な処置をする。 (2)根固め液及び杭周固定液の管理試験 ・構造図による
・特定埋込杭工法 (標仕 4.3.5)	国交省告示第1113号(H13.7.2)第6に基づく埋込杭工法 (3)支持層の位置及び土質 ※構造図による (4)杭の支持層への根入れ長さ及び杭の水平方向の位置ずれの精度 ・構造図による ・水平方向のずれ D/4（Dは杭径）かつ100mm以下 鉛直精度 1/100以内 上記の値を超えたものについては、監督員の指示により杭の増打ち、構造体の補強など適切な処置をする。
・継手 (標仕 4.3.6)	(1)継手の工法： ※構造図による
・杭頭の処理等 (標仕 4.3.8)	(1)杭頭を切断する方法 ・構造図による ※鉄筋コンクリート構造配筋標準図 S 4 基礎(3) ・A型 ※B型
4節 鋼杭地業	
・材料 (標仕 4.4.3)	(1)鋼杭の材料 [JIS A 5525（鋼管ぐい）、JIS A 5526（H形鋼ぐい）] ・構造図による (2)溶接材料 (標仕 7.2.5(3)) ・構造図による
・工法 (標仕 4.4.4)	(3)支持層の位置及び土質 ※構造図による (4)杭の支持層への根入れ長さ及び杭の水平方向の位置ずれの精度 ・構造図による ・水平方向のずれ D/4（Dは杭径）かつ100mm以下 鉛直精度 1/100以内 上記の値を超えたものについては、監督員の指示により杭の増打ち、構造体の補強など適切な処置をする。
・継手 (標仕 4.4.5)	(1)継手の工法： ※構造図による
・杭頭の処理等 (標仕 4.4.6)	(1)杭頭を切断する方法 ・構造図による
5節 場所打ちコンクリート杭地業	
・一般事項 (標仕 4.5.1)	(2)工法 ・オールケーシング<ベント>工法 ・表層ケーシング（）m ・アースドリル工法 ・リバース工法 ・場所打ち鋼管コンクリート杭 建築基準法に基づき国土交通大臣が認定した工法 ・拡底杭 建築基準法に基づき国土交通大臣が認定した工法
・材料その他 (標仕 4.5.4)	(1)鉄筋 (7)※標仕表 5.2.1による 鉄筋の種類等： ※構造図による (1)(a)帯筋の加工及び組立： ※構造図による ※鉄筋コンクリート構造配筋標準図（1）図6・4④による帯筋の組立ての割付け ※構造図による (b)鉄筋の最小かぶり厚さ： ※構造図による (c)鉄筋かごの補強： ※杭径1.5m以下の場合は鋼板9～12×50(mm)、1.5mを超える場合は鋼板9～12×75(mm)の補強リングを3m以下の間隔で、かつ、1節につき3箇所以上入れ、リングと主筋との接触部を溶接にする（溶接長さは補強材の幅） ※構造図による (g)組み立てた鉄筋の節ごとの継手： ※構造図による

項目	特記事項
	(2)コンクリート (ア)セメントの種類： ※構造図による ・高炉セメント B 種 ・ (イ)混和剤： ※構造図による (ウ)設計基準強度 (Fc)： ※構造図による (エ)コンクリートの種別（標仕 表 4.5.1）： ・ A 種 ・ B 種 (オ)スランプ： ※構造図による ・ 21 cm ・ (カ)構造体強度補正值 (S)： ※構造図による ・ 3N/mm ² ・ (3)鋼管 鋼管部分の材料： ※構造図による ・
・アースドリル工法、リバース工法及びオールケーシング工法（標仕 4.5.5）	(1)支持層の位置及び土質 ※構造図による ・ (3)(ア) 杭の支持層への根入れ長さ及び杭の水平方向の位置ずれの精度 ・構造図による ・水平方向ずれ： ・ 100 mm以下 ・ ・鉛直性： ※1/100 以下 上記の値を超えたものについては、監督員の指示により杭の増打ち、構造体の補強など適切な処置をする。 ・超音波測定器による杭壁の確認： ・行う ・行わない
・場所打ち鋼管コンクリート杭工法及び拡底杭工法（標仕 4.5.6）	(1)支持層の位置及び土質 ※構造図による ・ (2)試験杭の位置、本数及び載荷荷重 ※構造図による ・ (3)(ア) 杭の支持層への根入れ長さ及び杭の水平方向の位置ずれの精度 ・構造図による ・水平方向ずれ： ・ 100 mm以下 ・ ・鉛直性： ※1/100 以下 上記の値を超えたものについては、監督員の指示により杭の増打ち、構造体の補強など適切な処置をする。 ・超音波測定器による杭壁の確認： ・行う ・行わない
6 節 砂利、砂、捨コンクリート地業等	
・材料（標仕 4.6.2）	(1)砂利地業の砂利 ・再生クラッシャラン ・切込砂利 ・切込碎石 (2)砂地業の砂 ・山砂 ・川砂 ・砕砂 (3)捨コンクリート地業のコンクリート（標仕 表 6.2.1） ・Ⅰ類 ・Ⅱ類 ・図示 ・ (4)床下防湿層の材料 ※ポリエチレンフィルム（厚 0.15 mm以上） ・
・砂利及び砂地業（標仕 4.6.3）	(1)範囲及び厚さ 範囲：※図示 ・ 厚さ：・図示 ・ 60 mm
・捨コンクリート地業（標仕 4.6.4）	(1)範囲及び厚さ 範囲：※図示 ・ 厚さ：・図示 ・ 50 mm (2)標仕 6 章 14 節 [無筋コンクリート] (2)コンクリートの種類： ・図示 ・普通コンクリート ・ (3)設計基準強度： ・ 18 N/mm ² ・ スランプ： ・ 15 cm ・ 18 cm
・床下防湿層（標仕 4.6.5）	(1)防湿層の適用及び範囲： 適用：・適用する 範囲：・図示 ・
7 節 地盤改良（深層混合処理工法）	
・材料（標仕 4.7.2）	固化材の種類 JIS 規格品（・普通セメント ・高炉セメント B 種） セメント系固化材（JIS 規格外品）（・特殊土用 ・一般軟弱土用 ・高有機質土用）
・工法（標仕 4.7.3）	(1)方式：・図示 ・機械攪拌方式 ・ (2)改良体の設計基準強度 (Fc)、改良体長さ、改良率、改良体幅 ※図示 ・ (3)室内配合試験の対象の試料を採取する地層： ※図示 ・

項目	特記事項
	(4)室内配合試験 (ア)一軸圧縮試験（JIS A 1216）の供試体数： ※図示 ・ (イ)六価クロム溶出試験は、「 「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」の一部変更について 」（平成 13 年 4 月 20 日 国官技第 16 号、国営建第 1 号）により実施する。試験結果を監督員に提出する。 (5)試験施工： ※図示 ・行う (7)改良工事完了後の試験 (ア)一軸圧縮試験（JIS A 1216） 検査対象： ※図示 ・ コア採取方法： ※図示 ・ 供試体数： ※図示 ・ 検査方法： ※図示 ・ (イ)六価クロム溶出試験： ※図示 ・行う ・行わない
8 節 地盤改良（浅層混合処理工法）	
・材料（標仕 4.8.2）	固化材の種類 JIS 規格品（・普通セメント ・高炉セメント B 種） セメント系固化材（JIS 規格外品） ・特殊土用 ・一般軟弱土用 ・高有機質土用 ・発塵抑制型固化材
・工法（標仕 4.8.3）	(1)方式：・図示 ・原位置混合方式 ・ (2)改良体の設計基準強度 (Fc)、改良対象土、改良範囲、改良厚さ ※図示 ・ (3)室内配合試験の対象の試料を採取する地層 ※図示 ・ (4)室内配合試験 (ア)一軸圧縮試験（JIS A 1216）の供試体数： ※図示 ・ (イ)六価クロム溶出試験は、「 「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」の一部変更について 」（平成 13 年 4 月 20 日 国官技第 16 号、国営建第 1 号）により実施する。試験結果を監督員に提出する。 (5)改良工事完了後の試験 (ア)一軸圧縮試験（JIS A 1216） 検査対象： ※図示 ・ コア採取方法： ※図示 ・ 供試体数： ※図示 ・ 検査方法： ※図示 ・ (イ)六価クロム溶出試験： ※図示 ・行う ・行わない
その他	
・ラップルコンクリート地業	※標仕 3 章 2 節 [根切り等] による。なお、所定の位置まで掘削した後、監督員に支持地盤の確認を受ける。 コンクリートの調査等 ※標仕 6 章 14 節 [無筋コンクリート] による ・ ※上記以外は、構造図による。
・その他の地業	

5章 鉄筋工事

項目		特記事項																					
2 節 材料																							
・鉄筋 (標仕 5.2.1)		鉄筋の種類等 ・ JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) <table><tr><th>区分</th><th>種別</th><th>呼び名・鉄筋径等</th></tr><tr><td rowspan="3">丸鋼</td><td>・SR235</td><td>※構造図による ・</td></tr><tr><td>・SR295</td><td>※構造図による ・</td></tr><tr><td>・</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">異形鉄筋</td><td>・SD295</td><td>※構造図による ・</td></tr><tr><td>・SD345</td><td>※構造図による ・</td></tr><tr><td>・SD390</td><td>※構造図による ・</td></tr><tr><td>・</td><td></td></tr></table> ・ 標仕 表 5.2.1 掲載の「建築基準法第 37 条の規定に基づき認定を受けたせん断補強筋」 ※構造図による ・ 490N/mm 2 を超える高強度鉄筋 ・ エポキシ樹脂塗装鉄筋 ・ 垂鉛めっき鉄筋 ・ 標仕 表 5.2.1 に記載された鉄筋以外のもの ※構造図による ・			区分	種別	呼び名・鉄筋径等	丸鋼	・SR235	※構造図による ・	・SR295	※構造図による ・	・		異形鉄筋	・SD295	※構造図による ・	・SD345	※構造図による ・	・SD390	※構造図による ・	・	
区分	種別	呼び名・鉄筋径等																					
丸鋼	・SR235	※構造図による ・																					
	・SR295	※構造図による ・																					
	・																						
異形鉄筋	・SD295	※構造図による ・																					
	・SD345	※構造図による ・																					
	・SD390	※構造図による ・																					
	・																						
・溶接金網 (標仕 5.2.2)		溶接金網 [JIS G 3551 (溶接金網及び鉄筋格子)] の鉄線の形状、網目寸法及び鉄線の径 ※構造図による ・																					
3 節 加工及び組立																							
・加工及び組立一般 (標仕 5.3.1)		※ 標仕 5 章 3 節 「加工及び組立て」に関し、記載のない項目の特記事項は、構造図及び 鉄筋コンクリート構造配筋標準図 による。 ※柱の帯筋組み立ての形の種別 (鉄筋コンクリート構造配筋標準図 § 6 柱(C)) ・①H 形 ・②W-I 形 ・図示) ※壁の開口部補強の種別 (鉄筋コンクリート構造配筋標準図 § 9 壁(C)) ・A 形 ※B 形 ・図示 配筋種別																					
・加工 (標仕 5.3.2)		(3)鉄筋の折曲げ形状及び寸法 標仕 表 5.3.1 (注)2. 90° 未満の折曲げの内法直径 ※下表による ・ 構造図による <table><tr><th rowspan="3">折曲げ角度</th><th rowspan="3">折曲げ図</th><th colspan="3">折曲げ内法直径 (D)</th></tr><tr><th colspan="3">SD295、SD345、SD390</th></tr><tr><th>D16 以下</th><th>D19~D25</th><th>D29~D38</th></tr><tr><td>90° 未満</td><td></td><td>4d 以上 (5d 以上)</td><td>6d 以上 (6d 以上)</td><td>8d 以上 (8d 以上)</td></tr></table> ※(注)SD390 は () 内を適用する。			折曲げ角度	折曲げ図	折曲げ内法直径 (D)			SD295、SD345、SD390			D16 以下	D19~D25	D29~D38	90° 未満		4d 以上 (5d 以上)	6d 以上 (6d 以上)	8d 以上 (8d 以上)			
折曲げ角度	折曲げ図	折曲げ内法直径 (D)																					
		SD295、SD345、SD390																					
		D16 以下	D19~D25	D29~D38																			
90° 未満		4d 以上 (5d 以上)	6d 以上 (6d 以上)	8d 以上 (8d 以上)																			
・継手及び定着 (標仕 5.3.4)		※(1)継手の種類 <table><tr><th>接合方法</th><th>施工箇所</th></tr><tr><td>・ガス圧接継手</td><td>※構造図による ・</td></tr><tr><td>・重ね継手</td><td>※構造図による ・</td></tr><tr><td>・機械式継手</td><td>※構造図による ・</td></tr><tr><td>・溶接継手</td><td>※構造図による ・</td></tr></table> ※(2)鉄筋の継手位置：構造図及び 鉄筋コンクリート構造配筋標準図 による ※(3)(7)柱及び梁の主筋並びに耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さ ※ 鉄筋コンクリート構造配筋標準図 § 2 総則(e)重ね継手及び定着、§ 5 基礎梁、§ 6 柱、§ 7 大梁、§ 8 小梁及び片持ち梁、§ 9 壁 による ・(4)隣り合う継手の位置 先組み工法等で、柱及び梁の主筋のうち、隣り合う継手を同一箇所 に設ける場合 ・構造図による ・ ※(5)(7)鉄筋の定着の長さ： ※ 鉄筋コンクリート構造配筋標準図 による ・(5)(1)仕口内に縦に折り曲げて定着する鉄筋の定着長さし が、表 5.3.4 のフックありの定着の長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法： ・ 構造図による ・ 標仕 図 5.3.3 による ・(5)(ウ)機械式定着工法 ②適用箇所： ・ 構造図による ・ 種類： ・ 構造図による ・			接合方法	施工箇所	・ガス圧接継手	※構造図による ・	・重ね継手	※構造図による ・	・機械式継手	※構造図による ・	・溶接継手	※構造図による ・									
接合方法	施工箇所																						
・ガス圧接継手	※構造図による ・																						
・重ね継手	※構造図による ・																						
・機械式継手	※構造図による ・																						
・溶接継手	※構造図による ・																						

項目	特記事項
・鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 (標仕 5.3.5)	(1)鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ ※ 鉄筋コンクリート構造配筋標準図 §3.鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 及び構造図による
・各部配筋 (標仕 5.3.7)	※ 鉄筋コンクリート構造配筋標準図 による
4節 ガス圧接	
・圧接完了後の圧接部の試験 (標仕 5.4.10)	※(1)試験方法： ※超音波探傷試験 ・引張試験 ・(1)(b)引張試験の方法は下記による ※1ロットは、1組の作業班が1日に行った圧接箇所とする ※試験片の採取数は1ロットに対して3本とする ※試験片の形状、寸法及び試験方法は JIS Z 3120 (鉄筋コンクリート用棒鋼ガス圧接継手の試験方法及び判定基準) による
5節 機械式継手	
・工法 (標仕 5.5.3)	※(2)機械式継手 適用箇所： ※構造図による 性能： ※構造図による 種類： ※構造図による ・ねじ節鉄筋継手 (グラウト方式) ・モルタル充填継手 ・端部ねじ加工継手 鉄筋相互のあき等： ※ 鉄筋コンクリート構造配筋標準図 による ・構造図による
・施工完了後の継手部の試験 (標仕 5.5.5)	・(7)(b)外観試験の試験項目及び合否判定 ・構造図による ・ 標仕 表 5.5.1~3 による ・(1)超音波探傷試験： ・実施する ・(1)(a)試験対象： ※構造図による ・
・不合格となった場合の措置 (標仕 5.5.6)	・(1)外観試験の不合格の場合の措置 ・構造図による ・ 標仕 5.5.6(1)(7)~(ウ) による ・(2)超音波探傷試験の不合格の場合の措置 ※グラウト施工前などで取り外せる場合を除き、鉄筋を切断して継手を除去した後に再施工する
6節 溶接継手	
・工法 (標仕 5.6.3)	※(2)溶接継手 適用箇所： ※構造図による 性能： ※構造図による 工法： ※構造図による ・突合せ溶接 (鉄筋コンクリート構造配筋標準図 §2 総則(g)フレア溶接) ・重ねアーク溶接 鉄筋相互のあき等： ※構造図による
その他	
・はり貫通孔の補強	※ 鉄筋コンクリート構造配筋標準図 による ・H形 () ・M形 () ・MH形 () ・図示 ・既製の梁貫通孔補強筋等 ※(財)日本建築センターの評定(評価)品 ※(財)日本建築総合試験所の建築技術性能証明書 評定(評価)書又は性能証明書を提出し、使用部位の確認を行うこと。
・機械つり上げ用フック	種別： ・図示 ・
・鉄骨鉄筋コンクリート造の配筋	※図示及び仕様書等以外の部分は、(社)日本建築学会「鉄骨鉄筋コンクリート配筋指針・同解説」(最新版)による。

6章 コンクリート工事

項目

特記事項

2節 コンクリートの種類及び品質

・コンクリートの種類
([標仕 6.2.1](#))

※(1)コンクリートの種別 [標仕 表 6.2.1](#)
※Ⅰ類〔配合設計及び品質管理等を適切に施工できる工場（[全国品質管理監査会議](#)の策定した統一監査基準に基づく [監査に合格した工場等](#)）から選定する。〕
※(2)コンクリートの気乾単位容積質量による種類
・普通コンクリート ・軽量コンクリート
・(3)建築基準法第 37 条第二号の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けたコンクリート
・適用する（使用部位： ）

・コンクリートの強度
([標仕 6.2.2](#))

(1) コンクリートの設計基準強度（Fc）
・普通コンクリート：36N/mm²以下

設計基準強度（N/mm ² ）	適用箇所
・ 18	
・ 21	
・ 24	
・ 27	
・	

・軽量コンクリート：27N/mm²以下

設計基準強度（N/mm ² ）	適用箇所
・ 18	
・ 21	
・	

・ワーカビリティ及びスランプ
([標仕 6.2.4](#))

(2) コンクリートの荷卸し地点におけるスランプ
・構造図による ・ [標仕 表 6.2.2](#) による

・構造物コンクリートの仕上り
([標仕 6.2.5](#))

・(2)(ア)(a) 合板せき板を用いる場合のコンクリートの打放し仕上げ（[標仕 表 6.2.4](#)）

種別	せき板の程度	施工箇所
・ A 種	表面加工コンクリート型枠用合板でほとんど損傷のないもの	
・ B 種	表面加工コンクリート型枠用合板以外の型枠用合板でほとんど損傷のないもの	
・ C 種	表面加工コンクリート型枠用合板以外の型枠用合板で使用上差支えのないもの	

・(2)(イ) コンクリートの仕上がりの平たんさ：※（[標仕 表 6.2.5](#)）による

種別	平たんさ	適用部位
・ a 種	3m につき 7 mm以下	
・ b 種	3m につき 10 mm以下	
・ c 種	1 m につき 10 mm以下	

3節 コンクリートの材料及び調合

・コンクリートの材料
([標仕 6.3.1](#))

・(1)(ア)セメントの種類

規格名称・番号	種類	適用箇所
・ポルトランドセメント (JIS R 5210)	※普通 ・早強 ・超早強 ・中庸熱 ・低熱 ・耐硫酸塩	・ ・構造図による
・高炉セメント (JIS R 5211)	・A 種 ※B 種 ・C 種	(1)(イ)：・構造図による ・基礎 ・地中梁
・シリカセメント (JIS R 5212)	・A 種 ・B 種 ・C 種	・ ・構造図による
・フライアッシュセメント (JIS R 5213)	・A 種 ※B 種 ・C 種	(1)(イ)：・ ・構造図による
・エコセメント (JIS R 5214)	※普通	・ ・構造図による

・(1)(イ)高炉セメントB種及びフライアッシュセメントB種の適用箇所： ・図示 ・
（注）グリーン購入法に基づき、工事毎の特性、必要とされる強度や耐久性、コスト等に留意した上での採用を推進する。ただし、補正にて予想平均気温が5℃未満の場合は全て普通ポルトランドセメントとする。
(2)骨材
・(ア)(a)フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材及び電気炉酸化スラグ骨材の使用

項目

特記事項

・使用する（適用部位）

・構造図による

・(ア)(a) 普通エコセメントを使用するコンクリートにおける再生骨材Hの使用

・使用する（適用部位）

・構造図による

・(イ) アルカリシリカ反応性による区分（JIS A 5308 附属書 J A）
※A（アルカリシリカ反応性試験の結果が“無害”と判定されたもの）
※B の場合は、監督員の承諾を受ける。

(4)混和材料

- ・混和剤 JIS A 6204 による
 - ・AE 剤
 - ・AE 減水剤
 - ・高性能 AE 減水剤
- ・混和材：
 - ・フライアッシュ（Ⅰ種 Ⅱ種 Ⅳ種）[JIS A 6201（コンクリート用フライアッシュ）]
 - ・高炉スラグ微粉末 [JIS A 6206（コンクリート用高炉スラグ微粉末）]
 - ・シリカフェーム [JIS A 6207（コンクリート用シリカフェーム）]
 - ・膨張材 [JIS A 6202（コンクリート用膨張材）]

・コンクリートの調査
(標仕 6.3.2)

※(ア)(b)構造体強度補正值（S）は標仕 表 6.3.2 による
標仕 表 6.3.2

セメントの種類	コンクリートの打込みから材齢 28 日までの期間の予想平均気温θの範囲（℃）	
普通ポルトランドセメント	0 ≤ θ < 8	8 ≤ θ
高炉セメント A 種		
シリカセメント A 種		
早強ポルトランドセメント	0 ≤ θ < 5	5 ≤ θ
中庸熱ポルトランドセメント	0 ≤ θ < 11	11 ≤ θ
低熱ポルトランドセメント	0 ≤ θ < 14	14 ≤ θ
高炉セメント B 種	0 ≤ θ < 13	13 ≤ θ
フライアッシュセメント A 種		
フライアッシュセメント B 種		
普通エコセメント	0 ≤ θ < 6	6 ≤ θ
構造体強度補正值（S）（N/mm ² ）	6	3

※下表は、寒候期における各旬の初めから 28 日間の平年値の平均気温を示しており、コンクリートの打込みから材齢 28 日までの期間の予想平均気温 θ（℃）として取り扱う。
※表中にない値は、直線補間して求める。なお、青の網掛けは θ < 8℃ を示している。
※高度差による補正は、工事場所に近い地域の数値に基づき、100m 高くなる毎に 0.75℃ 低くなるものとして算定する。

表一各旬の初めから 28 日間の平年値の平均気温

観測地	神戸（気象台）	明石（垂水）	三田（北神）	三木（西神）
標高	5.3m	3.0m	150m	145m
10月1日	19.2	18.1	15.5	16.7
10月11日	17.4	16.2	13.4	14.8
10月21日	15.5	14.3	11.4	12.9
11月1日	13.5	12.3	9.3	10.9
11月11日	11.6	10.4	7.4	8.9
11月21日	9.8	8.7	5.7	7.2
12月1日	8.4	7.3	4.3	5.8
12月11日	7.3	6.4	3.3	4.8
12月21日	6.6	5.7	2.8	4.2
1月1日	6.1	5.2	2.5	3.7
1月11日	5.9	5.0	2.4	3.6
1月21日	6.2	5.2	2.8	4.0
2月1日	7.0	6.0	3.8	4.9
2月11日	8.0	6.9	4.9	5.9
2月21日	9.2	7.9	6.2	7.1
3月1日	10.2	8.8	7.3	8.2
3月11日	11.8	10.3	9.0	9.9
3月21日	13.7	12.0	10.9	11.8
4月1日	15.7	14.0	13.1	14.0
4月11日	17.4	15.7	14.9	15.7

・(イ)(f)④調査条件、混和材料の使用、①～③以外の混和材料の使用方法及び使用量

- ・使用方法： ・使用する（種類、適用箇所） ・構造図による
- ・使用量： ・製造所の仕様による ・構造図による

項目		特記事項																							
4 節 レディーミクストコンクリート工場の選定、コンクリートの製造及び運搬																									
・レディーミクストコンクリート工場の選定 (標仕 6.4.1)		※配合設計及び品質管理等を適切に施工できる工場（ 全国品質管理監査会議 の策定した統一監査基準に基づく 監査に合格した工場等 ）から選定する。																							
6 節 コンクリートの工事現場内運搬、打込み及び締固め																									
・打継ぎ (標仕 6.6.4)		・(1)打継ぎの位置： ・構造図による ※(2)外部に面する打継ぎ面の目地の寸法： ※図示 ・ ・止水板： ※塩化ビニル (JIS K 6773 規格品フラット型) ・スチール ・ステンレス																							
8 節 型枠																									
・型枠一般 (標仕 6.8.1)		・(4)外部に面するコンクリートの打増し厚さ： ・図示 ・ ・(5)ひび割れ誘発目地の位置、形状及び寸法 位置： ・図示 ・ 標仕 表 11.1.1 による 形状： ・図示 ・ 標仕 9.7.3(1)(7) による 深さ： ・図示 ・ 標仕 表 11.1.3(3) による																							
・材料 (標仕 6.8.2)		・(1)せき板の種類 ・合板 ・床型枠用鋼製デッキプレート ・(2)合板のせき板の厚さ： ※12 mm ・図示 ・ ・(4)断熱材を兼用した型枠材の使用： ※図示 ・ ・(5)M C R 工法用シートの使用 ※図示 ・一般タイプ ・両端フラットタイプ ・粘着剤付きタイプ ・(9)(1)型枠に設けるスリーブ（配管用等）の材種、規格等 (標仕 表 6.8.1) <table><tr><th>材種</th><th>使用箇所</th></tr><tr><td>・鋼管</td><td></td></tr><tr><td>・硬質ポリ塩化ビニル管</td><td></td></tr><tr><td>・熔融亜鉛めっき鋼板</td><td></td></tr><tr><td>・つば付き鋼管</td><td></td></tr><tr><td>・紙チューブ</td><td></td></tr></table> ※硬質ポリ塩化ビニル管は防火区画を貫通する場合には使用しない。 ※つば付き鋼管は地中部分、ピットを除く居室部分等の土に接した外壁の地中水位より下に位置する水密性を要する部分に使用するスリーブを施工する場合などに使用 ※紙チューブは柱及び梁以外の箇所、開口補強が不要であり、かつ、スリーブ径が 200mm 以下の部分に使用 ・耐震スリットの位置、形状及び寸法： ※図示 ・		材種	使用箇所	・鋼管		・硬質ポリ塩化ビニル管		・熔融亜鉛めっき鋼板		・つば付き鋼管		・紙チューブ											
材種	使用箇所																								
・鋼管																									
・硬質ポリ塩化ビニル管																									
・熔融亜鉛めっき鋼板																									
・つば付き鋼管																									
・紙チューブ																									
・型枠の存置期間及び取外し (標仕 6.8.4)		(2)(7)普通エコセメントの場合の最小存置期間 ・普通ポルトランドセメントと同じ ・平均気温 20℃以上で 5 日、20℃未満 10℃以上 8 日																							
10 節 軽量コンクリート																									
・一般事項 (標仕 6.10.1)		(2)軽量コンクリートの適用及び適用箇所 ※本特記の「 6.2.2 コンクリートの強度 」による																							
・種類及び品質 (標仕 6.10.2)		・(1)軽量コンクリートの種類及び気乾単位容積質量(t/m³) 種類： ・1 種 ・2 種 気乾単位容積質量(t/m³)： ・図示 ・1.85 ・ ・(2)スランプ： ・図示 ・21 cm																							
11 節 寒中コンクリート																									
・一般事項 (標仕 6.11.1)		※(2)寒中コンクリートの適用期間 ※寒中コンクリートの適用は、打込み日を含む旬の日予想平均気温が 4.0℃以下となる期間とする。 <table><tr><th rowspan="2">観測地</th><th rowspan="2">観測地の標高</th><th colspan="2">寒中コンクリート工事適用期間</th></tr><tr><th>始まり</th><th>終わり</th></tr><tr><td>・神戸（気象台）</td><td>5.3m</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>・明石（垂水）</td><td>3.0m</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>・三田（北神）</td><td>150m</td><td>12 月 21 日</td><td>2 月 20 日</td></tr><tr><td>・三木（西神戸）</td><td>145m</td><td>1 月 11 日</td><td>2 月 10 日</td></tr></table> ※標高による補正は、下表による。下表は神戸（気象台）の旬平均気温を基に 100m 高くなる毎に 0.75℃低くなるものとして算定している。		観測地	観測地の標高	寒中コンクリート工事適用期間		始まり	終わり	・神戸（気象台）	5.3m	－	－	・明石（垂水）	3.0m	－	－	・三田（北神）	150m	12 月 21 日	2 月 20 日	・三木（西神戸）	145m	1 月 11 日	2 月 10 日
観測地	観測地の標高	寒中コンクリート工事適用期間																							
		始まり	終わり																						
・神戸（気象台）	5.3m	－	－																						
・明石（垂水）	3.0m	－	－																						
・三田（北神）	150m	12 月 21 日	2 月 20 日																						
・三木（西神戸）	145m	1 月 11 日	2 月 10 日																						

項目		特記事項					
	観測地	補正した標高	寒中コンクリート工事適用期間				
			始まり	終わり			
			神戸（气象台）	・200m		－	－
				・300m		1 月 11 日	2 月 10 日
				・400m		1 月 1 日	2 月 20 日
				・500m		12 月 21 日	2 月 28 日
				・600m		12 月 21 日	3 月 10 日
				・700m		12 月 11 日	3 月 10 日
				・800m		12 月 11 日	3 月 20 日
・900m	12 月 1 日	3 月 20 日					
・材料及び調合 (標仕 6.11.2)	※(3)調合管理強度 構造体強度補正值(S)は、本特記の「6.3.2 コンクリートの調合」による						
12 節 暑中コンクリート							
・一般事項 (標仕 6.12.1)	※(1)10 年間（2016～2025）の日平均気温の日別平滑値による暑中期と酷暑期の算定結果						
	観測地	日別平滑値が 25℃を超える期間（暑中期）			日別平滑値が 28℃を超える期間（酷暑期）		
		開始日	終了日	日数	開始日	終了日	日数
	・神戸（气象台）	6 月 25 日	9 月 24 日	92	7 月 19 日	9 月 3 日	47
	・明石（垂水）	7 月 3 日	9 月 19 日	79	7 月 27 日	8 月 25 日	30
	・三田（北神）	7 月 2 日	9 月 7 日	68	－	－	0
	・三木（西神）	7 月 1 日	9 月 14 日	76	7 月 29 日	8 月 12 日	15
	※標高による補正は下表により、表中に無い値は直線補完して求める。 下表は神戸（气象台）の気温を基に 100m 高くなる毎に 0.65℃低くなるものとして算定している。						
	観測地の標高	日別平滑値が 25℃を超える期間（暑中期）			日別平滑値が 28℃を超える期間（酷暑期）		
		開始日	終了日	日数	開始日	終了日	日数
・標高 200m	7 月 3 日	9 月 17 日	77	7 月 29 日	8 月 14 日	17	
・標高 300m	7 月 8 日	9 月 13 日	68	－	－	0	
・標高 400m	7 月 16 日	9 月 6 日	53	－	－	0	
・標高 500m	7 月 21 日	8 月 31 日	42	－	－	0	
・標高 600m	7 月 26 日	8 月 25 日	31	－	－	0	
・標高 700m	8 月 1 日	8 月 10 日	12	－	－	0	
・標高 800m	－	－	0	－	－	0	
・材料及び調合 (標仕 6.12.2)	※(2)スランプ： ※21 cm ・図示 ※(3)構造体強度補正值(S)： ※ 標仕 表 6.12.1 による ・						
・製造及び打込み (標仕 6.12.3)	※(1)荷卸し時のコンクリートの温度が 35℃を超える場合の対応 ※荷卸し時のコンクリートの温度が 35℃を超える期間は本特記に示す酷暑期の期間とする。 ※受け入れ時のコンクリート温度の上限値について 35℃を超えて設定する場合は、コンクリートの性能が低下しないような適切な対策を定めて監督員の承諾を受けるとともに、試し練りにより性能を確認する。 ※上記の対応を行った場合でも、受け入れ時のコンクリート温度の上限値は 38℃までとする。 ※参考資料：暑中コンクリートの施工指針・同解説（日本建築学会） 暑中コンクリート工事における対策マニュアル 2013（日本建築学会近畿支部）						
13 節 マスコンクリート							
・一般事項 (標仕 6.13.1)	・(2)マスコンクリートの適用及び適用箇所 ・適用： ・適用する ・適用しない ・適用箇所： ・図示 ・最小断面寸法が壁状部材で 800 mm以上、マット状部材・柱状部材で 1,000 mm以上						
・材料及び調合 (標仕 6.13.2)	・(1)セメントの種類 ・普通ポルトランドセメント ・中庸熱ポルトランドセメント ・低熱ポルトランドセメント ・高炉セメント B 種 ・フライアッシュセメント B 種 ・シリカセメント						
	・(2)混和材料 ・混和剤 JIS A 6204 による ・AE 剤 ・AE 減水剤 ・高性能 AE 減水剤 ・ ・混和材： ・フライアッシュ（・I 種 ・II 種 ・IV 種）[JIS A 6201 （コンクリート用フライアッシュ）] ・高炉スラグ微粉末 [JIS A 6206 （コンクリート用高炉スラグ微粉末）] ・シリカフェーム [JIS A 6207 （コンクリート用シリカフェーム）] ・膨張材 [JIS A 6202 （コンクリート用膨張材）] ・(5)スランプ： ・図示 ・15 cm ・(6)構造体強度補正值： ※ 標仕 表 6.13.1 による ・						

項目	特記事項
	※標仕 表 6.13.1 の” θ ” は 本特記 6.3.2 「表－各旬の初めから 28 日間の平年値の平均気温」 による ※標仕 表 6.13.1 の” 暑中期 ” は 本特記 6.12.1 「16 一般事項」 の表による
・製造 (標仕 6.13.3)	※荷卸し時のコンクリートの温度が 35℃を超える場合の対応 ※荷卸し時のコンクリートの温度が 35℃を超える期間は本特記に示す酷暑期の期間とする。 ※受け入れ時のコンクリート温度の上限値について 35℃を超えて設定する場合は、コンクリートの性能が低下しないような適切な対策を定めて監督員の承諾を受けるとともに、試し練りにより性能を確認する。 ※上記の対応を行った場合でも、受け入れ時のコンクリート温度の上限値は 38℃までとする。 ※参考資料：暑中コンクリート工事における対策マニュアル 2013（日本建築学会近畿支部）
14 節 無筋コンクリート	
・一般事項 (標仕 6.14.1)	※(2)コンクリートの種類： ※普通コンクリート ・ ※(3)設計基準強度 (Fc)： ※18N/mm ² ・ スランブ： ・15 cm ・18 cm ・(4)無筋コンクリートの適用場所： ※ 標仕 6.14.1(4)(ア)～(カ) による ・ ・(5) 標仕 表 6.2.1 以外のコンクリート： ※使用しない ・使用する（・図示 ・）
15 節 流動化コンクリート	
・一般事項 (標仕 6.15.1)	・(1)適用部位： ・図示 適用部材： ・図示 ・普通コンクリート ・軽量コンクリート
・材料及び調合 (標仕 6.15.2)	・(4)流動化コンクリートの空気量： ・図示 ・4.5% ・5.0% 普通コンクリートは 4.5%、軽量コンクリートは 5.0%を標準とする
16 節 高流動コンクリート	
・一般事項 (標仕 6.16.1)	・(2)適用部位： ・図示 適用部材： ・図示 ・普通コンクリート ・軽量コンクリート
・材料及び調合 (標仕 6.16.2)	・(2)スランブフロー： ・45 cm ・50 cm ・55 cm ・60 cm ・65 cm ・(3)空気量： ※4.5% ・図示 ・(5)単位粗骨材かさ重量： ※0.500m ³ /m ³ 以上 ・図示

7 章 鉄骨工事

項目		特記事項		
1 節 共通事項				
※鉄骨製作工場 (標仕 7.1.3)	(1)製作工場加工能力等は下記同等以上とする。 〔 (株)全国鉄骨評価機構 (株)日本鉄骨評価センター 〕 ・J グレード ・R グレード ・M グレード ・H グレード ・S グレード			
※鉄骨製作工場における施工管理技術者 (標仕 7.1.4)	(1)鉄骨製作工場における施工管理技術者の配置 ・配置する ・配置しない 資格： ※ 鉄骨製作管理技術者 （・1 級 ・2 級） ・ 鉄骨工事管理責任者			
2 節 材料				
・鋼材 (標仕 7.2.1)	規格名称等/（規格番号）	種類の記号	使用箇所	
	一般構造用圧延鋼材 (JIS G 3101)	・SS400	・構造図による ・	
		・SS490	・構造図による ・	
		・		
	溶接構造用圧延鋼材 (JIS G 3106)	・SM400A	・構造図による ・	
		・SM490A	・構造図による ・	
		・		
	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材 (JIS G 3114)	・SMA400AW	・構造図による ・	
		・SMA490AW	・構造図による ・	
		・		
	建築構造用圧延鋼材 (JIS G 3136)	・SN400C	・構造図による ・	
		・SN490C	・構造図による ・	
		・		
	一般構造用軽量形鋼 (JIS G 3350)	・SSC400	・構造図による ・	
	一般構造用炭素鋼鋼管 (JIS G 3444)	・STK400	・構造図による ・	
		・STK490	・構造図による ・	
	一般構造用角形鋼管 (JIS G 3466)	・STKR400	・構造図による ・	
		・STKR490	・構造図による ・	
	冷間ロール成形角形鋼管	・BCR295	・構造図による ・	
・高力ボルト (標仕 7.2.2)	(1)種類・(2)寸法			
	種類/規格	ねじの呼び	使用箇所	
	(ア)トルシア形高力ボルト ((一社)日本鋼構造協会規格 JSS II 09)	・M16	・構造図による ・	
		・M20	・構造図による ・	
		・		
	(イ)JIS 形高力ボルト 2 種(F10T) (JIS B 1186)	・M12	・構造図による ・	
		・M16	・構造図による ・	
		・		
	(ウ)溶融亜鉛めっき高力ボルト 1 種 (F8T)（建築基準法に基づく認定を受けたもの）	・M12	・構造図による ・	
		・M16	・構造図による ・	
		・		
	(エ) (ア)及び(ウ)以外の建築基準法の認定を受けた高力ボルト	・	・構造図による ・	
		・	・構造図による ・	
		・		
・普通ボルト (標仕 7.2.3)	(1)ボルト及びナットの材料等 (JIS B 1180 （六角ボルト）、 JIS B 1181 （六角ナット）） ・構造図による ・ 標仕 表 7.2.3 による (2)(ア)ねじの呼び： ※構造図による ・			
・アンカーボルト (標仕 7.2.4)	(1)構造用アンカーボルトの材質 JIS B 1220 （構造用両ねじアンカーボルトセット）			
	記号	ボルトのねじ加工	ボルトの材料	使用箇所
	・ABR400	転造ねじ加工	炭素鋼	・構造図による ・
	・ABR490			・構造図による ・
	・ABR520SUS		ステンレス鋼	・構造図による ・
	・ABM400	切削ねじ加工	炭素鋼	・構造図による ・
	・ABM490			・構造図による ・
	・ABM520SUS		ステンレス鋼	・構造図による ・
	(2)(ア)建方用アンカーボルトの種類： ※構造図による ・SS400 (イ)アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度			

項目		特記事項			
・耐火被覆の性能・品質等 (標仕 7.9.2) (標仕 7.9.3)	・耐火材吹付け (標仕 7.9.4)	・吹付けロックウール ・吹付けモルタル ・	・乾式工法 ・半乾式工法	・30分耐火 () ・1時間耐火 () ・1.5時間耐火 () ・2時間耐火 ()	
	・耐火板張り (標仕 7.9.5)	・繊維混入ケイ酸カルシウム板張り ・ALC パネル ・	・直張り工法 ・箱張り工法	・30分耐火 () ・1時間耐火 () ・1.5時間耐火 () ・2時間耐火 ()	
	・耐火材巻付け (標仕 7.9.6)	・耐熱ロックウールのブラケット	・スタッド溶接による留め付け ・	・30分耐火 () ・1時間耐火 () ・1.5時間耐火 () ・2時間耐火 ()	
	・ラス張りモルタル塗り (標仕 7.9.7)	・鉄網モルタル ・鉄網パライツモルタル	・塗厚 cm以上 ・	・30分耐火 () ・1時間耐火 () ・1.5時間耐火 () ・2時間耐火 ()	
	・耐火塗料 (標仕 7.9.8)		・	・30分耐火 () ・1時間耐火 () ・1.5時間耐火 () ・2時間耐火 ()	
	※ラス張りモルタル塗りは「 耐火構造の構造方法を定める件（建設省告示 1399 号） 」による ※耐火塗料は膜厚計（電磁式）による測定を行う。				
10 節 工事現場施工					
・アンカーボルトの設置等 (標仕 7.10.3)	(2)(7)構造用アンカーボルトの形状及び寸法 ※構造図による (2)(1) 構造用アンカーボルトの保持及び埋め込み ・構造図による ・ 標仕 7.10.3(2)(1) による (3)建方用アンカーボルトの保持及び埋込み方法 標仕 表 7.10.1 の ・A 種 ・B 種 (5)(7)柱底均しモルタルの厚さ： ※構造図による (5)(7)柱底均しモルタルの工法 標仕 表 7.10.2 の ※A 種 ・B 種				
・建方 (標仕 7.10.5)	(8)建方完了後の形状及び寸法精度 ※ 鉄骨工作標準図 §7 鉄骨工事精度（鉄骨工事検査基準）つづき による				
11 節 軽量形鋼					
・一般事項 (標仕 7.11.1)	・2 節 材料： ※構造図による ・3 節 工作一般： ※構造図による ・				
・施工 (標仕 7.11.2)	(3)ボルトの接合方法 ・構造図による ・高力ボルト ・普通ボルト ・せん断ボルト				
12 節 溶融亜鉛めっき工法					
・溶融亜鉛めっき高力ボルト接合 (標仕 7.12.5)	(1)摩擦面の処理方法 ・ 標仕 7.12.5(1)(7)及び(1) による ・構造図による				

8 章 コンクリートブロック、ALCパネル及び押出成形セメント板工事

項目		特記事項				
2 節 補強コンクリートブロック造						
・材料 (標仕 8.2.2)	(1)ブロックは JIS A5406 (建築用コンクリートブロック) による 種類 (・ 図示 ・ 下表による) 使用箇所 ()					
	断面形状	外部形状	圧縮強さ	化粧の有無	透水性	寸法許容差
	・ 空洞ブロック	・ 基本形ブロック ・ 基本形横筋ブロック ・ 異形ブロック	・ A(08) ・ B(12) ・ C(16) ・ D(20)	・ 素地ブロック ・ 化粧ブロック	・ 普通ブロック ・ 防水性ブロック(W)	・ 普通精度ブロック ・ 高精度ブロック(H)
	・ 型枠状ブロック	・ 基本形横筋ブロック ・ 異形ブロック	・ 20 ・ 25 ・ 30 ・ 35 ・ 40 ・ 45 ・ 50 ・ 60			
モジュール呼び寸法： ※長さ 400 mm×高さ 200 mm ・ 図示 正味厚さ：・ 100 mm 使用場所 () ・ 120 mm 使用場所 () ・ 150 mm 使用場所 () ・ 190 mm 使用場所 ()						
(2)コンクリート 〈6 章 3 節 [コンクリートの材料及び調査]〉 による ※普通コンクリート 21 N/mm ² 、スランプ 21 cm ・ 図示						
(3)鉄筋 〈5 章 2 節 [材料]〉 による ・ 図示 ・ SR235 ・ SR295 ・ SD295 ・ SD345 ・ SD390						
(4)モルタル用材料 標仕 15.3.2(1) : ・ 現場調査材料 ・ 既調査材料						
・モルタルの調査 (標仕 8.2.3)	モルタルの調査： ・ 図示 ・ 標仕 8.2.3(7)(1) による (ブロック圧縮強度が A(08)、B(12)、C(16)の場合)					
・鉄筋の加工及び組立 (標仕 8.2.5)	(2)各部の配筋： ※図示 各部の配筋は、(一社)日本建築学会「壁式構造配筋指針・同解説」、同「壁式構造関係設計基準集・同解説 (メーソントリー編)」、「JASS7」等を参考にすること					
・ブロック積み等 (標仕 8.2.7)	(6)目地仕上げ： ・ 図示 ・ 押し目地仕上げ ・ 化粧目地仕上げ					
・モルタル又はコンクリートの充填 (標仕 8.2.8)	(4)まぐさを受ける開口部両側のブロックの最下部からまぐさの下端までモルタル又はコンクリートで充填する範囲 (20 cm以上かつ上部の荷重を伝えるのに十分な長さ) ・ 図示 cm以上					
3 節 コンクリートブロック帳壁及び堀						
・材料 (標仕 8.3.2)	(1)ブロックは JIS A5406 (建築用コンクリートブロック) による 種類： ※ 標仕 表 8.3.1 による [(7)注 1： ※素地ブロック ・ 化粧ブロック] ・ 図示					
	モジュール呼び寸法： ※長さ 400 mm×高さ 200 mm ・ 図示 正味厚さ：・ 120 mm (高さ ≤ 2m) 使用場所 () ・ 150 mm (高さ > 2m) 使用場所 ()					
・モルタル及びコンクリートの調査 (標仕 8.3.3)	モルタルの調査： ・ 図示 ・ 標仕 8.2.3(7)(1) による (ブロック圧縮強度が A(08)、B(12)、C(16)の場合)					
・鉄筋の加工及び組立 (標仕 8.3.4)	配筋は、(一社)日本建築学会「壁式構造配筋指針・同解説」、同「壁式構造関係設計基準集・同解説 (メーソントリー編)」を参考にすること					
	(1)(1)鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状：図示 壁主筋の継手 : ・ 設ける ※設けない 主筋の継手方法： ・ アーク溶接 (両面 5 d 以上又は片面 10 d 以上の7A溶接) ・ 重ね継手 (40 d 以上) 壁鉄筋の定着長さ ・ 堀縦筋の定着方法 下部 ※基礎に定着 上部 ・ 180° フックかぎ掛け ・ 90° フックで余長 10 d 端部 ※壁頂の空洞部内に定着 壁横筋の定着方法 ・ 壁端部縦筋に 180° フックかぎ掛け ・ 直交壁に定着 ・ 直交壁の横筋に重ね継手 壁鉄筋の継手長さは 40d とする。 ブロック堀の横筋の末端部は、控壁に定着する。定着が取れない場合、末端部の縦筋にかぎ掛けし、最上部は下に折り曲げて定着する。					
(2)各部の配筋： ※図示						

項目		特記事項				
4 節 ALC パネル						
・ 材料 (標仕 8.4.2)	(1)材料 JIS A 5416 (軽量気泡コンクリートパネル(A L Cパネル))に基づく厚形パネルによる					
	区分		厚さ (mm)	幅(mm)	長さ(mm)	耐火性能
	一般パネル	平パネル	・ 外壁用	・	・	・
			・ 間仕切用	・	・	・
			・ 屋根版用	・	・	・
			・ 床版用	・	・	・
		意匠パネル	・ 外壁用	・	・	・
			・ 間仕切用	・	・	・
	コーナーパ ネル	平パネル	・ 外壁用	・	・	・
			・ 間仕切用	・	・	・
意匠パネル		・ 外壁用	・	・	・	
		・ 間仕切用	・	・	・	
単位荷重： ・ 図示						
種類		使用箇所	厚さ (mm)	正荷重 (N/mm ²)	負荷重 (N/mm ²)	
外壁						
間仕切壁						
屋根						
床						
(6)耐火目地材 ・ 図示 ・ アルカリアースシリケートウール (AES) ・ ロックウール充填耐火目地						
・ 外壁パネル構法 (標仕 8.4.3)	(1)種別 標仕 表 8.4.2 による ・ 図示 ・ A 種 (縦壁ロッキング工法) ・ B 種 (横壁アンカー工法)					
	(2)耐風圧性能及び耐震性能 ・ 図示					
	(5)パネル幅の最小限度 ※300 mm ・ 図示					
	(7,8)伸縮目地の目地幅 ※図示 ・ 20 ・ 10 ・					
	(9)伸縮目地の耐火目地材充填 ※図示					
・ 間仕切壁パネル構 法 (標仕 8.4.4)	(1)種別 標仕 表 8.4.3 による ・ 図示 ・ C 種 (縦壁ロッキング工法) ・ D 種 (横壁アンカー工法)					
	(2)耐震性能 ・ 図示					
	(6) 標仕 8.4.3(3)～(12)					
	(5)パネル幅の最小限度 ※300 mm ・ 図示					
	(7,8)伸縮目地の目地幅 ※図示 ・ 20 ・ 10 ・					
	(9)伸縮目地の耐火目地材充填 ※図示					
・ 屋根及び壁パネル 構法 (標仕 8.4.5)	(7) 標仕 8.4.3(2)～(6)					
	(2)耐風圧性能及び耐震性能 ・ 図示					
	(5)パネル幅の最小限度 ※300 mm ・ 図示					
5 節 押出成形セメント板 (ECP)						
・ 材料 (標仕 8.5.2)	(1)パネルは JIS A 5441 (押出成形セメント板 (ECP) による					
	表面形状		ロックウール充填	使用箇所	厚さ (mm)	幅 (mm)
	・ フラットパネル		・ あり ・ なし	・ 外壁 ・ 間仕切壁		
	・ デザインパネル		・ あり ・ なし	・ 外壁 ・ 間仕切壁		
	・ タイルベースパネル		・ あり ・ なし	・ 外壁 ・ 間仕切壁		
・ 外壁パネル工法 (標仕 8.5.3)	(1)工法 標仕 表 8.5.1 による ・ A 種 (縦張り工法) ・ B 種 (横張り工法)					
	(2)耐風圧性能及び耐震性能 ・ 図示					

項目	特記事項
	(3)耐火構造以外の目地及び隙間の処理 ・ 図示 (5)パネル幅の最小限度 ※300 mm ・ 図示 (9)パネル相互の目地幅 ・ 図示 ・ 長辺 mm、短辺 mm (10)出隅・入隅の伸縮目地の目地幅 ※図示 ・ 15 mm程度
・ 間仕切壁パネル工法 (標仕 8.5.4)	(1)工法 標仕 表 8.5.2 による ・ B 種 (横張り工法) ・ C 種 (縦張り工法) (2)耐震性能 ・ 図示 (3)耐火構造以外の目地及び隙間の処理 ・ 図示 (5)パネル幅の最小限度 ※300 mm ・ 図示 (9)パネル相互の目地幅 ・ 図示 ・ 長辺 mm、短辺 mm (10)出隅・入隅の伸縮目地の目地幅 ※図示 ・ 15 mm程度
・ 溝掘り及び開口部の措置 (標仕 8.5.5)	(4)設備開口等の開口寸法の限度 ・ 図示

9章 防水工事

項目		特記事項		
1 節 共通事項				
※防水工事の保証書の提出及び保証年限	保証書提出工事		保証箇所	保証年限
	・アスファルト防水	屋根（保護用）	※10 年	・ 年
		屋根（露出用）	※10 年	・ 年
		浴室・便所	※10 年	・ 年
		地下室・貯水槽	※10 年	・ 年
	・改質アスファルトシート防水		※10 年	・ 年
	・合成高分子ルーフィング防水		※10 年	・ 年
	・塗膜防水		・ 10 年	・ 5 年 ・ 年
	・ケイ酸質系塗布防水		・ 10 年	・ 5 年 ・ 年
	※保証書（請負人、材料製造所、防水施工者の連帯保証）は各2通提出すること。			
※防水施工者は、防水材料製造所指定の施工者とし、監督員の承諾を受ける。				
・水張り試験	・行う ※行わない 試験箇所： ・図示 ・ 試験方法 ※ドレイン廻りをルーフィング類やウエス類で仮のふたをして、防水層の立上り端部を越えない様に水を張り、24 時間以上そのままにしておいた後、周辺や階下への漏れの有無を確認する。			
2 節 アスファルト防水				
・材料 (標仕 9.2.2)	(3)アスファルトルーフィング類 ・(カ)改質アスファルトルーフィングシート (JIS A 6013) ※標仕 表 9.2.3、表 9.2.4、表 9.2.5、表 9.2.6、表 9.2.7、表 9.2.8 による ※厚さは JIS A 6013 表 4 による ・(キ)部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート (JIS A 6013) ※標仕 表 9.2.5、表 9.2.6、表 9.2.7、表 9.2.8 による ※厚さは JIS A 6013 表 4 による ・(6)押え金物： ※アルミニウム製 L-30×15×2.0(mm)程度 ・(8)屋根保護防水断熱工法に用いる断熱材 (JIS A 9521) 種類： ※押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3 種 b A（スキン層付き） 厚さ： ・図示 ・ mm ・(9)屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材 (JIS A 9521) 種類： ・図示 ・硬質ウレタンフォーム断熱材（・2 種 1 号 ・2 種 2 号 ・ ） 厚さ： ・図示 ・ mm (10)絶縁用シートの材料 屋根保護防水密着工法又は屋根保護防水絶縁工法の場合 ・ポリエチレンフィルム厚さ 0.15mm 以上のもの ・ポリプロピレン、ポリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス(70g/㎡程度) 屋根保護防水密着断熱工法又は屋根保護防水絶縁断熱工法の場合 ※ポリプロピレン、ポリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス(70g/㎡程度) (11)保護層等の材料 ・(イ)立上り部の保護の乾式保護剤： ・図示 ・ ・(オ)立上り部の保護のれんが： ・図示			

項目	特記事項		
・防水層の種別及び工程 （ 標仕 9.2.3 ）	・防水層の工法による種別及び工程		
	施工箇所	工法	種別
	屋根（保護用）	・(ア)密着工法 （ 標仕 表 9.2.3 ）	・A-1 ・A-2 ・A-3
		・(イ)密着断熱工法 （ 標仕 表 9.2.4 ）	・AI-1 ・AI-2 ・AI-3
		・(ウ)絶縁工法 （ 標仕 表 9.2.5 ）	・B-1： ・部分粘着層付改質アスファルトルーフィング使用 ・砂付き穴あきルーフィング使用 ・B-2： ・部分粘着層付改質アスファルトルーフィング使用 ・砂付き穴あきルーフィング使用
		・(I)絶縁断熱工法 （ 標仕 表 9.2.6 ）	・BI-1： ・部分粘着層付改質アスファルトルーフィング使用 ・砂付き穴あきルーフィング使用 ・BI-2： ・部分粘着層付改質アスファルトルーフィング使用 ・砂付き穴あきルーフィング使用
	屋根（露出用）	・(オ)絶縁工法 （ 標仕 表 9.2.7 ）	・D-1： ・部分粘着層付改質アスファルトルーフィング使用 ・砂付き穴あきルーフィング使用 ・D-2： ・部分粘着層付改質アスファルトルーフィング使用 ・砂付き穴あきルーフィング使用
		・(カ)絶縁断熱工法 （ 標仕 表 9.2.8 ）	・DI-1 ・DI-2
	浴室・便所	・(キ)屋内防水工法 （ 標仕 表 9.2.9 ）	・E-1 ※E-2
	地下室・貯水槽・浴槽	・(キ)屋内防水工法	※E-1 ・E-2
・施工 （ 標仕 9.2.4 ）	・(ア)屋根保護防水密着工法 ・(注)2 立上り部における保護工法： ※図示 ・ ・(イ)屋根保護防水密着断熱工法 ・(注)1 立上り部への断熱材及び絶縁用シートの設置： ※図示 ・(注)2 立上り部における保護工法： ※図示 ・ ・(ウ)屋根保護防水絶縁工法 ・(注)5 立上り部における保護工法： ※図示 ・ ・(I)屋根保護防水絶縁断熱工法 ・(注)4 立上り部への断熱材及び絶縁用シートの設置： ※図示 ・(注)5 立上り部における保護工法： ※図示 ・ ・(オ)屋根露出防水絶縁工法 ・脱気装置の種類と設置数量： ※製造所の指定 ・ ・(注)4 仕上げ塗料の種類及び使用量 種類： ・シルバー塗料 ・カラー塗料（・高日射反射率塗料） ・厚塗り塗料（・高日射反射率塗料 ・防火塗料） 使用量：※製造所の仕様による ・(カ)屋根露出防水絶縁断熱工法 ・脱気装置の種類と設置数量： ※製造所の指定 ・ ・(注)4 仕上げ塗料の種類及び使用量 種類： ・シルバー塗料 ・カラー塗料（・高日射反射率塗料） ・厚塗り塗料（・高日射反射率塗料 ・防火塗料） 使用量：※製造所の仕様による ・(キ)屋内防水密着工法 ・保護層 ・設ける ・設けない ・E-1 の工程 3： ※貯水槽、浴槽等の常時水に接する部位に適用する ・行わない		
・施工 （ 標仕 9.2.4 ）	・(1)防水層の下地 ・(ア)平場がモルタル塗り下地の場合： ・図示 ・ 標仕 表 15.3.4 の金ごて仕上げ ・(イ)立上り： ・図示 ・ 標仕 表 6.2.4 の B 種 ・(4) アスファルトルーフィング類の張付け ・(g)屋根露出防水絶縁断熱工法の断熱材のルーフトレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置 ・図示 ・		
・保護層等の施工 （ 標仕 9.2.5 ）	・(4)平場の保護コンクリート ・図示 ・ ・(5)立上り部の保護工法 ・乾式工法 ・コンクリート押え ・モルタル押え（室内） ・れんが押え（※仕様は図示による） ・(7)屋上排水溝の設置： ※図示		

項目		特記事項																																					
3 節 改質アスファルトシート防水																																							
・ 材料 (標仕 9.3.2)		(1)改質アスファルトシート ・ (7)改質アスファルトシート (JIS A 6013) ※標仕 表 9.3.1 、 表 9.3.2 、 表 9.3.3 による ※厚さは JIS A 6013 表 4 による ・ (1) 粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシート (JIS A 6013) ※標仕 表 9.3.2 、 表 9.3.3 による ※厚さは JIS A 6013 表 4 による (3)その他の材料 ・ (1) 押え金物： ※アルミニウム製 L-30×15×2.0(mm)程度 ・ (ウ) 屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材 (JIS A 9521) 種類： ・ 図示 ・ 硬質ウレタンフォーム断熱材 (・ 2 種 1 号 ・ 2 種 2 号 ・) 厚さ： ・ 図示																																					
・ 防水層の種別及び工程 (標仕 9.3.3)		・ 防水層の工法による種別及び工程 <table><tr><th>防水工法</th><th>種別</th><th>施工箇所</th></tr><tr><td>・ (7)屋根露出防水密着工法 (標仕 表 9.3.1)</td><td>・ AS-T1 ・ AS-T2 ・</td><td></td></tr><tr><td>・ (1)屋根露出防水絶縁工法 (標仕 表 9.3.2)</td><td>・ AS-T3 ・ AS-T4 ・ AS-J1</td><td></td></tr><tr><td>・ (ウ)屋根露出防水絶縁断熱工法 (標仕 表 9.3.3)</td><td>・ ASI-T1 ・ ASI-J1 ・</td><td></td></tr></table> ・ (7)屋根露出防水密着工法 ・ (注)2 仕上塗料の種類及び使用量： ※製造所の仕様による ・ ・ (1)屋根露出防水絶縁工法 ・ 脱気装置の種類と設置数量： ※製造所の指定 ・ ・ (注)7 仕上塗料の種類及び使用量： ※製造所の仕様による ・ ・ (ウ)屋根露出防水絶縁断熱工法 ・ 脱気装置の種類と設置数量： ※製造所の指定 ・ ・ 断熱材張付けに先立ち設ける防湿用シート： ・ 図示 ・ 設置する ・ 設置しない ・ (注)7 仕上塗料の種類及び使用量 種類： ・ シルバー塗料 ・ カラー塗料 (・ 高日射反射率塗料) ・ 厚塗り塗料 (・ 高日射反射率塗料 ・ 防火塗料) 使用量 ※製造所の仕様による		防水工法	種別	施工箇所	・ (7)屋根露出防水密着工法 (標仕 表 9.3.1)	・ AS-T1 ・ AS-T2 ・		・ (1)屋根露出防水絶縁工法 (標仕 表 9.3.2)	・ AS-T3 ・ AS-T4 ・ AS-J1		・ (ウ)屋根露出防水絶縁断熱工法 (標仕 表 9.3.3)	・ ASI-T1 ・ ASI-J1 ・																									
防水工法	種別	施工箇所																																					
・ (7)屋根露出防水密着工法 (標仕 表 9.3.1)	・ AS-T1 ・ AS-T2 ・																																						
・ (1)屋根露出防水絶縁工法 (標仕 表 9.3.2)	・ AS-T3 ・ AS-T4 ・ AS-J1																																						
・ (ウ)屋根露出防水絶縁断熱工法 (標仕 表 9.3.3)	・ ASI-T1 ・ ASI-J1 ・																																						
4 節 合成高分子系ルーフィングシート防水																																							
・ 材料 (標仕 9.4.2)		(1) ルーフィングシート JIS A 6008 (合成高分子系ルーフィングシート) ・ 厚さ： ※標仕 表 9.4.1 、 表 9.4.2 、 表 9.4.3 による ・ (2) 可塑剤移行防止用シートの材質： ※発泡ポリエチレンシート ・ (3) その他の材料 ・ (1) 固定金具： ※防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもので、厚さ 0.4mm 以上のもの ・ (1) 断熱工法に用いる断熱材 (JIS A 9521) に基づく発泡プラスチック断熱材 ・ (a)機械式固定方法 種類： ・ 図示 ・ 硬質ウレタンフォーム断熱材 (・ 2 種 1 号 ・ 2 種 2 号 ・) 厚さ： ・ 図示 ・ ・ (b)接着工法 種類： ・ 図示 ・ 硬質ウレタンフォーム断熱材 (・ 2 種 1 号 ・ 2 種 2 号 ・) ・ ポリエチレンフォーム断熱材 厚さ： ・ 図示 ・																																					
・ 防水層の種別及び工程 (標仕 9.4.3)		・ (1)防水層の工法による種別及び工程 <table><tr><th>工法</th><th>種別</th><th>シートの厚さ (mm)</th><th>施工箇所</th></tr><tr><td rowspan="2">接着工法 (標仕 表 9.4.1)</td><td>・ S-F1</td><td>※1.2 ・</td><td></td></tr><tr><td>・ S-F2</td><td>※1.5 ・ 2.0 (軽歩行仕様)</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">機械式固定工法 (標仕 表 9.4.1)</td><td>・ S-M1</td><td>※1.5 ・</td><td></td></tr><tr><td>・ S-M2</td><td>※1.5 ・ 2.0 (軽歩行仕様)</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">接着工法 (断熱工法) (標仕 表 9.4.2)</td><td>・ SI-F1</td><td>※1.2 ・</td><td></td></tr><tr><td>・ SI-F2</td><td>※1.5 ・ 2.0 ・</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">機械式固定工法 (断熱工法) (標仕 表 9.4.2)</td><td>・ SI-M1</td><td>※1.5 ・</td><td></td></tr><tr><td>・ SI-M2</td><td>※1.5 ・</td><td></td></tr><tr><td>屋内保護密着工法</td><td>・ S-C1</td><td>※1.0 ・</td><td>屋内 ()</td></tr></table>		工法	種別	シートの厚さ (mm)	施工箇所	接着工法 (標仕 表 9.4.1)	・ S-F1	※1.2 ・		・ S-F2	※1.5 ・ 2.0 (軽歩行仕様)		機械式固定工法 (標仕 表 9.4.1)	・ S-M1	※1.5 ・		・ S-M2	※1.5 ・ 2.0 (軽歩行仕様)		接着工法 (断熱工法) (標仕 表 9.4.2)	・ SI-F1	※1.2 ・		・ SI-F2	※1.5 ・ 2.0 ・		機械式固定工法 (断熱工法) (標仕 表 9.4.2)	・ SI-M1	※1.5 ・		・ SI-M2	※1.5 ・		屋内保護密着工法	・ S-C1	※1.0 ・	屋内 ()
工法	種別	シートの厚さ (mm)	施工箇所																																				
接着工法 (標仕 表 9.4.1)	・ S-F1	※1.2 ・																																					
	・ S-F2	※1.5 ・ 2.0 (軽歩行仕様)																																					
機械式固定工法 (標仕 表 9.4.1)	・ S-M1	※1.5 ・																																					
	・ S-M2	※1.5 ・ 2.0 (軽歩行仕様)																																					
接着工法 (断熱工法) (標仕 表 9.4.2)	・ SI-F1	※1.2 ・																																					
	・ SI-F2	※1.5 ・ 2.0 ・																																					
機械式固定工法 (断熱工法) (標仕 表 9.4.2)	・ SI-M1	※1.5 ・																																					
	・ SI-M2	※1.5 ・																																					
屋内保護密着工法	・ S-C1	※1.0 ・	屋内 ()																																				

項目		特記事項														
		(標仕 表 9.4.3)														
		標仕 表 9.4.1 〔合成高分子系ルーフィングシート防水工法の種別及び工程〕 ・(注)4 仕上塗料の種類及び使用量 種類 ・※軽歩行仕様 ・シルバー塗料 ・カラー塗料（・高日射反射率塗料） ・厚塗り塗料（・高日射反射率塗料 ・防火塗料） 使用量 ※製造所の仕様による 塩化ビニル系には遮熱シート、加硫ゴム系には遮熱塗料を使用する 標仕 表 9.4.2 〔合成高分子系ルーフィングシート防水工法（断熱工法）の種別及び工程〕 ・(注)2 SI-M1,SI-M2の防湿用フィルムの設置： ※図示 ・ ・(注)7 仕上塗料の種類及び使用量 種類 ・※軽歩行仕様 ・シルバー塗料 ・カラー塗料（・高日射反射率塗料） ・厚塗り塗料（・高日射反射率塗料 ・防火塗料） 使用量 ※製造所の仕様による 塩化ビニル系には遮熱シート、加硫ゴム系には遮熱塗料を使用する 標仕 表 9.4.3 〔合成高分子系ルーフィングシート防水工法（屋内保護密着工法）の種別及び工程〕 ・(注)2 保護モルタルの塗厚： ※図示 ・ ・(2)接着工法の場合の脱気装置の種類と設置数量 ※製造所の仕様とする ・														
・ 施工 (標仕 9.4.4)	・(4)(1)プレキャストコンクリート下地の接着工法の目地処理 ※図示 ・ルーフィングシートの製造所の仕様による 施工部位（ ） ・(5)(1)プレキャストコンクリート下地の入隅部の増張り（S-FI,SI-FI の場合） ※図示 ・ルーフィングシートの製造所の仕様による ・(6)(1)(a)一般部のルーフィングシートの張付け（機械式固定方法の場合） ・建築基準法に基づく風圧力に対応した工法を用いる ※告示に基づく耐風圧計算資料を監督員に提出し承認を得ること ・下地について、引張試験を実施し強度を確認すること ・(11)(1)屋内保護密着工法の保護層の立上り部の保護モルタル塗厚 ※7.0 mm ・図示 ・															
5 節 塗膜防水																
・ 材料 (標仕 9.5.2)	(1)塗膜を形成する材料は JIS A 6021(建築用塗膜防水材)の屋根用に基づく 労働安全衛生法施行令別表第三に掲げる特定化学物質TDI及びMOCA、MBOCAを 1 重量%を超えて含有するウレタンゴム系塗膜防水材は使用不可とする。 TDI：トリレンジイソシアネート MOCA,MBOCA：3,3’ -ジクロロ-4,4’ -ジアミノジフェニルメタン															
・ 防水層の種別及び工程 (標仕 9.5.3)	・(1)ウレタンゴム系塗膜防水の種別 ・(2)ゴムアスファルト系塗膜防水の種別 <table><tr><th>工法</th><th>種別</th><th>施工箇所</th></tr><tr><td rowspan="2">(1)ウレタンゴム系 (標仕 表 9.5.1)</td><td>・X-1（絶縁工法）</td><td>・屋根</td></tr><tr><td>・X-2（密着工法）</td><td>・屋根 ・庇 ・開放廊下 ・バルコニー</td></tr><tr><td rowspan="2">(2)ゴムアスファルト系 (標仕 表 9.5.2)</td><td>・Y-1（密着工法）</td><td>・地下外壁（ ）</td></tr><tr><td>・Y-2（密着工法）保護層有</td><td>・屋内 （ ）</td></tr></table> ・(1)(7)(注)4 仕上げ塗料等の種類及び使用量 種類 ・2 成分形アクリルウレタン樹脂系 ・フッ素樹脂系 ・アクリルシリコン樹脂系 ・環境配慮型 ・高日射反射型 使用量 ※製造所の仕様による ・(1)(1)X-1（絶縁工法）における脱気装置の種類と設置数量 ※製造所の仕様とする ・ ・(2)(注)4 Y-2 工法の保護層の仕様 ※図示 ・			工法	種別	施工箇所	(1)ウレタンゴム系 (標仕 表 9.5.1)	・X-1（絶縁工法）	・屋根	・X-2（密着工法）	・屋根 ・庇 ・開放廊下 ・バルコニー	(2)ゴムアスファルト系 (標仕 表 9.5.2)	・Y-1（密着工法）	・地下外壁（ ）	・Y-2（密着工法）保護層有	・屋内 （ ）
工法	種別	施工箇所														
(1)ウレタンゴム系 (標仕 表 9.5.1)	・X-1（絶縁工法）	・屋根														
	・X-2（密着工法）	・屋根 ・庇 ・開放廊下 ・バルコニー														
(2)ゴムアスファルト系 (標仕 表 9.5.2)	・Y-1（密着工法）	・地下外壁（ ）														
	・Y-2（密着工法）保護層有	・屋内 （ ）														
6 節 ケイ酸質系塗布防水																
・ 一般事項 (標仕 9.6.1)	※JASS 8 M-301 に適合するものとする。 ※下記の部位に適用する 現場打ち鉄筋コンクリートを下地とする地下外壁（外部側、内部側）、ドライエリア、室内駐車場、便所・機械室等、雑排水槽、消防用水槽、受水槽、プール、人工池、ピット及び外構に適用する															
・ 施工 (標仕 9.6.4)	(1)(1) 壁及び天井部の防水層の下地 ※コンクリート打放し仕上げ 標仕 表 6.2.4 [打放し仕上げの種別] のB種 (2)下地処理 ・(7)防水層下地のコンクリートの打継ぎ箇所の処理															

項目		特記事項		
		・ 図示 ・ (I)その他の下地処理 ・ 図示		
7 節 シーリング				
・ 一般事項 (標仕 9.7.1)	※シーリング保証書 ※提出する ・ 提出しない 保証書（請負人、材料製造所、シーリング施工者連帯保証）は各 2 通提出すること。			
	施工箇所	シーリング材の種類	目地寸法（mm） 【 標仕 9.7.3 目地寸法 】	保証年限
	・ 各階打継部分			年
	・ ひび割れ誘発目地			
	・ タイル伸縮目地			年
	・ ガラスとめ付け			年
	・ サッシ廻り			年
	・ 金属製パネル			年
	・ 水回り	※SR-I (防かびタイプ)		年
・ 材料 (標仕 9.7.2)	(2)シーリング材の種類及び施工箇所 ※ 標仕 表 9.7.1 による ・ 図示 ・ (注)Ⅰ シーリング材表面に仕上げを行わないもの ※図示 ・ ・ ノンブリードタイプシーリング材の適用 ※使用する ・ 施工箇所 ※ポリウレタン系シーリングで、仕上げ有りの部位			
	・ シーリング材の試験 (標仕 9.7.5)			
・ (2)接着性試験 ※簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験				
8 節 「標仕」以外の工法（「建築工事監理指針 9 章 8 節」や JASS 8 を参照して記載すること）				
・ 改質アスファルトシート 常温複合工法				
・ 超速硬化ウレタンゴム系塗膜防水				
・ ERP 系塗膜防水				
・				

10章 石工事

項目		特記事項				
1 節 共通事項						
※施工一般 (標仕 10.1.3)		(1)石材の割付 ※図示				
2 節 材料						
・ 石材 (標仕 10.2.1)		(1)天然石 (ア)岩石の種類 (イ)寸法 (ウ)表面仕上げ (標仕 表 10.2.1 及び 標仕 表 10.2.2 による)				
		施工箇所	(ア)種類	(ア)産地・名称	(イ)寸法 (mm)	(ウ)表面仕上げ
			・ 花こう岩 ・ 大理石 ・ 凝灰岩 ・			・ 本磨き ・ ジェットバーナー ・
		(注) 1. ジェットバーナー仕上げの場合のパフ仕上げ： ・ あり ・ なし				
・ 取付金物 (標仕 10.2.2)		(2)テラゾ JIS A 5411 (テラゾ)による ・ (イ)種石の種類と大きさ ・ (ウ)(a)テラゾブロックの形状、仕上げ、寸法 ・ (ウ)(b)テラゾタイルの寸法 ・ (エ)表面仕上げ (標仕 表 10.2.2)				
		施工箇所	(イ)種石の種類	(イ)種石の大きさ	(ウ)形状寸法 (mm)	(エ)表面仕上げ
			・ 大理石の類 ・ 花こう岩の類	・ 1.5～12 mm ・		・ 本磨き ・ 水磨き
・ その他の材料 (標仕 10.2.3)		・ (1)外壁湿式工法及び内壁空積工法用金物 (イ)受金物の材質、形状及び寸法 ※SUS304 製、寸法 L＝75×75×6(mm)、長さ 100 mm又は 150 mm程度 ・ 図示				
		・ (2)外壁乾式工法用金物 金物の種類、形状、寸法等 ※ 標仕 表 10.2.4 (・ スライド方式 ・ ロッキング方式) ・ 図示				
		・ (3)特殊部位用金物 (ア)引金物、だば、かすがい ※SUS304 製、寸法は 標仕 表 10.2.3 による ・ 図示				
		(イ)特殊部位に使用するファスナー ※図示				
		・ (4)アンカー (ア)外壁湿式工法及び内壁空積工法 材質： ※SS400 ・ 図示 寸法： ※図示 (イ)外壁乾式工法及び特殊部位 材質： ※SUS304 ・ 図示 寸法： ※図示				
		・ (5)あと施工アンカー： 標仕 14.1.3 [工法] (1) による 材質： ※図示 寸法： ※図示				
		・ (6)(1)～(5)以外のアンカー 形状： ※図示 寸法： ※図示				

項目	特記事項																				
	・(3)石裏面処理材 ※専門工事業者の指定する製品 ・図示 ・ ・(4)裏打ち処理材 ※専門工事業者の指定する製品 ・図示 ・ ・(6)外壁湿式工法に使用するドレンパイプの材質 ※図示 ・ ・(7)金物の固定に使用する充填材料等 ※専門工事業者の指定する製品 ・図示 ・セメントペースト ・エポキシ樹脂 ・ゴムチューブ																				
3 節 外壁湿式工法																					
・材料 (標仕 10.3.2) ・施工 (標仕 10.3.3)	材料 (標仕 10.3.2) (1)石材の厚さ(25 mm以上) ※図示 ・ (2)(ウ)石裏面処理、裏打ち処理 ※下表 ・図示 ・ 施工 (標仕 10.3.3) (2)(ア)下地ごしらえ ※下表 ・図示 <table><tr><th>施工箇所</th><th>石裏面処理</th><th>裏打ち処理</th><th>下地ごしらえ</th></tr><tr><td></td><td>・行わない ・行う</td><td>・行わない ・行う</td><td>※あと施工アンカー・横筋流し工法 ・流し筋工法 ・あと施工アンカー工法</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 施工 (標仕 10.3.3) (5)(ア)一般目地 ※下表 ・図示 <table><tr><th>施工箇所</th><th>種類</th><th>(a,d)目地の寸法</th><th>材料</th></tr><tr><td></td><td>・一般目地</td><td>幅 : 深さ:</td><td>・セメントモルタル ・シーリング材</td></tr></table> (5)(イ)伸縮調整目地 (a)伸縮調整目地の位置: ・図示 ※標仕 表 11.1.1 による (c)シーリング材の目地寸法: ・※標仕 9.7.3 [目地寸法] (1)(ウ) 幅・深さとも 10 mm以上	施工箇所	石裏面処理	裏打ち処理	下地ごしらえ		・行わない ・行う	・行わない ・行う	※あと施工アンカー・横筋流し工法 ・流し筋工法 ・あと施工アンカー工法					施工箇所	種類	(a,d)目地の寸法	材料		・一般目地	幅 : 深さ:	・セメントモルタル ・シーリング材
施工箇所	石裏面処理	裏打ち処理	下地ごしらえ																		
	・行わない ・行う	・行わない ・行う	※あと施工アンカー・横筋流し工法 ・流し筋工法 ・あと施工アンカー工法																		
施工箇所	種類	(a,d)目地の寸法	材料																		
	・一般目地	幅 : 深さ:	・セメントモルタル ・シーリング材																		
4 節 内壁空積工法																					
・材料 (標仕 10.4.2) ・施工 (標仕 10.4.3)	材料 (標仕 10.4.2) (1)石材の厚さ(20 mm以上) ※図示 ・ (2)(ウ)石裏面処理、裏打ち処理 ※下表 ・図示 ・ 施工 (標仕 10.4.3) (2)(ア)下地ごしらえ ※下表 ・図示 ・ <table><tr><th>施工箇所</th><th>石裏面処理</th><th>裏打ち処理</th><th>下地ごしらえ</th></tr><tr><td></td><td>・行わない ・行う</td><td>・行わない ・行う</td><td>※あと施工アンカー・横筋流し工法 ・流し筋工法 ・あと施工アンカー工法</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 施工 (標仕 10.4.3) (5)(ア)一般目地 ※下表 ・図示 <table><tr><th>施工箇所</th><th>種類</th><th>(a,d)目地の寸法</th><th>材料</th></tr><tr><td></td><td>・一般目地</td><td>幅 : 深さ:</td><td>・セメントモルタル ・シーリング材</td></tr></table> (5)(イ)伸縮調整目地 (a)伸縮調整目地の位置: ・図示 ※標仕 表 11.1.1 による (c)シーリング材の目地寸法: ・※標仕 9.7.3 [目地寸法] (1)(ウ) 幅・深さとも 10 mm以上	施工箇所	石裏面処理	裏打ち処理	下地ごしらえ		・行わない ・行う	・行わない ・行う	※あと施工アンカー・横筋流し工法 ・流し筋工法 ・あと施工アンカー工法					施工箇所	種類	(a,d)目地の寸法	材料		・一般目地	幅 : 深さ:	・セメントモルタル ・シーリング材
施工箇所	石裏面処理	裏打ち処理	下地ごしらえ																		
	・行わない ・行う	・行わない ・行う	※あと施工アンカー・横筋流し工法 ・流し筋工法 ・あと施工アンカー工法																		
施工箇所	種類	(a,d)目地の寸法	材料																		
	・一般目地	幅 : 深さ:	・セメントモルタル ・シーリング材																		
5 節 外壁乾式工法																					
・材料 (標仕 10.5.2) ・施工 (標仕 10.5.3)	材料 (標仕 10.5.2) (1)石材の厚さ(30 mm以上) ※図示 ・ (2)石材の加工 (ア)だば用の穴位置 ※下表 ・図示 ・ (イ)裏打ち処理 ※下表 ・図示 ・ 施工 (標仕 10.5.3) (1)建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※告示に基づく耐風圧計算資料を監督員に提出し承認を得ること																				

項目		特記事項													
		・ 下地について、引張試験を実施し強度を確認すること													
		<table><tr><th>施工箇所</th><th>だば穴位置</th><th>裏打ち処理</th><th>風圧力に対応した工法</th></tr><tr><td></td><td>※標仕 10.5.2(2)(ア) ・ 図示</td><td>・ 行わない ・ 行う</td><td>・ 図示 ・</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施工箇所	だば穴位置	裏打ち処理	風圧力に対応した工法		※標仕 10.5.2(2)(ア) ・ 図示	・ 行わない ・ 行う	・ 図示 ・					
施工箇所	だば穴位置	裏打ち処理	風圧力に対応した工法												
	※標仕 10.5.2(2)(ア) ・ 図示	・ 行わない ・ 行う	・ 図示 ・												
		施工（ 標仕 10.5.3 ）（6）目地													
		<table><tr><th>施工箇所</th><th>寸法</th><th>材料</th></tr><tr><td></td><td>幅　：※8 mm以上　・ 深さ：※8 mm以上　・</td><td>※シーリング材 ・</td></tr><tr><td></td><td>幅　：※8 mm以上　・ 深さ：※8 mm以上　・</td><td>※シーリング材 ・</td></tr></table>	施工箇所	寸法	材料		幅　：※8 mm以上　・ 深さ：※8 mm以上　・	※ シーリング材 ・		幅　：※8 mm以上　・ 深さ：※8 mm以上　・	※ シーリング材 ・				
施工箇所	寸法	材料													
	幅　：※8 mm以上　・ 深さ：※8 mm以上　・	※ シーリング材 ・													
	幅　：※8 mm以上　・ 深さ：※8 mm以上　・	※ シーリング材 ・													
6 節　床及び階段の石張り															
・ 床の石張り （ 標仕 10.6.2 ）		(1)材料 (ア)石材の厚さ　　※図示　　・ (イ)浸透性吸水防止剤：　※図示　　・ 行わない　　・ 行う 石裏面処理：　※図示　　・ 行わない　　・ 行う 裏打ち処理：　※図示　　・ 行わない　　・ 行う (5)目地 (ア)一般目地の目地幅 屋外：　※図示　　・　　mm 屋内：　※図示　　・　　mm ・ 目地にシーリングを用いる場合の目地の幅と深さ ※ 標仕 10.3.3(5)(ア)(d) (イ)伸縮調整目地の位置 ※ 標仕 10.6.2(5)(イ)(a) による ・ 図示　　・ (c)シーリング材の目地寸法 ※ 標仕 9.7.3 [目地寸法] (1)(ウ) 幅・深さとも 10 mm以上													
・ 階段の石張り （ 標仕 10.6.3 ）		(1)材料 (ア)石材の厚さ：　※図示　　・ (ウ)石裏面処理：　※図示　　・ 行わない　　・ 行う (5)目地 (ア)一般目地の目地幅 屋外：　※図示　　・　　mm 屋内：　※図示　　・　　mm ・ 目地にシーリングを用いる場合の目地の幅と深さ ※ 標仕 10.3.3(5)(ア)(d) (イ)伸縮調整目地の位置 ※ 標仕 10.6.2(5)(イ)(a) による ・ 図示　　・ (c)シーリング材の目地寸法 ※ 標仕 9.7.3 [目地寸法] (1)(ウ) 幅・深さとも 10 mm以上													
7 節　特殊部位の石張り															
・ 笠木、甲板等の石張り （ 標仕 10.7.2 ）		(1)取付け工法 ・ 図示　　・ 湿式工法　　・ 乾式工法 (2)材料 (ア)石材の厚さ：　・ 図示　　・　　mm (ウ)石裏面処理：　・ 行う　　・ 行わない (3)(イ)乾式工法の取付け代 ※ 標仕 10.5.3(2) による　　・ 図示　　・ (5)石材の取付け (イ)乾式工法の取付け：　※図示 (イ)乾式工法の場合の石裏面の補強用モルタル ・ 行う　　・ 行わない													
・ 隔て板 （ 標仕 10.7.3 ）		(1) 材料 (ア)石材の厚さ　　※40 mm　　・ 図示　　・													

ⅠⅠ章 タイル工事

項目		特記事項																																																																																																														
1 節 共通事項																																																																																																																
・ 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地 (標仕 11.1.3)		(1)伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置 ・ 図示 ※ 表 11.1.1 による ※下地のひび割れ誘発目地の位置には伸縮調整目地を設ける。																																																																																																														
・ 見本焼、試験施工 (標仕 11.1.4)		(1)タイルの見本焼 ・ 行う ・ 行わない (2)試験張り ・ 行う ・ 行わない																																																																																																														
2 節 セメントモルタルによるタイル張り																																																																																																																
・ 材料 (標仕 11.2.2)		(1)タイルの品質 (ア) JIS A 5209(セラミックタイル) (イ)標準色・特注色																																																																																																														
		<table><tr><th rowspan="2">施工箇所</th><th rowspan="2">形状寸法 (mm)</th><th rowspan="2">用途による区分</th><th colspan="2">うわぐすり</th><th colspan="3">吸水率</th><th colspan="2">耐凍害性</th><th colspan="2">耐滑り性</th><th colspan="2">色</th></tr><tr><th>施ゆう</th><th>無ゆう</th><th>I 類</th><th>II 類</th><th>III 類</th><th>有</th><th>無</th><th>有</th><th>無</th><th>標準</th><th>特注</th></tr><tr><td></td><td></td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td></td><td>・</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td></td><td>・</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td></td><td>・</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td></td><td>・</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td></td><td>・</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td></td><td>・</td></tr></table>		施工箇所	形状寸法 (mm)	用途による区分	うわぐすり		吸水率			耐凍害性		耐滑り性		色		施ゆう	無ゆう	I 類	II 類	III 類	有	無	有	無	標準	特注			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		・			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		・			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		・			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		・			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		・			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		・
施工箇所	形状寸法 (mm)	用途による区分	うわぐすり				吸水率			耐凍害性		耐滑り性		色																																																																																																		
			施ゆう	無ゆう	I 類	II 類	III 類	有	無	有	無	標準	特注																																																																																																			
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		・																																																																																																			
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		・																																																																																																			
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		・																																																																																																			
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		・																																																																																																			
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		・																																																																																																			
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		・																																																																																																			
		(2)役物 使用箇所 ・ 出隅 ・ 入隅 ・ 幅木 ・ まぐさ ・ 窓台 製造方法 ・ 接着成型品 ・ 一体成型品 ※内装タイルは、面取りしたものを使用する。																																																																																																														
		(3)スロープタイル ※図示 ・ 既製品 ・ 特注品																																																																																																														
・ 張付け用材料等 (標仕 11.2.3)		(3)既調合モルタル ・ 使用する (・ 既製品 ・ 特注品)																																																																																																														
・ 施工 (標仕 11.2.6)		(1)下地及びタイルごしらえ (ア)下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の下地処理の方法 ・ (a) 目荒し工法 (高圧水洗) (標仕 15.3.4(4)[下地処理]) ・ (b) MCR 工法(標仕 6 章 8 節[型枠]) (3)壁タイル張り (ア)タイル張りの工法、張付けモルタルの塗厚 表 11.2.3																																																																																																														
		<table><tr><th colspan="2">タイルの種類</th><th>タイルの大きさ</th><th colspan="2">工法</th></tr><tr><td rowspan="3">内外装タイル</td><td></td><td>小口平</td><td>・ 密着張り</td><td>・ 改良圧着張り</td></tr><tr><td></td><td>二丁掛</td><td>・ 密着張り</td><td>・ 改良圧着張り</td></tr><tr><td></td><td>100 角</td><td>・ 密着張り</td><td>・ 改良圧着張り</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ユニットタイル (内装タイル以外)</td><td></td><td>50 ニ丁以下</td><td>・ マスク張り</td><td>・ モザイクタイル張り</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※密着張りの張付けモルタルは 2 層に分けて塗り付ける。 ※化粧目地は目地深さに関わらず、目地詰め後に仕上げる。		タイルの種類		タイルの大きさ	工法		内外装タイル		小口平	・ 密着張り	・ 改良圧着張り		二丁掛	・ 密着張り	・ 改良圧着張り		100 角	・ 密着張り	・ 改良圧着張り						ユニットタイル (内装タイル以外)		50 ニ丁以下	・ マスク張り	・ モザイクタイル張り																																																																																	
タイルの種類		タイルの大きさ	工法																																																																																																													
内外装タイル		小口平	・ 密着張り	・ 改良圧着張り																																																																																																												
		二丁掛	・ 密着張り	・ 改良圧着張り																																																																																																												
		100 角	・ 密着張り	・ 改良圧着張り																																																																																																												
ユニットタイル (内装タイル以外)		50 ニ丁以下	・ マスク張り	・ モザイクタイル張り																																																																																																												
3 節 有機系接着剤によるタイル張り																																																																																																																
・ 材料 (標仕 11.3.2)		(1)タイルの品質 (ア) JIS A 5209(セラミックタイル) (イ)標準色・特注色																																																																																																														
		<table><tr><th rowspan="2">施工箇所</th><th rowspan="2">形状寸法 (mm)</th><th rowspan="2">用途による区分</th><th colspan="2">うわぐすり</th><th colspan="3">吸水率</th><th colspan="2">耐凍害性</th><th colspan="2">耐滑り性</th><th colspan="2">色</th></tr><tr><th>施ゆう</th><th>無ゆう</th><th>I 類</th><th>II 類</th><th>III 類</th><th>有</th><th>無</th><th>有</th><th>無</th><th>標準</th><th>特注</th></tr><tr><td></td><td></td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td></td><td>・</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td></td><td>・</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td></td><td>・</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td></td><td>・</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td></td><td>・</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td></td><td>・</td></tr></table>		施工箇所	形状寸法 (mm)	用途による区分	うわぐすり		吸水率			耐凍害性		耐滑り性		色		施ゆう	無ゆう	I 類	II 類	III 類	有	無	有	無	標準	特注			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		・			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		・			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		・			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		・			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		・			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		・
施工箇所	形状寸法 (mm)	用途による区分	うわぐすり				吸水率			耐凍害性		耐滑り性		色																																																																																																		
			施ゆう	無ゆう	I 類	II 類	III 類	有	無	有	無	標準	特注																																																																																																			
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		・																																																																																																			
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		・																																																																																																			
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		・																																																																																																			
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		・																																																																																																			
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		・																																																																																																			
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		・																																																																																																			

項目	特記事項								
	(2)役物 使用箇所 ・出隅 ・入隅 ・幅木 ・まぐさ ・窓台 製造方法 ・接着成型品 ※一体成型品 ※内装タイルは、面取りしたものを使用する。 (3) スロープタイル ※図示 ・既製品 ・特注品								
・張付け用材料等 (標仕 ⅠⅠ.3.3)	(1)内装タイル接着剤張りに使用する有機系接着剤 JIS A 5548 (セラミックタイル張り内装用 有機系接着剤) 種類 ・ 標仕 表 ⅠⅠ.3.Ⅰ 接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ※接着剤はフタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (2)屋外に使用する有機系接着剤 JIS A 5557(外装タイル張り用有機系接着剤) 目地詰め ※行う ・行わない								
・シーリング材 (標仕 ⅠⅠ.3.4)	(1)シーリング材 JIS A 5758(建築用シーリング材) シーリング材の種類 ・図示 ※打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地： ポリウレタン系シーリング材 伸縮調整目地その他の目地： 変形シリコン系シーリング材								
・施工 (標仕 ⅠⅠ.3.5)	(1)下地及びタイルごしらえ (ア)下地調整塗材塗りを行うコンクリート素地面の下処理の方法 ・MCR 工法(標仕 Ⅰ5.3.4) ・目荒し工法(高圧水洗)(標仕 6.8) (2)壁タイル張り (ア)タイル張りの工法と張付け用材料の使用量 表 ⅠⅠ.3.2 <table><tr><th>タイルの種類</th><th>工法</th></tr><tr><td>内装タイル</td><td>・内装壁タイル接着剤張り</td></tr><tr><td>外装タイル</td><td>・外装壁タイル接着剤張り</td></tr><tr><td>内装タイル以外の ユニットタイル</td><td>・外装壁タイル接着剤張り</td></tr></table> ※外壁に用いるタイルは、原則として、屋外壁用の外装壁タイル接着剤張り専用タイルとする。 (ウ)外装タイル接着剤張り (b)目地詰め ※行う ・行わない (図示)	タイルの種類	工法	内装タイル	・内装壁タイル接着剤張り	外装タイル	・外装壁タイル接着剤張り	内装タイル以外の ユニットタイル	・外装壁タイル接着剤張り
タイルの種類	工法								
内装タイル	・内装壁タイル接着剤張り								
外装タイル	・外装壁タイル接着剤張り								
内装タイル以外の ユニットタイル	・外装壁タイル接着剤張り								

項目	特記事項							
				・表面の化粧加工あり (・天然木化粧加工 加工)	・塗装			
・								
・(4)(1) (7)以外の造作用単板積層材								
部位	寸法 (mm)	表面の品質		含水率	防虫処理			
・図示				※14%以下・				
・								
・(5)直交集成材 JAS 3079 (直交集成板)								
部位	品名	強度等級	種別	接着性能	樹種名	寸法		
・図示			・A 種構成 ・B 種構成	・使用環境 A ・使用環境 B ・使用環境 C				
・								
・(6)合板等								
・(7)(a)下地用合板 (普通合板) JAS 0233 (合板) 5 品質 I 普通合板								
部位	品名	厚さ	接着の程度	板面の品質	単板の樹種名	防虫処理		
・図示		※5.5mm	※I 類	※広葉樹 2 等以上 ※針葉樹 C-D 以上				
・								
・								
・(7)(b)下地用合板 (構造用合板) JAS 0233 (合板) 5 品質 3 構造用合板								
部位	品名	厚さ	接着の程度	等級	板面の品質	単板の樹種名	防虫処理	強度の等級
・図示		※12mm	※I 類 ・特類	※2 級以上	C-D 以上			
・								
・								
・(1)化粧ばり構造用合板 JAS 0233 (合板) 5 品質 4 化粧ばり構造用合板								
部位	品名	厚さ	単板の樹種名		接着の程度	防虫処理		
・図示					※特類 (常時湿潤状態となる場合) ・			
・								
・								
・(7)天然木化粧合板 JAS 0233 (合板) 5 品質 5 天然木化粧合板								
部位	厚さ	接着の程度	化粧板に使用する単板の樹種名		防虫処理			
・図示			厚さ ※0.3 mm未満 そば包み・行う ※行わない					
・								
・								
(1)特殊加工化粧合板 JAS 0233 (合板) 5 品質 6 特殊加工化粧合板								
部位	品名	厚さ	接着の程度	化粧単板	化粧加工の方法			
・図示	・特殊加工化粧合板 ・特殊加工化粧合板 (防虫処理)	・4.0 mm ・	・I 類 ・2類	樹種名	・オーバーレイ ・メラミン ・ポリエステル ・プリント ・塩化ビニル ・塗装			
・(オ)パーティクルボード JIS A 5908 (パーティクルボード)								
部位	表裏面の状態区分		曲げ強さ区分	耐水性区分		厚さ		
・	・素地パーティクルボード研磨板 ・単板張りパーティクルボード研磨板 ・化粧パーティクルボード単板オーバーレイ		※I3 タイプ	・MRI (M)タイプ ・MR2(P)タイプ		※15mm		

項目		特記事項													
		・													
		・													
		・(カ)構造用パネル JAS 0360 (構造用パネル)													
		部位		品名		厚さ									
		・ 図示													
		・													
		・													
		・(キ)ミディアム デンシティファイバー ボード(MDF) JIS A 5905 (繊維板)													
		部位		表裏面の状態		曲げ強さ		接着剤		耐水性		難燃性		厚さ	
		・ 図示													
・															
・															
・接合具等 (標仕 12.2.2)		(1)釘等													
		(ウ)(d) 造作材化粧面の釘打ち ※隠し釘打ち ・ 釘頭埋め木 ・ つぶし頭釘打ち ・ 釘頭現し													
		(2)諸金物													
		(ア)諸金物の形状、寸法及び材質													
		かすがい、座金、箱金物、短冊金物													
		寸法 ※ 標仕 表 12.2.3～12.2.5 ・													
		材質 ※ 標仕 表 14.2.2													
		亜鉛メッキの種別： ※F 種程度 ・													
		上記以外： ※図示													
		(3)接着工法に使用する接着剤													
ホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆ ・															
※接着剤はフタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。															
・木れんが (標仕 12.2.3)		(2)接着工法に使用する接着剤 JIS A 5537 (木れんが用接着剤)													
		ホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆													
		※接着剤はフタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。													
3 節 防腐・防蟻・防虫処理等															
・防腐・防蟻処理 (標仕 12.3.1)		・(ア)工場における加圧注入処理													
				適用部材 (部位)				保存処理の性能区分 JAS 1083							
		・		※屋根下地等瓦棧・登り淀・広小舞				・ K2 ・ K3 ・ K4							
		・		※防腐処理を行う場合は、鉄筋コンクリート造、組積造等の最下階等における床束、大引受及び根太掛の各部材で、コンクリート、ブロックの類に接する部分。土間スラブの類及びその周辺のコンクリートに接する土台、転ばし大引及び転ばし根太等の各部材全面。ただし、保存処理木材(加工部分を除く)、他の塗料を行う部分、仕上げに支障となる部分及び接着剤を使用する部分を除く。				・ K2 ・ K3 ・ K4							
		・													
		・(1)薬剤の塗布													
				適用部材 (部位)				適用部位		薬剤の種類					
		※		木仕 4.2.1(1)(ウ)(a)による [JIS K 1571 (木材保存剤—性能基準及びその試験方法)] 又はこれと同等の性能を有する木材保存剤による処理				—		—					
		・		JIS K 1571 附属書 A(規定) に基づく表面処理用木材保存剤による場合				・		・					
・防虫処理		・(ウ)薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理 ※図示 ・													
		・(イ)合板、集成材、単板積層材の薬剤の加圧注入等による防腐・防蟻処理													
		保存処理の性能区分 ※K3 ・ AQ2													
		適用部材 (部位) ・ 図示													
		・ラワン材及びならの場合													

項目		特記事項																																																																																													
(標仕 12.3.2)		※JAS 1083-6（製材第 6 部：広葉樹製材）に基づく保存処理の性能区分（※K1・K2）																																																																																													
・不燃処理木材等 (標仕 12.3.3)		・図示 ・不燃材料（使用部位：・図示・） ・準不燃材料（使用部位：・図示・） ・難燃材料（使用部位：・図示・）																																																																																													
4～7節 4節 RC造等の内部間仕切軸組及び床組、5節 窓、出入口その他、6節 床板張り、7節 壁及び天井下地																																																																																															
・木材 4節 RC造等の内部間仕切軸組及び床組 (標仕 12.4.1) 5節 窓、出入口その他 (標仕 12.5.1) 6節 床板張り (標仕 12.6.1) 7節 壁及び天井下地 (標仕 12.7.1)		<table><tr><td colspan="2">木材</td></tr><tr><td></td><td><table><tr><th></th><th>使用箇所</th><th>材種</th></tr><tr><td rowspan="3">・RC造等の内部間仕切軸組及び床組 (標仕 12.4.1)</td><td>・間仕切軸組</td><td>※杉又は松・</td></tr><tr><td>・床組</td><td>※杉又は松・ひのき・</td></tr><tr><td>・土間スラブ類の場合の土台、転ばし大引、転ばし根太</td><td>※ひのき又は第5節による保存処理木材・</td></tr><tr><td rowspan="4">・窓、出入口その他 (標仕 12.5.1)</td><td>・吊元枠、水掛かりの下枠及び敷居</td><td>※ひのき・</td></tr><tr><td>・くつずり</td><td>※ひのき・たも又はしおじ類</td></tr><tr><td>・敷居</td><td>※ひのき・松</td></tr><tr><td>・その他</td><td>※松又は杉・</td></tr><tr><td rowspan="5">・床板張り (標仕 12.6.1)</td><td>・床板</td><td>・板厚 18 mm以下（・杉・） ・縁甲板張り（※ひのき・）</td></tr><tr><td>・上がりかまち</td><td>※ひのき・</td></tr><tr><td>・下張り用床材</td><td>・杉又は松・合板</td></tr><tr><td>・畳下床板</td><td>※合板・</td></tr><tr><td>・床改め口（畳下）</td><td>※合板・</td></tr><tr><td>・壁及び天井下地 (標仕 12.7.1)</td><td></td><td>※杉又は松・</td></tr><tr><td rowspan="2">・小屋組</td><td>・はり類</td><td>・松・</td></tr><tr><td>・その他</td><td>・杉又は松・</td></tr><tr><td rowspan="2">・屋根野地、軒 軒まわりその他</td><td>・鼻隠し、破風板</td><td>・杉・</td></tr><tr><td>・その他</td><td>・杉又はひのき・</td></tr><tr><td>・見切り縁、回り縁、幅木、かさ木、幅木台</td><td></td><td>・杉又はつが・</td></tr><tr><td rowspan="2">・押入</td><td>・棚板</td><td>※合板（2類）・</td></tr><tr><td>・その他</td><td>・杉又はつが・</td></tr><tr><td>・床の間、階段</td><td></td><td>・</td></tr></table></td></tr><tr><td colspan="4">標準仕様書に記載のない項目</td></tr><tr><td>・堅木</td><td colspan="3">樹種・なら・けやき・ぶな・さくら・しおじ・ 使用箇所・</td></tr><tr><td>・銘木</td><td colspan="3">・真物・貼物 樹種・ 使用箇所・</td></tr><tr><td>・幅木、廻り縁等の工法</td><td colspan="3">・A工法・※B工法 表 幅木、回り縁等の工法 <table><tr><th>名称</th><th>A工法</th><th>B工法</th></tr><tr><td>見切縁 天井回り縁</td><td>継手は柱心で隠し目違い継ぎ、板じゃくり又は壁ちりじゃくり、出隅、入隅とも大留め目違い入れ、釘打ち</td><td>継手は柱心で突付け、板じゃくり、出隅、入隅、大留め受材当たり釘打ち</td></tr><tr><td>幅木</td><td>継手は柱心で隠し目違い継ぎ、出隅入隅とも見付き留め隠し目違い入れ、上端小穴じゃくり又は壁ちりじゃくり、下端木部取合いは小穴入れ、添柱、額縁には小穴入れ、いずれも隠し釘打ち</td><td>継手は柱心で突付け、出隅、入隅とも大留め上端板じゃくり、添柱、額縁には突付け釘打ち</td></tr><tr><td>かさ木</td><td>継手は柱心で隠し目違い継ぎ、出隅入隅とも大留め、目違い入れ、隠し釘打ち</td><td>継手は柱心で突付け、出隅、入隅とも大留め</td></tr><tr><td>幅木台</td><td>継手は突付け、出隅、入隅、大留め、上端小穴じゃくり、隠し釘打ち</td><td>同左</td></tr><tr><td>さお縁天井</td><td>羽重ね 20 mm内外、裏を刃形状に削り、板幅割合せ、羽重ねの位置を避け、さお縁、回り縁当たり間隔 60 mm以内に釘打ち、合板を使用する場合には上記に準ずる</td><td>同左</td></tr></table></td></tr></table>		木材			<table><tr><th></th><th>使用箇所</th><th>材種</th></tr><tr><td rowspan="3">・RC造等の内部間仕切軸組及び床組 (標仕 12.4.1)</td><td>・間仕切軸組</td><td>※杉又は松・</td></tr><tr><td>・床組</td><td>※杉又は松・ひのき・</td></tr><tr><td>・土間スラブ類の場合の土台、転ばし大引、転ばし根太</td><td>※ひのき又は第5節による保存処理木材・</td></tr><tr><td rowspan="4">・窓、出入口その他 (標仕 12.5.1)</td><td>・吊元枠、水掛かりの下枠及び敷居</td><td>※ひのき・</td></tr><tr><td>・くつずり</td><td>※ひのき・たも又はしおじ類</td></tr><tr><td>・敷居</td><td>※ひのき・松</td></tr><tr><td>・その他</td><td>※松又は杉・</td></tr><tr><td rowspan="5">・床板張り (標仕 12.6.1)</td><td>・床板</td><td>・板厚 18 mm以下（・杉・） ・縁甲板張り（※ひのき・）</td></tr><tr><td>・上がりかまち</td><td>※ひのき・</td></tr><tr><td>・下張り用床材</td><td>・杉又は松・合板</td></tr><tr><td>・畳下床板</td><td>※合板・</td></tr><tr><td>・床改め口（畳下）</td><td>※合板・</td></tr><tr><td>・壁及び天井下地 (標仕 12.7.1)</td><td></td><td>※杉又は松・</td></tr><tr><td rowspan="2">・小屋組</td><td>・はり類</td><td>・松・</td></tr><tr><td>・その他</td><td>・杉又は松・</td></tr><tr><td rowspan="2">・屋根野地、軒 軒まわりその他</td><td>・鼻隠し、破風板</td><td>・杉・</td></tr><tr><td>・その他</td><td>・杉又はひのき・</td></tr><tr><td>・見切り縁、回り縁、幅木、かさ木、幅木台</td><td></td><td>・杉又はつが・</td></tr><tr><td rowspan="2">・押入</td><td>・棚板</td><td>※合板（2類）・</td></tr><tr><td>・その他</td><td>・杉又はつが・</td></tr><tr><td>・床の間、階段</td><td></td><td>・</td></tr></table>		使用箇所	材種	・RC造等の内部間仕切軸組及び床組 (標仕 12.4.1)	・間仕切軸組	※杉又は松・	・床組	※杉又は松・ひのき・	・土間スラブ類の場合の土台、転ばし大引、転ばし根太	※ひのき又は第5節による保存処理木材・	・窓、出入口その他 (標仕 12.5.1)	・吊元枠、水掛かりの下枠及び敷居	※ひのき・	・くつずり	※ひのき・たも又はしおじ類	・敷居	※ひのき・松	・その他	※松又は杉・	・床板張り (標仕 12.6.1)	・床板	・板厚 18 mm以下（・杉・） ・縁甲板張り（※ひのき・）	・上がりかまち	※ひのき・	・下張り用床材	・杉又は松・合板	・畳下床板	※合板・	・床改め口（畳下）	※合板・	・壁及び天井下地 (標仕 12.7.1)		※杉又は松・	・小屋組	・はり類	・松・	・その他	・杉又は松・	・屋根野地、軒 軒まわりその他	・鼻隠し、破風板	・杉・	・その他	・杉又はひのき・	・見切り縁、回り縁、幅木、かさ木、幅木台		・杉又はつが・	・押入	・棚板	※合板（2類）・	・その他	・杉又はつが・	・床の間、階段		・	標準仕様書に記載のない項目				・堅木	樹種・なら・けやき・ぶな・さくら・しおじ・ 使用箇所・			・銘木	・真物・貼物 樹種・ 使用箇所・			・幅木、廻り縁等の工法	・A工法・※B工法 表 幅木、回り縁等の工法 <table><tr><th>名称</th><th>A工法</th><th>B工法</th></tr><tr><td>見切縁 天井回り縁</td><td>継手は柱心で隠し目違い継ぎ、板じゃくり又は壁ちりじゃくり、出隅、入隅とも大留め目違い入れ、釘打ち</td><td>継手は柱心で突付け、板じゃくり、出隅、入隅、大留め受材当たり釘打ち</td></tr><tr><td>幅木</td><td>継手は柱心で隠し目違い継ぎ、出隅入隅とも見付き留め隠し目違い入れ、上端小穴じゃくり又は壁ちりじゃくり、下端木部取合いは小穴入れ、添柱、額縁には小穴入れ、いずれも隠し釘打ち</td><td>継手は柱心で突付け、出隅、入隅とも大留め上端板じゃくり、添柱、額縁には突付け釘打ち</td></tr><tr><td>かさ木</td><td>継手は柱心で隠し目違い継ぎ、出隅入隅とも大留め、目違い入れ、隠し釘打ち</td><td>継手は柱心で突付け、出隅、入隅とも大留め</td></tr><tr><td>幅木台</td><td>継手は突付け、出隅、入隅、大留め、上端小穴じゃくり、隠し釘打ち</td><td>同左</td></tr><tr><td>さお縁天井</td><td>羽重ね 20 mm内外、裏を刃形状に削り、板幅割合せ、羽重ねの位置を避け、さお縁、回り縁当たり間隔 60 mm以内に釘打ち、合板を使用する場合には上記に準ずる</td><td>同左</td></tr></table>			名称	A工法	B工法	見切縁 天井回り縁	継手は柱心で隠し目違い継ぎ、板じゃくり又は壁ちりじゃくり、出隅、入隅とも大留め目違い入れ、釘打ち	継手は柱心で突付け、板じゃくり、出隅、入隅、大留め受材当たり釘打ち	幅木	継手は柱心で隠し目違い継ぎ、出隅入隅とも見付き留め隠し目違い入れ、上端小穴じゃくり又は壁ちりじゃくり、下端木部取合いは小穴入れ、添柱、額縁には小穴入れ、いずれも隠し釘打ち	継手は柱心で突付け、出隅、入隅とも大留め上端板じゃくり、添柱、額縁には突付け釘打ち	かさ木	継手は柱心で隠し目違い継ぎ、出隅入隅とも大留め、目違い入れ、隠し釘打ち	継手は柱心で突付け、出隅、入隅とも大留め	幅木台	継手は突付け、出隅、入隅、大留め、上端小穴じゃくり、隠し釘打ち	同左	さお縁天井	羽重ね 20 mm内外、裏を刃形状に削り、板幅割合せ、羽重ねの位置を避け、さお縁、回り縁当たり間隔 60 mm以内に釘打ち、合板を使用する場合には上記に準ずる	同左
木材																																																																																															
	<table><tr><th></th><th>使用箇所</th><th>材種</th></tr><tr><td rowspan="3">・RC造等の内部間仕切軸組及び床組 (標仕 12.4.1)</td><td>・間仕切軸組</td><td>※杉又は松・</td></tr><tr><td>・床組</td><td>※杉又は松・ひのき・</td></tr><tr><td>・土間スラブ類の場合の土台、転ばし大引、転ばし根太</td><td>※ひのき又は第5節による保存処理木材・</td></tr><tr><td rowspan="4">・窓、出入口その他 (標仕 12.5.1)</td><td>・吊元枠、水掛かりの下枠及び敷居</td><td>※ひのき・</td></tr><tr><td>・くつずり</td><td>※ひのき・たも又はしおじ類</td></tr><tr><td>・敷居</td><td>※ひのき・松</td></tr><tr><td>・その他</td><td>※松又は杉・</td></tr><tr><td rowspan="5">・床板張り (標仕 12.6.1)</td><td>・床板</td><td>・板厚 18 mm以下（・杉・） ・縁甲板張り（※ひのき・）</td></tr><tr><td>・上がりかまち</td><td>※ひのき・</td></tr><tr><td>・下張り用床材</td><td>・杉又は松・合板</td></tr><tr><td>・畳下床板</td><td>※合板・</td></tr><tr><td>・床改め口（畳下）</td><td>※合板・</td></tr><tr><td>・壁及び天井下地 (標仕 12.7.1)</td><td></td><td>※杉又は松・</td></tr><tr><td rowspan="2">・小屋組</td><td>・はり類</td><td>・松・</td></tr><tr><td>・その他</td><td>・杉又は松・</td></tr><tr><td rowspan="2">・屋根野地、軒 軒まわりその他</td><td>・鼻隠し、破風板</td><td>・杉・</td></tr><tr><td>・その他</td><td>・杉又はひのき・</td></tr><tr><td>・見切り縁、回り縁、幅木、かさ木、幅木台</td><td></td><td>・杉又はつが・</td></tr><tr><td rowspan="2">・押入</td><td>・棚板</td><td>※合板（2類）・</td></tr><tr><td>・その他</td><td>・杉又はつが・</td></tr><tr><td>・床の間、階段</td><td></td><td>・</td></tr></table>		使用箇所	材種	・RC造等の内部間仕切軸組及び床組 (標仕 12.4.1)	・間仕切軸組	※杉又は松・	・床組	※杉又は松・ひのき・	・土間スラブ類の場合の土台、転ばし大引、転ばし根太		※ひのき又は第5節による保存処理木材・	・窓、出入口その他 (標仕 12.5.1)	・吊元枠、水掛かりの下枠及び敷居	※ひのき・	・くつずり	※ひのき・たも又はしおじ類		・敷居	※ひのき・松	・その他	※松又は杉・	・床板張り (標仕 12.6.1)	・床板	・板厚 18 mm以下（・杉・） ・縁甲板張り（※ひのき・）	・上がりかまち		※ひのき・	・下張り用床材	・杉又は松・合板	・畳下床板	※合板・	・床改め口（畳下）	※合板・	・壁及び天井下地 (標仕 12.7.1)		※杉又は松・	・小屋組	・はり類	・松・	・その他	・杉又は松・	・屋根野地、軒 軒まわりその他	・鼻隠し、破風板	・杉・	・その他	・杉又はひのき・	・見切り縁、回り縁、幅木、かさ木、幅木台		・杉又はつが・	・押入	・棚板	※合板（2類）・	・その他	・杉又はつが・	・床の間、階段		・																																					
	使用箇所	材種																																																																																													
・RC造等の内部間仕切軸組及び床組 (標仕 12.4.1)	・間仕切軸組	※杉又は松・																																																																																													
	・床組	※杉又は松・ひのき・																																																																																													
	・土間スラブ類の場合の土台、転ばし大引、転ばし根太	※ひのき又は第5節による保存処理木材・																																																																																													
・窓、出入口その他 (標仕 12.5.1)	・吊元枠、水掛かりの下枠及び敷居	※ひのき・																																																																																													
	・くつずり	※ひのき・たも又はしおじ類																																																																																													
	・敷居	※ひのき・松																																																																																													
	・その他	※松又は杉・																																																																																													
・床板張り (標仕 12.6.1)	・床板	・板厚 18 mm以下（・杉・） ・縁甲板張り（※ひのき・）																																																																																													
	・上がりかまち	※ひのき・																																																																																													
	・下張り用床材	・杉又は松・合板																																																																																													
	・畳下床板	※合板・																																																																																													
	・床改め口（畳下）	※合板・																																																																																													
・壁及び天井下地 (標仕 12.7.1)		※杉又は松・																																																																																													
・小屋組	・はり類	・松・																																																																																													
	・その他	・杉又は松・																																																																																													
・屋根野地、軒 軒まわりその他	・鼻隠し、破風板	・杉・																																																																																													
	・その他	・杉又はひのき・																																																																																													
・見切り縁、回り縁、幅木、かさ木、幅木台		・杉又はつが・																																																																																													
・押入	・棚板	※合板（2類）・																																																																																													
	・その他	・杉又はつが・																																																																																													
・床の間、階段		・																																																																																													
標準仕様書に記載のない項目																																																																																															
・堅木	樹種・なら・けやき・ぶな・さくら・しおじ・ 使用箇所・																																																																																														
・銘木	・真物・貼物 樹種・ 使用箇所・																																																																																														
・幅木、廻り縁等の工法	・A工法・※B工法 表 幅木、回り縁等の工法 <table><tr><th>名称</th><th>A工法</th><th>B工法</th></tr><tr><td>見切縁 天井回り縁</td><td>継手は柱心で隠し目違い継ぎ、板じゃくり又は壁ちりじゃくり、出隅、入隅とも大留め目違い入れ、釘打ち</td><td>継手は柱心で突付け、板じゃくり、出隅、入隅、大留め受材当たり釘打ち</td></tr><tr><td>幅木</td><td>継手は柱心で隠し目違い継ぎ、出隅入隅とも見付き留め隠し目違い入れ、上端小穴じゃくり又は壁ちりじゃくり、下端木部取合いは小穴入れ、添柱、額縁には小穴入れ、いずれも隠し釘打ち</td><td>継手は柱心で突付け、出隅、入隅とも大留め上端板じゃくり、添柱、額縁には突付け釘打ち</td></tr><tr><td>かさ木</td><td>継手は柱心で隠し目違い継ぎ、出隅入隅とも大留め、目違い入れ、隠し釘打ち</td><td>継手は柱心で突付け、出隅、入隅とも大留め</td></tr><tr><td>幅木台</td><td>継手は突付け、出隅、入隅、大留め、上端小穴じゃくり、隠し釘打ち</td><td>同左</td></tr><tr><td>さお縁天井</td><td>羽重ね 20 mm内外、裏を刃形状に削り、板幅割合せ、羽重ねの位置を避け、さお縁、回り縁当たり間隔 60 mm以内に釘打ち、合板を使用する場合には上記に準ずる</td><td>同左</td></tr></table>			名称	A工法	B工法	見切縁 天井回り縁	継手は柱心で隠し目違い継ぎ、板じゃくり又は壁ちりじゃくり、出隅、入隅とも大留め目違い入れ、釘打ち	継手は柱心で突付け、板じゃくり、出隅、入隅、大留め受材当たり釘打ち	幅木	継手は柱心で隠し目違い継ぎ、出隅入隅とも見付き留め隠し目違い入れ、上端小穴じゃくり又は壁ちりじゃくり、下端木部取合いは小穴入れ、添柱、額縁には小穴入れ、いずれも隠し釘打ち	継手は柱心で突付け、出隅、入隅とも大留め上端板じゃくり、添柱、額縁には突付け釘打ち	かさ木	継手は柱心で隠し目違い継ぎ、出隅入隅とも大留め、目違い入れ、隠し釘打ち	継手は柱心で突付け、出隅、入隅とも大留め	幅木台	継手は突付け、出隅、入隅、大留め、上端小穴じゃくり、隠し釘打ち	同左	さお縁天井	羽重ね 20 mm内外、裏を刃形状に削り、板幅割合せ、羽重ねの位置を避け、さお縁、回り縁当たり間隔 60 mm以内に釘打ち、合板を使用する場合には上記に準ずる	同左																																																																										
名称	A工法	B工法																																																																																													
見切縁 天井回り縁	継手は柱心で隠し目違い継ぎ、板じゃくり又は壁ちりじゃくり、出隅、入隅とも大留め目違い入れ、釘打ち	継手は柱心で突付け、板じゃくり、出隅、入隅、大留め受材当たり釘打ち																																																																																													
幅木	継手は柱心で隠し目違い継ぎ、出隅入隅とも見付き留め隠し目違い入れ、上端小穴じゃくり又は壁ちりじゃくり、下端木部取合いは小穴入れ、添柱、額縁には小穴入れ、いずれも隠し釘打ち	継手は柱心で突付け、出隅、入隅とも大留め上端板じゃくり、添柱、額縁には突付け釘打ち																																																																																													
かさ木	継手は柱心で隠し目違い継ぎ、出隅入隅とも大留め、目違い入れ、隠し釘打ち	継手は柱心で突付け、出隅、入隅とも大留め																																																																																													
幅木台	継手は突付け、出隅、入隅、大留め、上端小穴じゃくり、隠し釘打ち	同左																																																																																													
さお縁天井	羽重ね 20 mm内外、裏を刃形状に削り、板幅割合せ、羽重ねの位置を避け、さお縁、回り縁当たり間隔 60 mm以内に釘打ち、合板を使用する場合には上記に準ずる	同左																																																																																													

項目		特記事項																																	
	天井改め口 （化粧材は天井回り縁と同じ）	枠はふた掛けしゃくり付け、すみは見付き留め相欠き、釘打ち、野縁へ隠し釘打ち、ふたはさん組のうえ天井同材張り（和室天井改め口） やむを得ず室内に設ける場合は、目だためよう仕込む 押入れ等の見隠れの天井板の一部を利用し、裏ざん打ちのうえ、取りはずできるようにする	同左																																
・押入、とこの間、階段の工法	工法は、下表を標準とする。																																		
	表 押入、とこの間、階段の工法																																		
	<table><tr><th colspan="2">名称</th><th>工法</th></tr><tr><td rowspan="5">押入</td><td>かまち</td><td>上端板じゃくり、根太ぼり、両端柱へ欠込み釘打ち</td></tr><tr><td>根太掛け</td><td>根太ぼりをし、両端柱へ欠込み釘打ち</td></tr><tr><td>根太</td><td>根太ぼりにはめ込み、きわ根太は内壁に添付け、受材当たり釘打ち</td></tr><tr><td>棚板</td><td>合板は根太心で突付け、釘打ち、杉板は両面削り板そばじゃくり、根太心で突付け、受材当り釘打ち</td></tr><tr><td>雑巾摺</td><td>柱間に切込み、内壁に添付け、受材当り釘打ち</td></tr><tr><td rowspan="3">とこの間</td><td>とこ柱</td><td>上み、下も、短ほぞ差し</td></tr><tr><td>とこかまち</td><td>とこ板当り小穴じゃくり、ただし、合板の場合は板じゃくり、柱にかな折れ目違い大入れ、くさび締め隠し釘打ち</td></tr><tr><td>とこ板</td><td>吸付けざん付きとし、かまちに小穴入れ隅柱にしゃくり込み、とこかまちより目かすがい仕込み釘打ち</td></tr><tr><td rowspan="5">階段</td><td>側げた</td><td>受梁、その他に大入れ見隠れで羽子板ボルト締め、壁付きは木当り欠合せ、柱に見隠れからボルト締め、その他へ釘打ち</td></tr><tr><td>段板（耳板）</td><td>間隔 450 mm内外に吸付きざんを取付け、側げたに大入れ、下端にくさび飼い締め、止め釘打ち</td></tr><tr><td>け込み板</td><td>側げたに大入れ、側面にくさび飼い、止め釘打ち 上部は段板に小穴入れ、下部は段板に添付け釘打ち</td></tr><tr><td>手すり子</td><td>上下、短ほぞ差し、隠し釘打ち</td></tr><tr><td>笠木</td><td>継手は箱目違い入れ、木裏で両ねじ小ボルト締め、両端取合いは下端に平金物を折曲げ彫込み、木ねじ締め 手すり子が羽目又は壁の場合は、下地材へ金物を間隔 900mm 内外に割合わせ締付け</td></tr></table>			名称		工法	押入	かまち	上端板じゃくり、根太ぼり、両端柱へ欠込み釘打ち	根太掛け	根太ぼりをし、両端柱へ欠込み釘打ち	根太	根太ぼりにはめ込み、きわ根太は内壁に添付け、受材当たり釘打ち	棚板	合板は根太心で突付け、釘打ち、杉板は両面削り板そばじゃくり、根太心で突付け、受材当り釘打ち	雑巾摺	柱間に切込み、内壁に添付け、受材当り釘打ち	とこの間	とこ柱	上み、下も、短ほぞ差し	とこかまち	とこ板当り小穴じゃくり、ただし、合板の場合は板じゃくり、柱にかな折れ目違い大入れ、くさび締め隠し釘打ち	とこ板	吸付けざん付きとし、かまちに小穴入れ隅柱にしゃくり込み、とこかまちより目かすがい仕込み釘打ち	階段	側げた	受梁、その他に大入れ見隠れで羽子板ボルト締め、壁付きは木当り欠合せ、柱に見隠れからボルト締め、その他へ釘打ち	段板（耳板）	間隔 450 mm内外に吸付きざんを取付け、側げたに大入れ、下端にくさび飼い締め、止め釘打ち	け込み板	側げたに大入れ、側面にくさび飼い、止め釘打ち 上部は段板に小穴入れ、下部は段板に添付け釘打ち	手すり子	上下、短ほぞ差し、隠し釘打ち	笠木	継手は箱目違い入れ、木裏で両ねじ小ボルト締め、両端取合いは下端に平金物を折曲げ彫込み、木ねじ締め 手すり子が羽目又は壁の場合は、下地材へ金物を間隔 900mm 内外に割合わせ締付け
名称		工法																																	
押入	かまち	上端板じゃくり、根太ぼり、両端柱へ欠込み釘打ち																																	
	根太掛け	根太ぼりをし、両端柱へ欠込み釘打ち																																	
	根太	根太ぼりにはめ込み、きわ根太は内壁に添付け、受材当たり釘打ち																																	
	棚板	合板は根太心で突付け、釘打ち、杉板は両面削り板そばじゃくり、根太心で突付け、受材当り釘打ち																																	
	雑巾摺	柱間に切込み、内壁に添付け、受材当り釘打ち																																	
とこの間	とこ柱	上み、下も、短ほぞ差し																																	
	とこかまち	とこ板当り小穴じゃくり、ただし、合板の場合は板じゃくり、柱にかな折れ目違い大入れ、くさび締め隠し釘打ち																																	
	とこ板	吸付けざん付きとし、かまちに小穴入れ隅柱にしゃくり込み、とこかまちより目かすがい仕込み釘打ち																																	
階段	側げた	受梁、その他に大入れ見隠れで羽子板ボルト締め、壁付きは木当り欠合せ、柱に見隠れからボルト締め、その他へ釘打ち																																	
	段板（耳板）	間隔 450 mm内外に吸付きざんを取付け、側げたに大入れ、下端にくさび飼い締め、止め釘打ち																																	
	け込み板	側げたに大入れ、側面にくさび飼い、止め釘打ち 上部は段板に小穴入れ、下部は段板に添付け釘打ち																																	
	手すり子	上下、短ほぞ差し、隠し釘打ち																																	
	笠木	継手は箱目違い入れ、木裏で両ねじ小ボルト締め、両端取合いは下端に平金物を折曲げ彫込み、木ねじ締め 手すり子が羽目又は壁の場合は、下地材へ金物を間隔 900mm 内外に割合わせ締付け																																	

I 3 章 屋根及びとい工事

項目		特記事項	
1 節 共通事項			
※一般事項		※金属板による葺板、軒先包み板の類の端部、小口及び切断面等の防錆処理は十分に行うこと。	
2 節 長尺金属板葺			
・材料 (標仕 13.2.2)	(1)長尺金属板の種類 標仕 表 13.2.1		
	施工箇所	板及びコイルの種類	塗膜の種類、塗膜の耐久性の種類、めっき付着量等
		※ JIS G 3322 の屋根用コイル	表面 (・2 類・3 類・5 類・6 類) 裏面 (・2 類・3 類・5 類・6 類) ・AZ150 ・AZ185 ・AZ200
		(3)下葺材 JIS A 6005 (アスファルトルーフィングフェルト) ・アスファルトルーフィング 940 ・改質アスファルトルーフィング下葺材 (・一般タイプ ・粘着層付タイプ)	
・工法 (標仕 13.2.3)	(1)屋根葺形式 ・心木なし瓦棒葺 ・たて平葺 ・横葺 (2)建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※告示に基づく耐風圧計算資料を監督員に提出し承認を得ること ・下地について、引張試験を実施し強度を確認すること (3)屋根葺形式に応じた寸法・工法等： ※図示 ・ (4)(<i>カ</i>)(<i>ビ</i>)横葺の場合のけらば ・図示 ・つかみ込み納め ・けらば包み納め ※(<i>コ</i>)雪止めは設けない		
3 節 折板葺			
・材料 (標仕 13.3.2)	(1)折版 JIS A 6514 (金属製折版屋根構成材) 形式 ※重ね形 ・はぜ締め形 ・かん合形 山高の記号：・図示 ・09 ・11 ・13 ・15 ・17 ・19 山ピッチの記号：・図示 ・20 ・25 ・30 ・33 ・35 ・40 ・45 ・50 耐力： ・図示 ・1 種 ・2 種 ・3 種 ・4 種 ・5 種 材料による区分： ・図示 ・鋼板製 ・アルミニウム合金製 板厚(mm) ・ (2)折版材料 標仕 表 13.2.1 ※ JIS G 3322 (塗装溶融 55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯) ・図示 (5)軒先面戸板 ※有 ・無 (6)断熱材： ・無 ・有(種別： 、厚さ： 、防火性能：)		
	(1)建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※告示に基づく耐風圧計算資料を監督員に提出し承認を得ること ・下地について、引張試験を実施し強度を確認すること (2)耐雪性能に対応した工法： ※適用しない (3)(<i>イ</i>)折板のけらば包み ・図示 ・けらば包み (標仕 13.3.3(3)(イ)α,β による)		
4 節 粘土瓦葺			
・材料 (標仕 13.4.2)	(1)粘土瓦 JIS A 5208 (粘土がわら) (<i>ア</i>)製法 (・ゆう葉がわら・いぶしがわら ・無ゆうがわら ・塩焼がわら) 形状・寸法： ※S 形 (・49A ・49B) ・J 形 (・49A ・49B ・) ・F 形 (・40 ・) 産地： ・ (<i>イ</i>)役物瓦： ・軒がわら ・そでがわら ・のしがわら ・かんむりがわら 雪止め瓦： ・使用する ・使用しない (<i>ウ</i>)凍害試験： ・行う ・行わない (2)瓦棧木： 材質 ※杉 ・ 、寸法： 幅・高さ(mm) ※21×15 以上 (3)棟補強用心材： 材質 ※杉 ・ 、寸法 幅・高さ(mm) ※40×30 以上 (4)(<i>ア</i>)瓦緊結用釘、ねじ： 種類： 、径： 、長さ： (<i>イ</i>)棟補強等の金物 材質、形状、寸法、留付け方法 ※図示		
	※ 昭和 46 年建設省告示第 109 号 (R4.1.1 施行) により、2021 年改定版 瓦屋根標準設計・施工ガイドライン (全日本瓦工事業連盟)の仕様に適合すること。 (1)建築基準法に基づく風圧力又は地震力に対応した緊結方法等の工法 ※告示に基づく耐風圧計算資料を監督員に提出し承認を得ること ・下地について、引張試験を実施し強度を確認すること		
・工法 (標仕 13.4.3)			

項目	特記事項
	瓦緊結用釘又はねじ 有効長さの最小値： ※図示 ・ mm (3)瓦棧木留付け工法 ※図示 (4)棟の工法 ・7 寸丸伏せ棟 ・F 型用冠瓦伏せ棟 ・のし積み棟 ・(<i>ア</i>)(<i>エ</i>)露出する瓦接合部の仕上 ・行う (・モルタル ・瓦葺き用しっくい) ・行わない (5)その他 ・谷縁の瓦は 1 枚毎になじみモルタルを飼い、釘又は緊結線 2 条ずつで止め付ける。 ・棟瓦はモルタルを飼い、なじみよく伏せわたし、1 枚毎に地棟に取り付けた緊結線2条ずつで締結し、モルタル詰めとする。 ・下葺、谷葺を行った後、平瓦は 1 枚毎に釘又は緊結線で止め、縦横をよく引通す。 ・強風地域、高所、急勾配屋根の特殊工法 ・図示
5 節 とい	
・材料 (標仕 13.5.2)	(1)といその他 標仕 表 13.5.1 縦どい ・ JIS G 3452 (配管用鋼管) (※白管 ・) ※ JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管) (※VP (カラー) ・) ・ JIS A 5706 (硬質塩化ビニル雨どい) 軒どい ・耐酸被覆鋼板 ・ JIS G 3322 (塗装溶融 55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯) ・ JIS A 5706 (硬質塩化ビニル雨どい) ・ ルーフドレイン (JCW301) ・ステンレス製 (・プレス製 ・鋳鋼製) ・鋳鉄製 掃除口 ・有 ・無 飾ります ※塩ビ ・銅板 ・ とい受け金物 ※ステンレス製 ・亜鉛めっき鋼板製 ・ (2)とい受け金物及び取付間隔 ※ 標仕 表 13.5.2 ・ ・軒どいの取付間隔 (多雪地域) ※0.5m 以下 ・ (3)防露材のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆
・工法 (標仕 13.5.3)	・(<i>1</i>)鋼管製とい (<i>1</i>)防露巻き ※ 標仕 表 13.5.4 ・

14章 金属工事

項目		特記事項																																																										
1 節 共通事項																																																												
※共通事項		※見切縁、水切等のステンレス、鉄及びアルミの切断面部分は、サンダー掛けにより丸面に仕上げる。 あと施工アンカーの施工後の確認の「引張試験」 ※行う ・省略する（軽易な場合）																																																										
2 節 表面処理																																																												
・ステンレスの材質及び表面仕上げ		※SUS304 ・ <table><tr><td></td><td>種別</td><td>施工箇所</td></tr><tr><td>・</td><td>No.2B</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>HL</td><td></td></tr><tr><td>※</td><td>パフ（＃400）</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td></tr></table>			種別	施工箇所	・	No.2B		・	HL		※	パフ（＃400）		・																																												
	種別	施工箇所																																																										
・	No.2B																																																											
・	HL																																																											
※	パフ（＃400）																																																											
・																																																												
・アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理 （ 標仕 14.2.1 ）		・（1）表面処理 <table><tr><td></td><td>種別</td><td>表面処理</td><td>施工箇所</td><td>備考</td></tr><tr><td>・</td><td>AB－1 種</td><td>無着色陽極酸化被膜</td><td>笠木</td><td rowspan="4">JIS H 8601（アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化被膜）</td></tr><tr><td>・</td><td>AB－2 種</td><td>着色陽極酸化被膜</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>AC－1 種</td><td>無着色陽極酸化被膜</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>AC－2 種</td><td>着色陽極酸化被膜</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>BA－1 種</td><td>無着色陽極酸化塗装複合皮膜</td><td></td><td rowspan="6">JIS H 8602（アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装複合皮膜）</td></tr><tr><td>・</td><td>BA－2 種</td><td>着色陽極酸化塗装複合皮膜</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>BB－1 種</td><td>無着色陽極酸化塗装複合皮膜</td><td>笠木</td></tr><tr><td>・</td><td>BB－2 種</td><td>着色陽極酸化塗装複合皮膜</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>BC－1 種</td><td>無着色陽極酸化塗装複合皮膜</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>BC－2 種</td><td>着色陽極酸化塗装複合皮膜</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>C 種</td><td>化成皮膜の上に塗装（注）</td><td></td><td>JIS H 4001（アルミニウム及びアルミニウム合金の焼付け塗装板及び条）</td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> （注）常温乾燥形の塗装 ・行う ・行わない ※アルカリ樹脂焼付塗装、フッ素樹脂焼付塗装は 2 コート、2 ベークとする ・（2）陽極酸化皮膜の着色方法 ※二次電解着色 ・ 色合い： ・図示 ・			種別	表面処理	施工箇所	備考	・	AB－1 種	無着色陽極酸化被膜	笠木	JIS H 8601 （アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化被膜）	・	AB－2 種	着色陽極酸化被膜		・	AC－1 種	無着色陽極酸化被膜		・	AC－2 種	着色陽極酸化被膜		・	BA－1 種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜		JIS H 8602 （アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装複合皮膜）	・	BA－2 種	着色陽極酸化塗装複合皮膜		・	BB－1 種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜	笠木	・	BB－2 種	着色陽極酸化塗装複合皮膜		・	BC－1 種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜		・	BC－2 種	着色陽極酸化塗装複合皮膜		・	C 種	化成皮膜の上に塗装（注）		JIS H 4001 （アルミニウム及びアルミニウム合金の焼付け塗装板及び条）	・				
	種別	表面処理	施工箇所	備考																																																								
・	AB－1 種	無着色陽極酸化被膜	笠木	JIS H 8601 （アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化被膜）																																																								
・	AB－2 種	着色陽極酸化被膜																																																										
・	AC－1 種	無着色陽極酸化被膜																																																										
・	AC－2 種	着色陽極酸化被膜																																																										
・	BA－1 種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜		JIS H 8602 （アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装複合皮膜）																																																								
・	BA－2 種	着色陽極酸化塗装複合皮膜																																																										
・	BB－1 種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜	笠木																																																									
・	BB－2 種	着色陽極酸化塗装複合皮膜																																																										
・	BC－1 種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜																																																										
・	BC－2 種	着色陽極酸化塗装複合皮膜																																																										
・	C 種	化成皮膜の上に塗装（注）		JIS H 4001 （アルミニウム及びアルミニウム合金の焼付け塗装板及び条）																																																								
・																																																												
・鉄鋼の亜鉛めっき （ 標仕 14.2.2 ）		（1）亜鉛めっきの種別 <table><tr><td>表面処理方法</td><td>種別</td><td>板厚（mm）</td><td>施工箇所</td></tr><tr><td rowspan="3">熔融亜鉛めっき （JIS H 8641）</td><td>・ A 種</td><td>6 以上</td><td></td></tr><tr><td>・ B 種</td><td>3.2 以上</td><td></td></tr><tr><td>・ C 種</td><td>1.6 以上</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">電気亜鉛めっき （JIS H 8610）</td><td>・ D 種</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>・ E 種</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>・ F 種</td><td>－</td><td></td></tr></table>		表面処理方法	種別	板厚（mm）	施工箇所	熔融亜鉛めっき （ JIS H 8641 ）	・ A 種	6 以上		・ B 種	3.2 以上		・ C 種	1.6 以上		電気亜鉛めっき （ JIS H 8610 ）	・ D 種	－		・ E 種	－		・ F 種	－																																		
表面処理方法	種別	板厚（mm）	施工箇所																																																									
熔融亜鉛めっき （ JIS H 8641 ）	・ A 種	6 以上																																																										
	・ B 種	3.2 以上																																																										
	・ C 種	1.6 以上																																																										
電気亜鉛めっき （ JIS H 8610 ）	・ D 種	－																																																										
	・ E 種	－																																																										
	・ F 種	－																																																										
4 節 軽量鉄骨天井下地																																																												
・材料 （ 標仕 14.4.2 ）		（2）野縁等 屋内： ※19 形 ・図示 ・ 屋外： ※25 形 ・図示 ・																																																										
・形式及び寸法 （ 標仕 14.4.3 ）		（1）野縁受け、つりボルト及びインサートの間隔（屋外の場合） ※図示 ・ （2）野縁の間隔（屋外の場合） ※図示 ・																																																										
・工法 （ 標仕 14.4.4 ）		（5）開口部の補強 ※天井内配管類及びダクト、天井点検口等により、野縁受けを吊れない場合には、野縁受けの断面を大きくするか又は補強用チャンネル、アングル等を用いて十分補強を行う。 吊りボルトは配管類及びダクト等とは絶縁して取り付ける。 ・図示（つりボルト間隔が 900 mm を超える場合） ・（8）天井のふところが 3m を超える場合 ※図示 ・																																																										

項目		特記事項																																																																							
		・（10）天井地下材における耐震性を考慮した補強 ※図示 ・ ・（11）屋外の軒、ピロティ等の天井における耐風圧性を考慮した補強 ※図示 ・																																																																							
5 節 軽量鉄骨壁下地																																																																									
・形式及び寸法 （ 標仕 14.5.3 ）		（1）スタッド、ランナ等 ※ 標仕 表 14.5.1 による ・図示 ・ ・スタッドの高さが5mを超える場合 ※図示 ・																																																																							
・工法 （ 標仕 14.5.4 ）		・（5）出入口及びこれに準ずる開口部の補強 ※ 標仕 14.5.4（5）(7)～(9) による ・図示																																																																							
6 節 金属成形板張り																																																																									
・材料 （ 標仕 14.6.2 ）		<table><tr><td colspan="4">・（1）金属成形板の種別及び表面処理</td></tr><tr><td>材種</td><td colspan="2">・アルミニウム</td><td>・</td></tr><tr><td>製法</td><td>・押出し ・プレス ・ロール</td><td colspan="2">・押出し ・プレス ・ロール</td></tr><tr><td>表面処理</td><td colspan="3"></td></tr></table>		・（1）金属成形板の種別及び表面処理				材種	・アルミニウム		・	製法	・押出し ・プレス ・ロール	・押出し ・プレス ・ロール		表面処理																																																									
・（1）金属成形板の種別及び表面処理																																																																									
材種	・アルミニウム		・																																																																						
製法	・押出し ・プレス ・ロール	・押出し ・プレス ・ロール																																																																							
表面処理																																																																									
・工法 （ 標仕 14.6.3 ）		・（1）取付け用下地 4 節 軽量鉄骨天井下地 による （5）開口部の補強 ※天井内配管類及びダクト、天井点検口等により、野縁受けを吊れない場合には、野縁受けの断面を大きくするか又は補強用チャンネル、アングル等を用いて十分補強を行う。 吊りボルトは配管類及びダクト等とは絶縁して取り付ける。 ・図示 ・（8）天井のふところが3mを超える場合 ※図示 ・ ・（10）天井地下材における耐震性を考慮した補強 ※図示 ・ ・（11）屋外の軒、ピロティ等の天井における耐風圧性を考慮した補強 ※図示 ・ ・（5）長尺のものの温度変化に対する伸縮調整継手 ※図示 ・設けない ・設ける																																																																							
7 節 アルミニウム製笠木																																																																									
・材料 （ 標仕 14.7.2 ）		<table><tr><td colspan="4">・（1）部材の種類 標仕 表 14.7.1 ・図示 ・250 形 ・300 形 ・350 形</td></tr><tr><td colspan="4">・（3）表面処理 笠木本体の材料の表面処理 標仕 表 14.2.1</td></tr><tr><td></td><td>種別</td><td>表面処理</td><td>施工箇所</td><td>備考</td></tr><tr><td>・</td><td>AB－1 種</td><td>無着色陽極酸化被膜</td><td>笠木</td><td rowspan="4">JIS H 8601（アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化被膜）</td></tr><tr><td>・</td><td>AB－2 種</td><td>着色陽極酸化被膜</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>AC－1 種</td><td>無着色陽極酸化被膜</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>AC－2 種</td><td>着色陽極酸化被膜</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>BA－1 種</td><td>無着色陽極酸化塗装複合皮膜</td><td></td><td rowspan="6">JIS H 8602（アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装複合皮膜）</td></tr><tr><td>・</td><td>BA－2 種</td><td>着色陽極酸化塗装複合皮膜</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>BB－1 種</td><td>無着色陽極酸化塗装複合皮膜</td><td>笠木</td></tr><tr><td>・</td><td>BB－2 種</td><td>着色陽極酸化塗装複合皮膜</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>BC－1 種</td><td>無着色陽極酸化塗装複合皮膜</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>BC－2 種</td><td>着色陽極酸化塗装複合皮膜</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>C 種</td><td>化成皮膜の上に塗装（注）</td><td></td><td>JIS H 4001（アルミニウム及びアルミニウム合金の焼付け塗装板及び条）</td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="5">（注）常温乾燥形の塗装 ・行う ・行わない ※アルカリ樹脂焼付塗装、フッ素樹脂焼付塗装は2コート、2ベークとする</td></tr></table>		・（1）部材の種類 標仕 表 14.7.1 ・図示 ・250 形 ・300 形 ・350 形				・（3）表面処理 笠木本体の材料の表面処理 標仕 表 14.2.1					種別	表面処理	施工箇所	備考	・	AB－1 種	無着色陽極酸化被膜	笠木	JIS H 8601 （アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化被膜）	・	AB－2 種	着色陽極酸化被膜		・	AC－1 種	無着色陽極酸化被膜		・	AC－2 種	着色陽極酸化被膜		・	BA－1 種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜		JIS H 8602 （アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装複合皮膜）	・	BA－2 種	着色陽極酸化塗装複合皮膜		・	BB－1 種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜	笠木	・	BB－2 種	着色陽極酸化塗装複合皮膜		・	BC－1 種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜		・	BC－2 種	着色陽極酸化塗装複合皮膜		・	C 種	化成皮膜の上に塗装（注）		JIS H 4001 （アルミニウム及びアルミニウム合金の焼付け塗装板及び条）	・					（注）常温乾燥形の塗装 ・行う ・行わない ※アルカリ樹脂焼付塗装、フッ素樹脂焼付塗装は2コート、2ベークとする				
・（1）部材の種類 標仕 表 14.7.1 ・図示 ・250 形 ・300 形 ・350 形																																																																									
・（3）表面処理 笠木本体の材料の表面処理 標仕 表 14.2.1																																																																									
	種別	表面処理	施工箇所	備考																																																																					
・	AB－1 種	無着色陽極酸化被膜	笠木	JIS H 8601 （アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化被膜）																																																																					
・	AB－2 種	着色陽極酸化被膜																																																																							
・	AC－1 種	無着色陽極酸化被膜																																																																							
・	AC－2 種	着色陽極酸化被膜																																																																							
・	BA－1 種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜		JIS H 8602 （アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装複合皮膜）																																																																					
・	BA－2 種	着色陽極酸化塗装複合皮膜																																																																							
・	BB－1 種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜	笠木																																																																						
・	BB－2 種	着色陽極酸化塗装複合皮膜																																																																							
・	BC－1 種	無着色陽極酸化塗装複合皮膜																																																																							
・	BC－2 種	着色陽極酸化塗装複合皮膜																																																																							
・	C 種	化成皮膜の上に塗装（注）		JIS H 4001 （アルミニウム及びアルミニウム合金の焼付け塗装板及び条）																																																																					
・																																																																									
（注）常温乾燥形の塗装 ・行う ・行わない ※アルカリ樹脂焼付塗装、フッ素樹脂焼付塗装は2コート、2ベークとする																																																																									
・工法 （ 標仕 14.7.3 ）		・（1）(7)建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※告示に基づく耐風圧計算資料を監督員に提出し承認を得ること ・下地について、引張試験を実施し強度を確認すること																																																																							

15章 左官工事

項目		特記事項																																	
2 節 下地																																			
・ラス系下地 (標仕 15.2.4)		(2)(7)施工一般 ・ 通気構法 の場合 ・二層下地 ・単層下地 ・直張り工法の場合 ・ラスモルタル下地 ・ラスシートモルタル下地 ・外張断熱工法で断熱材の外側に胴縁を施工する形式の通気構法 ・行わない ・行う (3)材料 JIS A 5505 (メタルラス) ・ラス及び補強用平ラス ・二層下地通気構法の場合 ・波型ラス (W700) ・こぶラス (K800) ・力骨付きラス (BP700) ・図示 ・単層下地通気構法の場合 ・リプラス C (RC800) に裏打ち材と一体化したラス ・図示 ・ラスシート JIS A 5524 (ラスシート (角波亜鉛鉄板ラス)) ・山高、山ピッチ、質量及び溶接ピッチによる区分 ・LS1 ・LS2 ・LS3 ・LS4 (建築基準法に基づく耐力壁) ・ステープル JIS A 5556 (工業用ステープル) 部位 () ・L925TS 以上(RC800 の場合) ・L1019JS 以上 (W700 の場合) 建築工事監理指針 表 15.2.1 ラス、ラスシートと下地の組み合わせ及び適合する接合具 <table><tr><th rowspan="3">ラス、ラスシート</th><th rowspan="3">躯体 部位 下地</th><th colspan="2">木下地</th></tr><tr><th colspan="2">外壁</th></tr><tr><th>通気構法二層下地 又は 非通気構法直張り工事</th><th>通気構法単層下地</th></tr><tr><td>波型ラス (W700)</td><td></td><td>①</td><td>－</td></tr><tr><td>こぶラス (K800)</td><td></td><td>②</td><td>－</td></tr><tr><td>力骨付きラス (BP700)</td><td></td><td>③</td><td>－</td></tr><tr><td>リプラス C (RC800)</td><td></td><td>－</td><td>④</td></tr><tr><td>ラスシート LS1</td><td></td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>ラスシート LS2、LS4 鋼板の板厚 0.4 mm、防錆処理 Z12</td><td></td><td>－</td><td>－</td></tr></table> ①：線径 J 線、足の長さ 19 mm のステープルを用い、縦横 100 mm 以内に留め付けてあること ②：線形 M 線、足の長さ 19 mm のステープルを用い、全てのこぶの谷部を留め付けてあること ③：線形 M 線、足の長さ 19 mm のステープルを用い、力骨の交点を留め付けてあること ④：ステープルは、線径 T 線、足の長さ 25 mm 以上、かつ、通気胴縁を貫通し構造躯体に留め付けられる長さのものを用い、縦 155 mm 以内にリブと通気胴縁の交点を留め付けてあること －：対象外 (4)施工 ・(7)③④ 二層下地通気構法 ラスの施工 換気口部の措置 ※ (木仕 11.4.3) [施工] (2)(7)による ・図示 ・ ・(1)直張り工法のラスシートモルタル下地 建築基準法に基づく耐力壁として使用する場合： ※図示 ・		ラス、ラスシート	躯体 部位 下地	木下地		外壁		通気構法二層下地 又は 非通気構法直張り工事	通気構法単層下地	波型ラス (W700)		①	－	こぶラス (K800)		②	－	力骨付きラス (BP700)		③	－	リプラス C (RC800)		－	④	ラスシート LS1		－	－	ラスシート LS2、LS4 鋼板の板厚 0.4 mm、防錆処理 Z12		－	－
ラス、ラスシート	躯体 部位 下地	木下地																																	
		外壁																																	
		通気構法二層下地 又は 非通気構法直張り工事	通気構法単層下地																																
波型ラス (W700)		①	－																																
こぶラス (K800)		②	－																																
力骨付きラス (BP700)		③	－																																
リプラス C (RC800)		－	④																																
ラスシート LS1		－	－																																
ラスシート LS2、LS4 鋼板の板厚 0.4 mm、防錆処理 Z12		－	－																																
・せっこうボードその他のボード下地 (標仕 15.2.5)		(2)材料 ・(7)せっこうボード及びせっこうラスボード JIS A 6901 (せっこうボード製品) 種類・厚さ： ※図示 ・ ・(1)木質系セメント板 JIS A 5404 (木質系セメント板) 種類・厚さ： ※図示 ・																																	
・こまい下地 (標仕 15.2.6)		(1)建築基準法に基づく耐力壁の指定がある場合 ※図示 ・ ((公社) 日本住宅・木材技術センター 発行「 土塗壁・面格子壁・落とし込み板壁の壁倍率に係る技術解説書 」を参照)																																	
・木ずり下地 (標仕 15.2.7)		(2)(7)木ずり用小幅板の樹種 ※杉 (心去り材) ・図示 ・																																	
3 節 モルタル塗り																																			
・材料 (標仕 15.3.2)		(1)モルタル JIS A 6916 (建築用下地調整塗材) 部位 () ・現場調合材料 ・既調合材料 ()																																	

項目	特記事項																		
	(6)既製目地材 ・用いない ・用いる（形状：※図示 ・																		
・工法 (標仕 15.3.5)	(2)(ウ)床の目地の目地割り及び種類 目地割り： ※2 m ² 程度（最大目地間隔 3m 程度） ・ 図示 種類： ※押し目地 ・ 目地棒伏せ込みモルタル ・ (4)タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗り (c)(3)接着力試験： ・ 行う ・ 行わない																		
・モルタルポンプ工法	※ 材料 (1) セメント、砂及び水は、標仕 15.3.2 [モルタル塗り 材料] による。 (2) パーライト、パーミキュライト及び混和剤を使用する場合は監督員の承諾を受ける。 ※ 調合 (1) モルタルの場合は標仕表 15.3.3 [調合（容積比）及び塗厚の標準] を標準とする。 (2) スランプはモルタルが圧送可能な範囲で、できるだけ小さくなるよう水量を定める。 (3) レディーミクストモルタルを使う場合は、調合及びスランプの指定は、監督員の指示による。 (4) ひび割れの発生をさせないよう調合において配慮すること。 ※ 工法 ・ こて押え仕上げ ・ 吹付け仕上げ（ 回吹付 mm厚） (1) 建築物の規模、立地条件、施工面積、工事工程等を考慮し、モルタルポンプの機種（型式、最大吐出量）、台数及び関連機械を定める。 (2) 輸送管は、使用するモルタルポンプの最大吐出圧力を上まわる耐力のものを使用する。 (3) 圧送開始時は運転速度を小さくし、圧送が順調に行われてから正常な運転速度とし、中断しないで行う。 ※仕上げ (1) こて押え仕上げの場合は、標仕書 15.4.3 により平滑に仕上げる。 吹付け仕上げの場合は吹付け厚さ及び吹付け回数は特記による。なお、吹付けは、下地表面処理を行って、吹きむらのないよう均一に表面仕上げを行い、下吹付けの放置期間は14日以上とする。ただし、気象条件等により監督員の承諾を受けてその期間を短縮することができる。																		
6 節 仕上げ塗材仕上げ																			
・材料 (標仕 15.6.2)	(1)仕上塗材 JIS A 6909 （建築用仕上塗材） ・ (7)ホルムアルデヒド放散量： ※F☆☆☆☆ ・ 図示 ・ ・ (1)種類（呼び名）、仕上げの形状及び工法 ・ 薄付け仕上塗材の種類（呼び名）、仕上げの形状及び工法 標仕 表 15.6.1（その1） <table><tr><th>呼び名</th><th>仕上げの形状</th><th>工法</th></tr><tr><td>・ 外装薄塗材 Si ・ 可とう形外装薄塗材 Si ・ 外装薄塗材 E ・ 可とう形外装薄塗材 E ・ 防水形外装薄塗材 E ・ 外装薄塗材 S ・ 内装薄塗材 C ・ 内装薄塗材 L ・ 内装薄塗材 Si ・ 内装薄塗材 E ・ 内装薄塗材 W</td><td>・ 砂壁状 ・ ゆず肌状 ・ さざ波状 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ 着色骨材砂壁状 ・ 砂壁状じゅらく ・ 京壁状じゅらく</td><td>・ 吹付け ・ こて塗り ・ ローラー塗り</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>・ (I)内装に吸放湿性を有する塗材を用いる</td></tr></table> ・ 厚付け仕上塗材の種類（呼び名）、仕上げの形状及び工法 標仕 表 15.6.1（その2） <table><tr><th>呼び名</th><th>仕上げの形状</th><th>工法</th></tr><tr><td>・ 外装厚塗材 C（注3） ・ 外装厚塗材 Si（注2） ・ 外装厚塗材 E（注2） ・ 内装厚塗材 C ・ 内装厚塗材 L ・ 内装厚塗材 G ・ 内装厚塗材 Si ・ 内装厚塗材 E</td><td>・ 吹放し ・ 凸部処理 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起こし ・ かき落とし</td><td>・ 吹付け ・ こて塗り ・ ローラー塗り</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>・ (I)内装に吸放湿性を有する塗材を用いる</td></tr></table> 注2：上塗材の適用： ・ する ・ しない 注3：上塗材：※セメントスタッコ ・ ・ 複層仕上塗材の種類（呼び名）、仕上げの形状及び工法 標仕 表 15.6.1（その3）	呼び名	仕上げの形状	工法	・ 外装薄塗材 Si ・ 可とう形外装薄塗材 Si ・ 外装薄塗材 E ・ 可とう形外装薄塗材 E ・ 防水形外装薄塗材 E ・ 外装薄塗材 S ・ 内装薄塗材 C ・ 内装薄塗材 L ・ 内装薄塗材 Si ・ 内装薄塗材 E ・ 内装薄塗材 W	・ 砂壁状 ・ ゆず肌状 ・ さざ波状 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ 着色骨材砂壁状 ・ 砂壁状じゅらく ・ 京壁状じゅらく	・ 吹付け ・ こて塗り ・ ローラー塗り			・ (I)内装に吸放湿性を有する塗材を用いる	呼び名	仕上げの形状	工法	・ 外装厚塗材 C（注3） ・ 外装厚塗材 Si（注2） ・ 外装厚塗材 E（注2） ・ 内装厚塗材 C ・ 内装厚塗材 L ・ 内装厚塗材 G ・ 内装厚塗材 Si ・ 内装厚塗材 E	・ 吹放し ・ 凸部処理 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起こし ・ かき落とし	・ 吹付け ・ こて塗り ・ ローラー塗り			・ (I)内装に吸放湿性を有する塗材を用いる
呼び名	仕上げの形状	工法																	
・ 外装薄塗材 Si ・ 可とう形外装薄塗材 Si ・ 外装薄塗材 E ・ 可とう形外装薄塗材 E ・ 防水形外装薄塗材 E ・ 外装薄塗材 S ・ 内装薄塗材 C ・ 内装薄塗材 L ・ 内装薄塗材 Si ・ 内装薄塗材 E ・ 内装薄塗材 W	・ 砂壁状 ・ ゆず肌状 ・ さざ波状 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ 着色骨材砂壁状 ・ 砂壁状じゅらく ・ 京壁状じゅらく	・ 吹付け ・ こて塗り ・ ローラー塗り																	
		・ (I)内装に吸放湿性を有する塗材を用いる																	
呼び名	仕上げの形状	工法																	
・ 外装厚塗材 C（注3） ・ 外装厚塗材 Si（注2） ・ 外装厚塗材 E（注2） ・ 内装厚塗材 C ・ 内装厚塗材 L ・ 内装厚塗材 G ・ 内装厚塗材 Si ・ 内装厚塗材 E	・ 吹放し ・ 凸部処理 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起こし ・ かき落とし	・ 吹付け ・ こて塗り ・ ローラー塗り																	
		・ (I)内装に吸放湿性を有する塗材を用いる																	

項目		特記事項	
	呼び名	仕上げの形状等	
	・複層塗材 CE ・複層塗材 RE ・複層塗材 Si ・複層塗材 E ・可とう形複層塗材 CE ・防水形複層塗材 CE ・防水形複層塗材 RE ・防水形複層塗材 E	仕上げの形状 ・ゆず肌状 ・凸部処理 ・凹凸状 仕上げの工法 ・吹付け ・ローラー塗り (※)耐候性 ※耐候形 3 種 ・ (7)上塗材（ 標仕 表 15.6.2 による） 溶媒 ※水系 ・溶剤系 ・弱溶剤系 樹脂 ※アクリル系 ・アクリルシリコン系 ・シリカ系 ・ポリウレタン系 ・ふっ素系 外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック	
	・ 軽量骨材仕上塗材の種類（呼び名）、仕上げの形状及び工法 標仕 表 15.6.1（その3）		
	呼び名	仕上の形状	
	・ 吹付用軽量塗材	砂壁状	
	・ こて塗用軽量塗材	平たん状	
10 節 しっくい塗り			
・ 一般事項 （ 標仕 15.10.1 ）	※下地 ・ せっこうボード ・ せっこうラスボード ・ モルタル塗り ・ 木ずり ・ こまい土壁塗り ・ せっこうプラスター塗り（下塗り） ・ 図示 ・		
・ 材料 （ 標仕 15.10.2 ）	(1)(7)既調合しっくい材料 ・ 色しっくい： ・ 用いない ・ 用いる		
・ 調合及び塗厚 （ 標仕 15.10.3 ）	(1)既調合しっくいの調合、塗厚等 ・ (7)せっこうボード下地： ・ 図示 ・ 標仕 表 15.10.1 による ・ (1)モルタル塗り下地： ・ 図示 ・ 標仕 表 15.10.2 による (2)現場調合しっくいの調合及び各層の塗厚 ・ 木ずり下地： ・ 図示 ・ 標仕 表 15.10.3 による ・ せっこうプラスター下地及びこまい土壁下地： ・ 図示 ・ 標仕 表 15.10.4 による		
・ 工法 （ 標仕 15.10.4 ）	(2)(1)既調合しっくいの上塗りの仕上げ工法 標仕 表 15.10.5 ・ 抑え仕上げ ・ なで切り仕上げ ・ パターン仕上げ		
11 節 こまい壁塗り			
・ 材料 （ 標仕 15.11.2 ）	(5)のり ・ 土壁用 ・ ふのり ※つのまた ・ ぎんなんそう ・ 粉末海藻 ・ 砂壁用 ※ふのり ・ つのまた ・ こんにゃくのり ・ にかわ ・ 合成高分子系混和材 (6)色土 ・ (7)土物仕上げに用いる色土： ※図示 ・ ・ (1)大津仕上げに用いる色土： ※図示 ・ (8)色砂 ・ 種類： ※図示 ・		
・ 調合 （ 標仕 15.11.3 ）	・ (1)下塗りの調合 ※ 標仕 表 15.11.2 による ・ 図示		
・ 塗厚 （ 標仕 15.11.4 ）	・ (1)塗厚 ※ 標仕 表 15.11.8 による ・ 図示 ・ 建築基準法に基づく耐力壁の指定がある場合 ※図示 ・ （（公社）日本住宅・木材技術センター発行「土塗壁・面格子壁・落とし込み板壁の壁倍率に係る技術解説書」を参照）		
・ 工程 （ 標仕 15.11.5 ）	(1)こまい壁の工程 標仕 表 15.11.9 ※A 種 ・ B 種		
・ 土物仕上げ （ 標仕 15.11.7 ）	(1)工法の種類 ・ (7)土物仕上げ工法 ・ (a)水ごね土物Ⅰ工法 ・ (b)水ごね土物Ⅱ工法 ・ (c)のりさし土物工法 ・ (d)のりごね土物工法 ・ (1)砂壁仕上げ工法 ・ (ウ)切返し仕上げ工法		

項目	特記事項
	(3)ちりじゃくり ※図示　・
・大津仕上げ （ 標仕 15.11.8 ）	(1)工法の種類 ・(ア)普通大津仕上げ工法 ・(イ)大津みがき仕上げ工法
12 節　ロックウール吹付け（半乾式工法及び乾式工法によるロックウール吹付け）	
・材料 （ 標仕 15.12.2 ）	材料： JIS A 9504 （人造鉱物繊維保温材） (1)ロックウールのホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆　・ (4)合成樹脂系接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆規格品又は同等以上とし、フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
・配合及び密度等 （ 標仕 15.12.3 ）	・(2)仕上げ吹付け厚さ ※図示　・

16章 建具工事

項目		特記事項
1節 共通事項		
※一般事項		※本章で用いるステンレス鋼は特記なき限り材質は、SUS304 とし、表面仕上げは「建具のくつずり： 2B、その他：＃400」とする。 ※防音・断熱・耐震ドアセット・サッシは、性能による種類が定められていない場合、同等以上の性能を有する製品を採用する。 ※電気配管などは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）による。 ※引違い建具落下防止機構 ・神戸市型 ・建具製造所の仕様による ※上部と下部にメーカー仕様の落下防止機構があるものとし、下部の落下防止機構は金属製のフック状のものとする。上部の落下防止機構は素手では簡単に解除できないもので、ドライバー等を用いて解除できるものとする。 (a) 神戸市型の障子の落下防止機構を設ける場合は特記による。特記がなければ建具製造所の仕様による。 (b) 神戸市型の障子の落下防止機構は、下記の機能を備えた特記製造所の製品とし、外側の障子の上かまちに内蔵する。 (1) バネ等の弾性にたよらず、はずれ止めが作動すること。 (2) 素手では簡単に解除できないもので、ドライバー等を用いて解除できるもの。 (3) 障子を閉めることによって自動的にロックできるもの。
・防火戸、防火シャッター及び防煙シャッター (標仕 16.1.3)	(1)防火戸の適用： ※建具表及び建具キープランによる ・ (3)連動機能 ※建具表及び建具キープランによる ・煙感知器 ・熱感知器 ・ヒューズ装置 防火戸等の自動閉鎖装置は、国土交通大臣が定めた構造方法又は、認定品とする。	
・建具見本の制作 (標仕 16.1.4)	(1)建具見本の製作 ・不要 ・要（ ） (2)(7)特殊な建具の仮組： ・不要 ・要（※図示 ）	
・防犯建物部品の適用 (標仕 16.1.6)	(2)防犯建物部品の適用 指定建物錠の 防犯性能 の適用 ※する（建具表による） ・しない 耐ピッキング性能 ・5分未満 ・5分以上 ※10分以上 耐鍵穴壊し性能 ・5分未満 ・5分以上 ※10分以上 耐サムターン回し性能・なし（5分未満） ※あり（5分以上） 耐カム送り解錠性能 ・なし（5分未満） ※あり（5分以上） 耐こじ破り性能 ・なし（5分未満） ※あり（5分以上） 指定建物錠とは、建物の外部出入口用に用いるシリンダー錠・シリンダー・サムターンが該当	
2節 アルミニウム製建具		
・性能及び構造 (標仕 16.2.2)	(1)性能及び構造 ※JIS 規格による JIS A 4706 （サッシ） JIS A 4702 （ドアセット） (2)性能値等 ※(7)耐風圧性、気密性及び水密性並びに枠の見込み寸法 種別 コンクリート系下地及び鉄骨下地標仕（標仕 表 16.2.1） ： ・A種 ・B種 ・C種 木下地（標仕 表 16.2.2） ： ・D種 ・E種 枠の見込み寸法： ※建具表による ・70 mm ・100 mm ・(イ)防音ドア、防音サッシ（ 遮音性の等級 ） 等級 ・T-1 ・T-2 ・T-3 ・T-4 ・(ウ)断熱ドア、断熱サッシ（ 断熱性の等級 ） 等級 ・H-1 ・H-2 ・H-3 ・H-4 ・H-5	
・材料 (標仕 16.2.3)	(5)(イ) 網戸等の防虫網 形式： ・外面納まり可動式 ・外面納まり固定式 網の材質： ※合成樹脂製 ・ステンレス製（SUS316） ・ガラス繊維入り合成樹脂製 線径： ※0.25 mm以上 ・ 網目： ※16～18 メッシュ ・	
・形状及び仕上げ (標仕 16.2.4)	(3) 表面処理 (標仕 14.2.1 [アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理]) 標仕 14.2.1(1)表面処理 色 ：・標準色（色合い：※図示 ） ・特注色（色合い：※図示 ） 種別：・図示 ・AB-1種 ・AB-2種 ・AC-1種 ・AC-2種 ・C種 ・過酷な環境の屋外：・BA-1種 ・BA-2種 ・一般的な環境の屋外：※BB-1種 ・BB-2種 ・屋内：※BC-1種 ・BC-2種	

項目		特記事項
		・常温乾燥型の塗装：・図示 ・ (4)ステンレス製くつずりの仕上げ： ※2B ・HL ・図示 (6)結露水の処理方法 ※製造所の指定とする
・工法 (標仕 16.2.5)	(1)加工及び組立 (ウ)水切り板 ・取付ける ・取付けない ぜん板 ・取付ける ・取付けない (2)取付け (ウ)(b)木下地の場合の外部に面する建具回りの止水処理 ④内付け建具の場合： ・図示	
3節 樹脂製建具		
・性能及び構造 (標仕 16.3.2)	(1)性能及び構造 ※JIS 規格による JIS A 4706 （サッシ） JIS A 4702 （ドアセット） (2)性能値等 ※(7)耐風圧性、気密性及び水密性並びに枠の見込み寸法 種別 コンクリート系下地及び鉄骨下地（標仕 表 16.3.1） ： ・A種 ・B種 ・C種 木下地（標仕 表 16.3.1） ： ・D種 ・E種 枠の見込み寸法 ※図示 ・ ・(イ)防音ドア、防音サッシ（ 遮音性の等級 ） 等級 ・T-1種 ・T-2種 ・(ウ)断熱ドア、断熱サッシ（ 断熱性の等級 ） 等級 ・H-4種 ・H-5種 ・H-6種 ・H-7種 ・H-8種 ・(エ)外部に面する建具の日射熱取得性の等級 等級 ・N-1 ・N-2 ・N-3	
・材料 (標仕 16.3.3)	・(5)(イ) 網戸等の防虫網 形式： ・外面納まり可動式 ・外面納まり固定式 網の材質： ※合成樹脂製 ・ステンレス製（SUS316） ・ガラス繊維入り合成樹脂製 線径： ※0.25 mm以上 ・ 網目： ※16～18 メッシュ ・ ※(8)ガラス 材料は 標仕 16.14.2(1) による ※複層ガラス（ガラスの種類、厚さの組合せ等は建具表による）	
・形状及び仕上げ (標仕 16.3.4)	(5)表面色： ・標準色 ・特注色 色合い：※建具表による	
・工法 (標仕 16.3.5)	(1)加工及び組立 (イ) 標仕 16.2.5(1) （アルミニウム製建具 工法） (ウ)水切り板 ・取付ける ・取付けない ぜん板 ・取付ける ・取付けない (2)取付け (ウ)(b)木下地の場合の外部に面する建具回りの止水処理 ④内付け建具の場合： ・図示	
4節 鋼製建具		
・性能及び構造 (標仕 16.4.2)	(1)性能及び構造 ※JIS 規格による JIS A 4706 （サッシ） JIS A 4702 （ドアセット） (2)性能値 ・(7)簡易気密型ドアセット（ 標仕 表 16.4.1 ） ・ 気密性 ： ※A-3 ・ ・ 水密性 ※W-1 ・ ・外部に面する鋼製建具の耐風圧性能（ 標仕 表 16.2.1 ） 等級 ・S-4 ・S-5 ・S-6 ・(イ)耐震ドアセット（ 面内変形追従性の等級 ） 等級 ・D-1 ・D-2 ・D-3 (ウ) 標仕 16.2.2(2) による ・(イ)防音ドア、防音サッシ（ 遮音性の等級 ） 等級 ・T-1 ・T-2 ・T-3 ・T-4 ・(ウ)断熱ドア、断熱サッシ（ 断熱性の等級 ） 等級 ・H-1 ・H-2 ・H-3 ・H-4 ・H-5	
・材料 (標仕 16.4.3)	(2)ステンレス製くつずりの仕上げ： ※2B ・HL ・図示 点検口類のくつずり： ・建具表による ・2B ・HL	
・形状及び仕上げ (標仕 16.4.4)	(1)鋼板の厚さ： ※ 標仕 表 16.4.2 による ・図示 (4)塗装： ※建具表による	
・標準型鋼製建具 (標仕 16.4.6)	(7)形式・寸法 有効内法寸法 標仕 表 16.4.5	

項目	特記事項
	形式：・図示・片開き・親子開き・両開き 寸法：・図示・幅(mm)、高さ(mm) (ウ)標仕 16.4.2～5 までによる 標仕 16.4.2(2) [性能値] ・(ア)簡易気密型ドアセット (標仕 表 16.4.1) ・気密性：※A-3・ ・水密性・※W-1・ ・外部に面する鋼製建具の耐風圧性能 (標仕 表 16.2.1) ・S-4・S-5・S-6 ・(イ)耐震ドアセット (面内変形追随性の等級) ・D-1・D-2・D-3 (ウ)標仕 16.2.2(2)による ・(イ)防音ドア、防音サッシ (遮音性の等級) ・T-1・T-2・T-3・T-4 ・(ウ)断熱ドア、断熱サッシ (断熱性の等級) ・H-1・H-2・H-3・H-4・H-5 標仕 16.4.3 [材料] (2)ステンレス製くつずりの仕上げ：※2B・HL・図示 標仕 16.4.4 [形状及び仕上げ] (1)鋼板の厚さ：・標仕 表 16.4.2 による・図示 (4)塗装：※建具表による
5 節 鋼製軽量建具	
・性能及び構造 (標仕 16.5.2)	(1)性能及び構造 ※JIS 規格による JIS A 4706 (サッシ) JIS A 4702 (ドアセット) (2)性能値 ・(ア)簡易気密型ドアセット ・気密性 ※A-3・ ・(イ)耐震ドアセット (面内変形追随性の等級) ・D-1・D-2・D-3 (ウ)標仕 16.2.2(2)による ・(イ)防音ドア、防音サッシ (遮音性の等級) ・T-1・T-2・T-3・T-4 ・(ウ)断熱ドア、断熱サッシ (断熱性の等級) ・H-1・H-2・H-3・H-4・H-5
・材料 (標仕 16.5.3)	(1)鋼板の種類 ・(ア)溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯 ・(ア)電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯 ・(イ)ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板 (5)召合わせ、縦小口包み板等の材質 ※鋼板・ステンレス鋼板・アルミニウム合金押出型材 (6)防音性能を求める場合の充填材 ・グラスウール・ロックウール
・形状及び仕上げ (標仕 16.5.4)	(1)鋼板類の厚さ ※標仕 表 16.5.1 による・図示・ (6) 建具のくつずり：※ステンレス製 No.2B 仕上げ・図示
・標準型鋼製軽量建具 (標仕 16.5.6)	(ア)形式・寸法 有効内法寸法 標仕 表 16.4.5 形式：・図示・片開き・親子開き・両開き 寸法：・図示・幅(mm)、高さ(mm) (ウ)標仕 16.5.2～5 までによる 標仕 16.5.2 [性能及び構造] (2)性能値 ・(ア)簡易気密型ドアセット ・気密性 ※A-3・ ・(イ)耐震ドアセット (面内変形追随性の等級) ・D-1・D-2・D-3 (ウ)標仕 16.2.2(2)による ・(イ)防音ドア、防音サッシ (遮音性の等級)

項目	特記事項
	・T-1・T-2・T-3・T-4 ・(ウ)断熱ドア、断熱サッシ (断熱性の等級) ・H-1・H-2・H-3・H-4・H-5 標仕 16.5.3 [材料] (1)鋼板の種類 ・図示 ・(ア)溶融亜鉛めっき鋼板 ・(ア)電気亜鉛めっき鋼板 ・(イ)ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板 (・塗装溶融亜鉛めっき鋼板・(ア)の鋼板に塗装は建具製造所の仕様) ・ステンレス鋼板 (5)召合わせ、縦小口包み板等の材質 ※鋼板・ステンレス鋼板・アルミニウム押出型材 標仕 16.5.4 [形状及び仕上げ] (1)鋼板類の厚さ ※標仕 表 16.5.1 による・図示 (6)建具のくつずり：※ステンレス製 No.2B 仕上げ・HL・図示
6 節 ステンレス製建具	
・性能及び構造 (標仕 16.6.2)	(1)性能及び構造 ※JIS 規格による JIS A 4706 (サッシ) JIS A 4702 (ドアセット) (2)性能値 ・(ア)簡易気密型ドアセット (標仕 表 16.4.1) ・気密性 A-3・ ・水密性 W-1・ 外部に面するステンレス製鋼製建具の耐風圧性能 (標仕 表 16.2.1) 等級・S-4・S-5・S-6 ・(イ)耐震ドアの面内変形追随性 (面内変形追随性の等級) 等級・D-1・D-2・D-3 (ウ)標仕 16.2.2(2) (イ)及び(ウ)による ・(イ)防音ドア、防音サッシ (遮音性の等級) ・T-1・T-2・T-3・T-4 ・(ウ)断熱ドア、断熱サッシ (断熱性の等級) ・H-1・H-2・H-3・H-4・H-5
・材料 (標仕 16.6.3)	(1)ステンレス鋼板 JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) による ・図示・SUS304・SUS430J1L・SUS443J1
・形状及び仕上げ (標仕 16.6.4)	(4)表面仕上げ・図示・鏡面・バフ() ※HL (6)建具のくつずり：※ステンレス製 No.2B 仕上げ・HL・図示
・工法 (標仕 16.6.5)	(1)曲げ加工・図示 ※普通曲げ・角出し曲げ
7 節 木製建具	
・材料 (標仕 16.7.2)	(1)建具材の加工、組立て時の含水率の種類 (標仕 表 16.7.1) ※A 種・B 種 (2) フラッシュ戸の材料 (ア)表面材の種類 ・図示 ・合板 [JAS A 0233 (合板)] (・普通合板・天然木化粧合板・特殊加工化粧合板) ・MDF [JIS A 5905 (繊維板)] (イ)表面材の品質 (d)MDF の品質 (JIS A 5905 (繊維板)) 表裏面状態：・図示 ・素地 MDF (・無研磨板 (RN)・研磨板 (RS)) ・化粧 MDF (・単板オーバーレイ (DV)・プラスチックオーバーレイ (DO)・塗装 (DC)) ・構造用 MDF (・無研磨板 (RN)・研磨板 (RS)) 曲げ強さ (N/mm²):・図示・30 以上 25 以上 15 以上 5 以上 耐水性：・図示・普通 (U)・耐水 1 (M)・耐水 2 (P) 難燃性：・図示・難燃 2 級・難燃 3 級 (3)かまち戸の材料 (樹種) かまち：・ 鏡板：・ (4)ふすまの種類・I 型・II 型

項目		特記事項
		ふすま紙の上張りの種類 ※図示 ・鳥の子 ・新鳥の子 ・ビニル紙 ・雲花紙 (7)接着剤 ※F☆☆☆☆規格品又は同等以上とし、フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (9)枠、くつずりの材料 ※図示 ・
・形状及び仕上げ (標仕 16.7.3)		(1)(イ) フラッシュ戸の表面板の厚さ ・図示 ・標仕 表 16.7.6 による (2)木製建具の見込み寸法 ・図示 ・標仕 表 16.7.7 による (3)塗装 ※図示
・工法 (標仕 16.7.4)		(1)定規縁 ・引戸の召合せかまちをいんろう付きとする (3)ふすまの縁の仕上げ ※図示 ・うるし塗 ・カシュー樹脂塗料 2 回塗り ・白木仕上げ
8 節 建具用金物		
・材質、形状及び寸法 (標仕 16.8.2)		(3)金物の種類及び見え掛り部の材質 ※標仕 表 16.8.1 の「特記による」と記載のある金物の適用は建具表による (9)(ア)金属製建具の丁番の枚数・大きさ ・建具表による ・標仕 表 16.8.2 による (10)(ア)樹脂製建具の丁番の枚数・大きさ ・建具表による ・標仕 表 16.8.3 による (11)(ア)木製建具の丁番の枚数・大きさ ・建具表による ・標仕 表 16.8.4 による (ウ)戸車及びレール ・建具表による ・標仕 表 16.8.5 による 参考 JIS A 5545 (サッシ用金物)
・取付け施工 (標仕 16.8.3)		(1) 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置 ※建具表による
・鍵 (標仕 16.8.4)		(1) マスターキー ・製作する ・製作しない ・マスターキーの系統 (系統) ※マスターキーの製作については施設管理者及び監督員と協議する。 (3)鍵の製作本数 出荷時の子鍵本数 ※3 本 ・ 本 鍵箱： ※必要 ・不要
9 節 自動ドア開閉装置		
・性能・機構 (標仕 16.9.2)		(2)戸の開閉方式： ※建具表による ・片引き ・引き分け (3)開閉装置の性能 ※(ア)駆動装置の性能 標仕 表 16.9.1 ※建具表による ・SSLD－1 ・SSLD－2 ・DSLＤ－1 ・DSLＤ－2 ・防錆の適用 ・(イ)車椅子使用者用便房出入口に設置される引き戸用駆動装置の性能 ・図示 ・標仕 表 16.9.2 による ・防錆の適用 ・(ウ)引き戸用検出装置の性能 ・図示 ・標仕 表 16.9.3 による ・防錆の適用 (4)引き戸用検出装置の種類 標仕 表 16.9.4 ・光線（反射）センサー ・熱線センサー ・音波センサー ・光電センサー ・電波センサー ・タッチスイッチ：(・無線式 ・光線式) ・押しボタンスイッチ ・車椅子使用者用便房用操作スイッチ：(・押しボタンスイッチ ・非接触スイッチ) (9)凍結防止措置 ・有り ・無し
10 節 自閉式上吊り引戸装置		
・性能等 (標仕 16.10.3)		(2)性能 ・図示 ※標仕 表 16.10.1 (適用戸の総質量： ・40kg 以下 ・40kg 超)

項目		特記事項
11 節 重量シャッター		
・一般事項 (標仕 16.11.1)		※ JIS A 4705 (重量シャッター構成部材) ※ 防煙シャッターは、国土交通大臣認定品とする。 平成 17 年 12 月 1 日国土交通省告示第 1392 号 に適合するもの
・形式及び機構 (標仕 16.11.2)		(1)種類 ・管理用シャッター ・外壁用防火シャッター ・屋内用防火シャッター ・防煙シャッター (2) 外壁開口部に設ける重量シャッターの耐風圧強度 ・図示 ・50kgf/㎡ (490Pa) ・80kgf/㎡ (785Pa) ・120kgf/㎡ (1177Pa) (3)開閉方式 標仕 表 16.11.1 による ※電動式 (手動併用) ・手動式 (4)安全装置 ※(ア)電動式シャッターの不測の落下に備えた安全装置 ・急降下制動装置 ・急降下停止装置等 設置個所 ・図示 ※(イ)電動式シャッターの障害物感知装置 設置個所 ・図示 ※(ウ)屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止機構 設置個所 ・図示 (6)管理用シャッターのシャッターケース ※設ける ・設けない
・材料 (標仕 16.11.3)		(1)スラット及びシャッターケース用鋼板の種類 ・JIS G 3302 (熔融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) ・JIS G 3312 (塗装熔融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) ・図示 ・ めっきの付着量 ・図示 ・Z12 ・F12
12 節 軽量シャッター		
・一般事項 (標仕 16.12.1)		※ JIS A 4704 (軽量シャッター構成部材) 及び軽量シャッターの製造所の仕様による
・形式及び機構 (標仕 16.12.2)		(1)(ア)開閉形式 ※手動式 ・電動式 (手動併用) (2)耐風圧性能 ・図示 ・50kgf/㎡ (490Pa) ・65kgf/㎡ (637Pa) ・80kgf/㎡ (785Pa)
・材料 (標仕 16.12.3)		スラットの材質 ・(ア)塗装熔融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯 (JIS G 3312) めっきの付着量： ・図示 ・Z06 ・F06 ・塗装熔融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯 (JIS G 3322) めっきの付着量： ・図示 ・AZ90
・形状及び仕上げ (標仕 16.12.4)		(2)スラットの形状 ・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形
・パイプシャッター		開閉機能 ※手動式 ・上部電動式 (手動併用) 材質 ・ステンレス ・スチール 機構・工法 ※標仕 16 章 12 節 軽量シャッターを準用 (スラット部分を除く) パイプ間隔 70 mm 格子間隔 500 mm パイプ外径 (シャッター内法<3m) 13 mm (3m≦内法<6m) 16 mm (6m≦内法) 19 mm
13 節 オーバーヘッドドア		
・一般事項 (標仕 16.13.1)		(2)JIS A 4715 (オーバーヘッドドア構成部材) 及びオーバーヘッドドア製造所の仕様による

項目	特記事項										
・形式及び機構 (標仕 16.13.2)	(1)セクション材料による区別 ※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバークラスタイプ (2) 耐風圧性能 ・建具表による ・50 (500Pa) ・75 (750Pa) ・100 (1000Pa) ・125kgf/㎡ (1250Pa) ・ (3) 開閉方式による種類 ※バランス式 ・チェーン式 ・電動式 (4) 収納形式による区分 ・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・パーチカル形										
・材料 (標仕 16.13.3)	(2) ガイドレールの材料 ※溶融亜鉛めっき鋼板 (めっき付着量 Z27) ・ステンレス鋼板 (標仕 16.6.3(1))										
14 節 ガラス											
・材料 (標仕 16.14.2)	(1)板ガラス ※(ア)～(ケ)の各種板ガラスの種類・厚さ・性能等は建具表による (2)ガラス留め材 <table><tr><th>建具の種類</th><th>材質</th></tr><tr><td>アルミニウム製</td><td>・シーリング材 ※ガスケット (※グレイジングチャンネル・グレイジングビード・図示・) ・パテ (・1 種 ※2 種) ・建具表による</td></tr><tr><td>鋼製</td><td>※シーリング材 ・パテ (・1 種 ※2 種) ・建具表による</td></tr><tr><td>ステンレス製</td><td>※シーリング材 ・パテ (・1 種 ※2 種) ・建具表による</td></tr><tr><td>木製</td><td>※パテ (木製用) ・建具表による</td></tr></table> ※はめ殺し、アルミプレート及び網入りガラス留め材はシーリング材とする。 ※ガラス留めに用いるシーリング材は、 標仕 9 章 7 節 による。 ※ガスケットは JIS A 5756 (建築用ガスケット) による ※金属製建具用パテは JIS A 5752 による。	建具の種類	材質	アルミニウム製	・シーリング材 ※ガスケット (※グレイジングチャンネル・グレイジングビード・図示・) ・パテ (・1 種 ※2 種) ・建具表による	鋼製	※シーリング材 ・パテ (・1 種 ※2 種) ・建具表による	ステンレス製	※シーリング材 ・パテ (・1 種 ※2 種) ・建具表による	木製	※パテ (木製用) ・建具表による
建具の種類	材質										
アルミニウム製	・シーリング材 ※ガスケット (※グレイジングチャンネル・グレイジングビード・図示・) ・パテ (・1 種 ※2 種) ・建具表による										
鋼製	※シーリング材 ・パテ (・1 種 ※2 種) ・建具表による										
ステンレス製	※シーリング材 ・パテ (・1 種 ※2 種) ・建具表による										
木製	※パテ (木製用) ・建具表による										
・ガラス溝の寸法、 形状等 (標仕 16.14.3)	(1)ガラス溝の寸法、形状等 ※建具の製造所の仕様による ・図示 ・										
・工法 (標仕 16.14.4)	※外部に面する網入りガラス等の小口全周はサンダー掛けによりワイヤーをカットした上で防錆塗料等により防錆処理をし、下側ガラス溝に排水用水抜き穴を設ける。										
・ガラスブロック積み (標仕 16.14.5)	(1)材料 JIS A 5212 (ガラスブロック (中空)) (ア)表面形状： ※図示 ・正方形 ・長方形 呼び寸法： ※図示 ・ 厚さ： ※図示 ・80 mm ・95 mm ・125 mm ガラスの色： ※図示 ・無色 ・着色 模様による種類： ※図示 ・拡散ガラスブロック ・指向ガラスブロック (イ)壁用金属枠及び補強材 ※図示 ・ (カ)力骨： ※SUS304、φ5.5 mmのはしご形状複筋及び単筋 ・図示 (サ)シーリング材の種類： ※図示 ・ (標仕 9 章 7 節 による) (シ)金属製化粧カバーの材質、寸法及び形状： ※図示 ・ (2)工法 (ア)建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※告示に基づく耐風圧計算資料を監督員に提出し承認を得ること ・下地について、引張試験を実施し強度を確認すること (イ)壁用金属枠の取付け： ※図示 ・ (ウ)ガラスブロック積みの工法 (a)目地幅 ・平積み： ・図示 ・8 mm以上 15 mm以下 ・ ・曲面積み： ※図示 ・ ・曲率半径をガラスブロックの幅寸法の 10 倍以上とし、外側 15 mm以下、内側 6 mm以上 (b)伸縮調整目地： ※6m 以下ごとに 10～25 mm ・ (i)伸縮調整目地部の横力骨の納まり： ・図示 ・ガラスブロック製造所の仕様による										

17章 カーテンウォール工事

項目	特記事項
1 節 共通事項	
※性能 (標仕 17.1.3)	(1)カーテンウォールの諸性能値 〔耐風圧性、耐震性、水密性、気密性、耐火性、耐温度差性、遮音性、断熱性等〕 ※図示 (3)性能の確認及び判定方法 ※図示 ・ 標仕 17.1.3(3) による
2 節 メタルカーテンウォール	
・材料 (標仕 17.2.2)	(1)金属系材料の種類 ※図示 (2)シーリング材の種類 ※下記「シーリング材の施工及び試験」による (標仕 17.2.7) (3)ガラスの種類、厚さ、性能等 (標仕 16.14.2 [材料] (1) による) ※図示 (4)ガラス取付け材料 ・(ア)シーリング JIS A 5758(建築用シーリング材) による ※図示 ・(イ)構造ガスケット JIS A 5760(建築用構造ガスケット) による ※図示 (5)断熱材の種類 ※図示
・形状及び仕上げ (標仕 17.2.3)	(1)寸法許容差 ※ 表 17.2.1 による (アルミニウム合金鋳物の場合を除く) ・図示 (2)製品の見え掛り部分の仕上げ ※図示 (4)ガラス溝の寸法、形状等 ※図示 ・カーテンウォールの製造所の仕様による
・取付け (標仕 17.2.5)	(1)躯体付け金物の取付け (イ)躯体付け金物の取付け位置の寸法許容差 ※ 表 17.2.2 による ・図示 (2)主要部材の取付け (イ)主要部材の取付け位置の寸法許容差 ※ 表 17.2.3 による ・図示
・ガラスの取付け (標仕 17.2.5)	ガラスの取付け方法 ※図示
・シーリング材の施工及び試験 (標仕 17.2.7)	※シーリング保証書 ※提出する〔保証書 (請負人、材料製造所、シーリング施工者連帯保証) は各 2 通提出すること。〕 ・提出しない 標仕 9.7.2 [材料] (2)シーリング材の種類及び施工箇所 ※ 標仕 表 9.7.1 による (・MS-2 ・SR-I ・) ・図示 ・(注)I シーリング材表面に仕上げを行わないもの ※施工箇所： ※図示 標仕 9.7.3 [目地寸法]： ※図示 標仕 9.7.5 [シーリング材の試験] ・(2)接着性試験 ※簡易接着性試験 ・引張接着性試験
3 節 PC カーテンウォール	
・材料 (標仕 17.3.2)	(1)コンクリート (ア) コンクリートの種類 ※図示 ・(a) 普通コンクリート 標仕 6.3.1 ・(b) 軽量コンクリート I 種 標仕 表 6.10.1 (イ)コンクリートの品質 ※図示 ・ 標仕 17.3.2(1)(イ)(a)～(d) による (2)鉄筋の種類 ※図示 ・S D295 (3)補強鉄線

項目	特記事項																				
	※図示 ・普通鉄線 JIS G 3532(鉄線) 適用線径 ※図示 ・溶接金網 JIS G 3551(溶接金網及び鉄筋格子) <table><tr><th>種類</th><th>種類の記号</th><th>網目寸法</th><th>鉄線の径</th></tr><tr><td>レギュラー</td><td>・WFP</td><td>※図示</td><td>・</td></tr><tr><td>溶接金網</td><td>・WFC</td><td>※図示</td><td>・</td></tr><tr><td>デザイン</td><td>・WFP-D</td><td>※図示</td><td>・</td></tr><tr><td>溶接金網</td><td>・WFC-D</td><td>※図示</td><td>・</td></tr></table> (4)シーリング材の種類 ※下記「シーリング材の施工及び試験」による（標仕 17.3.8） (5)耐火目地材： ※図示 (6)断熱材の種類 ※図示 (7) ガラスの種類、厚さ、性能等（標仕 16.14.2 [材料] (1) による） ※図示 (8) ガラス取付け材料（標仕 17.2.2(4)(1)による） (1)構造ガasket JIS A 5760(建築用構造ガasket)による ※図示 (11)先付け材料の仕上げ材（タイル等）、建具枠、ゴンドラ用ガイドレール等 ※図示	種類	種類の記号	網目寸法	鉄線の径	レギュラー	・WFP	※図示	・	溶接金網	・WFC	※図示	・	デザイン	・WFP-D	※図示	・	溶接金網	・WFC-D	※図示	・
種類	種類の記号	網目寸法	鉄線の径																		
レギュラー	・WFP	※図示	・																		
溶接金網	・WFC	※図示	・																		
デザイン	・WFP-D	※図示	・																		
溶接金網	・WFC-D	※図示	・																		
・形状及び仕上げ (標仕 17.3.3)	(1)製品の見え掛り部の寸法許容差 ※ 標仕 表 17.3.1 による ・図示 (2)PC カーテンウォールの仕上げ ※図示 (4)構造ガasketを用いる場合のアンカー溝の寸法及び寸法許容差 ※図示																				
・製作 (標仕 17.3.4)	(2)鉄筋の組立 (7)配筋 ※図示 ・配筋を定めた計算書により、監督員の承諾を受ける。																				
・取付け (標仕 17.3.5)	(1)躯体付け金物の取付 (1)躯体付け金物の取付け位置の寸法許容差 ※ 標仕 表 17.2.2 による ・図示 (2)主要部材の取付け (7)カーテンウォール部材の取付け位置の寸法許容差 ※ 標仕 表 17.3.2 による ・図示																				
・ガラスの取付け (標仕 17.3.6)	ガラスの取付け方法 ※図示																				
・耐火被覆の施工 (標仕 17.3.7)	標仕 7.9.2 耐火被覆の種類等 ・図示 標仕 7.9.3(1) 耐火被覆の耐火性能 ・図示																				
・シーリング材の施工及び試験 (標仕 17.3.8)	※シーリング保証書 ※提出する〔保証書（請負人、材料製造所、シーリング施工者連帯保証）は各2通提出すること。〕 ・提出しない 標仕 9.7.2 [材料] (2)シーリング材の種類及び施工箇所 ※ 標仕 表 9.7.1 による（・MS-2 ・SR-I ・ ） ・図示 ・(注)1 シーリング材表面に仕上げを行わないもの ※施工箇所： ※図示 標仕 9.7.3 [目地寸法] ： ※図示 標仕 9.7.5 [シーリング材の試験] ・(2)接着性試験 ※簡易接着性試験 ・引張接着性試験																				

18章 塗装工事

項目	特記事項																
1 節 共通事項																	
※材料 (標仕 18.1.3)	(1)屋内に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆規格品とする。また、トルエンやキシレン、エチルベンゼン、スチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (2)防火材料 ※図示																
2 節 素地ごしらせ																	
・各面の素地ごしらせ (標仕 18.2.2～)	<table><tr><th>塗装面の種類</th><th>種別</th></tr><tr><td>木部 (標仕 表 18.2.1)</td><td>※A 種(不透明塗料塗り) ※B 種(透明塗料塗り)</td></tr><tr><td>鉄鋼面 (標仕 表 18.2.2)</td><td>・A 種 ・B 種 ※C 種 耐候性塗料塗りの場合 ※B 種</td></tr><tr><td>亜鉛めっき鋼面 (標仕 表 18.2.3)</td><td>・A 種 ・B 種 耐候性塗料塗りの場合 ※A 種 鋼製建具等 ※B 種</td></tr><tr><td>モルタル、せっこうプラスター面 (標仕 表 18.2.4)</td><td>・A 種 ※B 種</td></tr><tr><td>コンクリート、ALCパネル面 (標仕 表 18.2.5)</td><td>・A 種 ※B 種 耐候性塗料塗りの場合 (表 18.2.6) ※A 種</td></tr><tr><td>押出成形セメント板面 (標仕 表 18.2.6)</td><td>・A 種 ・B 種 耐候性塗料塗りの場合 ※B 種</td></tr><tr><td>せっこうその他のボード面 (標仕 表 18.2.7)</td><td>継目処理工法の場合 ※A 種 ・B 種 その他の場合 ・A 種 ※B 種</td></tr></table>	塗装面の種類	種別	木部 (標仕 表 18.2.1)	※A 種(不透明塗料塗り) ※B 種(透明塗料塗り)	鉄鋼面 (標仕 表 18.2.2)	・A 種 ・B 種 ※C 種 耐候性塗料塗りの場合 ※B 種	亜鉛めっき鋼面 (標仕 表 18.2.3)	・A 種 ・B 種 耐候性塗料塗りの場合 ※A 種 鋼製建具等 ※B 種	モルタル、せっこうプラスター面 (標仕 表 18.2.4)	・A 種 ※B 種	コンクリート、ALCパネル面 (標仕 表 18.2.5)	・A 種 ※B 種 耐候性塗料塗りの場合 (表 18.2.6) ※A 種	押出成形セメント板面 (標仕 表 18.2.6)	・A 種 ・B 種 耐候性塗料塗りの場合 ※B 種	せっこうその他のボード面 (標仕 表 18.2.7)	継目処理工法の場合 ※A 種 ・B 種 その他の場合 ・A 種 ※B 種
塗装面の種類	種別																
木部 (標仕 表 18.2.1)	※A 種(不透明塗料塗り) ※B 種(透明塗料塗り)																
鉄鋼面 (標仕 表 18.2.2)	・A 種 ・B 種 ※C 種 耐候性塗料塗りの場合 ※B 種																
亜鉛めっき鋼面 (標仕 表 18.2.3)	・A 種 ・B 種 耐候性塗料塗りの場合 ※A 種 鋼製建具等 ※B 種																
モルタル、せっこうプラスター面 (標仕 表 18.2.4)	・A 種 ※B 種																
コンクリート、ALCパネル面 (標仕 表 18.2.5)	・A 種 ※B 種 耐候性塗料塗りの場合 (表 18.2.6) ※A 種																
押出成形セメント板面 (標仕 表 18.2.6)	・A 種 ・B 種 耐候性塗料塗りの場合 ※B 種																
せっこうその他のボード面 (標仕 表 18.2.7)	継目処理工法の場合 ※A 種 ・B 種 その他の場合 ・A 種 ※B 種																
3 節 錆止め塗料塗り																	
・塗料種別 (標仕 18.3.2)	(1)鉄鋼面 標仕 表 18.3.1 (7)4 節(SOP 塗り)、錆止め塗装のままの場合：※As 種 (1)7 節(DP 塗り)の場合：※1 回目 Cs 種、2・3 回目 Ds 種 (7)8 節(EP-G 塗り)の場合：・As 種 ※Bs 種 (2)亜鉛めっき鋼面 標仕 表 18.3.2 (7)4 節(SOP 塗り)の場合： 鋼製建具等 ※Az 種 ・Bz 種 ・Cz 種 その他 ・Az 種 ※Bz 種 ・Cz 種 (1)7 節(DP 塗り)の場合：※Bz 種 (7)8 節(EP-G 塗り)の場合：※Cz 種																
・錆止め塗料塗り (標仕 18.3.3)	(1)鉄鋼面 (7)4 節(SOP 塗り)、8 節(EP-G 塗り)、錆止め塗装のままの場合 標仕 表 18.3.3 による 見え掛り ※A 種 ・B 種 見え隠れ ・A 種 ※B 種 (1)7 節(DP 塗り)の場合 標仕 表 18.3.4 による (3)亜鉛めっき鋼面 (7)4 節(SOP 塗り)、8 節(EP-G 塗り)の場合 標仕 表 18.3.5 鋼製建具等 ※A 種 ・B 種 その他 ・A 種 ※B 種 (1)7 節(DP 塗り)の場合 標仕 表 18.3.6 による																
4 節 合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)																	
・木部の合成樹脂調合ペイント塗り (標仕 18.4.2)	JIS K 5516 (合成樹脂調合ペイント) [略号：SOP] ※1 種 ・2 種 標仕 表 18.4.1 による 屋外 ※A 種 ・B 種 屋内 ・A 種 ※B 種 ※多孔質広葉樹の場合は下塗り後に目止めを行う																
・鉄鋼面の合成樹脂調合ペイント塗り (標仕 18.4.3)	JIS K 5516 (合成樹脂調合ペイント) [略号：SOP] ※1 種 ・2 種 標仕 表 18.4.2 による ・A 種 ※B 種																
5 節 クリヤラッカー塗り (CL)																	
・クリヤラッカー塗り (標仕 18.5.2)	JIS K 5533 (ラッカー系シーラー)、 JIS K 5531 (ニトロセルロースラッカー) [略号：CL] 標仕 表 18.5.1 による 種別：・A 種 ※B 種																

項目	特記事項
	(注2)A種の場合 工程2の適用： ・あり ・なし 着色に用いる塗料の種類： ・図示 ・
6節 アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り（NAD）	
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り（ 標仕 18.6.2 ）	JIS K 5670 （アクリル樹脂系非水分散形塗料）〔略号：NAD〕 標仕 表 18.6.1 による ・A種 ※B種
7節 耐候性塗料塗り（DP）	
・鉄鋼面のDP塗り（ 標仕 18.7.2 ）	JIS K 5659 （鋼構造物用耐候性塗料）〔略号：DP〕 標仕 表 18.7.1 による 上塗り塗料の等級： ・1級 ・2級 ・3級 種類： ・ふっ素樹脂塗料：1級 ・シリコン樹脂塗料：1,2級 ・ポリウレタン樹脂塗料：2,3級
・亜鉛メッキ鋼面のDP塗り（ 標仕 18.7.3 ）	JIS K 5659 （鋼構造物用耐候性塗料）〔略号：DP〕 標仕 表 18.7.2 による 上塗り塗料の等級： ・1級 ・2級 ・3級 種類： ・ふっ素樹脂塗料：1級 ・シリコン樹脂塗料：1,2級 ・ポリウレタン樹脂塗料：2,3級
・コンクリート面及び押出成形セメント板面のDP塗り（ 標仕 18.7.4 ）	JIS K 5658 （建築用耐候性上塗り塗料）〔略号：DP〕 ・A種 ・B種 ・C種 上塗り塗料の等級： ・1級 ・2級 ・3級 種類： ・ふっ素樹脂塗料：1級 ・シリコン樹脂塗料：1,2級 ・ポリウレタン樹脂塗料：2,3級
8節 つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り（EP-G）	
・コンクリート面、押出成形セメント板面、モルタル面、せっこうプラスター面、せっこうボード面、その他ボード面等のEP-G塗り（ 標仕 18.8.2 ）	JIS K 5660 （つや有合成樹脂エマルジョンペイント）〔略号：EP-G〕 標仕 表 18.8.1 による ・A種 ※B種
・木部のEP-G塗り（ 標仕 18.8.3 ）	※多孔質広葉樹の場合は下塗り後に目止めを行う
・鉄鋼面のEP-G塗り（ 標仕 18.8.4 ）	JIS K 5660 （つや有合成樹脂エマルジョンペイント）〔略号：EP-G〕 屋内の鉄鋼面 標仕 表 18.8.3 による ・A種 ※B種
9節 合成樹脂エマルジョンペイント塗り（EP）	
・合成樹脂エマルジョンペイント塗り（ 標仕 18.9.2 ）	JIS K 5663 （合成樹脂エマルジョンペイント及びシーラー）〔略号：EP〕 標仕 表 18.9.1 による ・A種 ※B種
10節 ウレタン樹脂ワニス塗り（UC）	
・ウレタン樹脂ワニス塗り（ 標仕 18.10.2 ）	JASS 18 M-301,502〔略号：UC〕 標仕 表 18.10.1 による ・A種 ※B種 （注3）工程1の着色の適用： ・あり ・なし
11節 ピグメントステイン塗り	
・ピグメントステイン塗り（ 標仕 18.11.2 ）	・ピグメントステイン塗り JASS 18 M-306 標仕 表 18.11.1 による ・オイルステイン塗り（OS）： ※図示 ・ （使用する場合は 平成 31 年度版 標仕 18 章 12 節【オイルステイン塗り（OS） を参考にするごと）
12節 木材保護塗料塗り（WP）	
・屋外の木材保護塗料塗り（ 標仕 18.12.2 ）	JASS 18 M-307〔略号：WP〕 標仕 表 18.12.1 による ・A種 ※B種

19章 内装工事

項目		特記事項																					
1 節 共通事項																							
※一般事項		※内装材（接着剤共）で、「告示対象建材」（1 章 各章共通事項 5 節施工 室内空気汚染対策による。）は、F☆☆☆☆規格品とする。 ※ビニル床シート・床タイル張り及びビニル幅木の接着剤は水性形とする。但し湿気及び水の影響を受けやすい箇所及びゴムタイル張りはウレタン樹脂系接着剤とする。 ※上記に使用する接着剤はフタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。																					
2 節 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り																							
・材料 (標仕 19.2.2)		・ (1)ビニル床シート JIS A 5705 (ビニル系床材) <table><tr><th>種類</th><th>記号</th><th>色柄</th><th>厚さ (mm)</th></tr><tr><td>※複層ビニル床シート</td><td>※FS</td><td>・ 無地 ・ マーブル</td><td>※2.0 ・ 2.5 ・</td></tr><tr><td>・ クッションフロア</td><td>KS</td><td>・</td><td>・ 1.8 ・ 2.3 ・ 3.5 ・</td></tr></table>		種類	記号	色柄	厚さ (mm)	※複層ビニル床シート	※FS	・ 無地 ・ マーブル	※2.0 ・ 2.5 ・	・ クッションフロア	KS	・	・ 1.8 ・ 2.3 ・ 3.5 ・								
種類	記号	色柄	厚さ (mm)																				
※複層ビニル床シート	※FS	・ 無地 ・ マーブル	※2.0 ・ 2.5 ・																				
・ クッションフロア	KS	・	・ 1.8 ・ 2.3 ・ 3.5 ・																				
		・ (2)ビニル床タイル JIS A 5705 (ビニル系床材) <table><tr><th>種類</th><th>記号</th><th>色柄</th><th>寸法</th><th>厚さ (mm)</th></tr><tr><td>※コンポジションビニル床タイル (・半硬質 ・軟質)</td><td>※KT</td><td>・ 無地 ・ マーブル</td><td></td><td>※2.0 ・</td></tr><tr><td>・ 複層ビニル床タイル</td><td>FT</td><td>・ 無地 ・ マーブル</td><td></td><td>※2.0 ・</td></tr><tr><td>・ ゴム床タイル</td><td></td><td>・</td><td></td><td>・ 4 ・</td></tr></table>		種類	記号	色柄	寸法	厚さ (mm)	※コンポジションビニル床タイル (・半硬質 ・軟質)	※KT	・ 無地 ・ マーブル		※2.0 ・	・ 複層ビニル床タイル	FT	・ 無地 ・ マーブル		※2.0 ・	・ ゴム床タイル		・		・ 4 ・
種類	記号	色柄	寸法	厚さ (mm)																			
※コンポジションビニル床タイル (・半硬質 ・軟質)	※KT	・ 無地 ・ マーブル		※2.0 ・																			
・ 複層ビニル床タイル	FT	・ 無地 ・ マーブル		※2.0 ・																			
・ ゴム床タイル		・		・ 4 ・																			
		(3) 特殊機能床材																					
		・ (ア)帯電防止床シート 種類：																					

項目	特記事項																						
	※F☆☆☆☆ ※接着剤はフタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 ・施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の主成分による区分 ・図示 ・ ・(1)ゴム床タイル用接着剤 ※F☆☆☆☆ ※接着剤はフタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 ・施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の主成分による区分 ・図示 ・																						
・施工 (標仕 19.2.3)	(1)(I)下地の工法（モルタル塗り、セルフレベリング材塗り、木下地 以外） ・図示 ・ (2)(ウ)ビニル床シート張りの接合部の処理 ・熱溶接工法 ・継ぎ目処理剤（溶接液又は接着液）																						
3 節 カーペット敷き																							
・材料 (標仕 19.3.2)	・(1)織じゅうたん (JIS L 4404) (ア)織り方： ・ウィルトンカーペット ・フェイストゥフェイスカーペット ・アキスミンスターカーペット パイル形状： ・カットパイル ・ループパイル ・カット、ループ併用 (1)種別 標仕 表 19.3.1 による ・A 種 ・B 種 ・C 種 色柄 ※無地 ・柄物 (ウ)帯電性（人体耐電圧 3kV 以下） ※適用する ・適用しない ・(2)タフテッドカーペット (JIS L 4405) <table><tr><th>(ア)パイル形状</th><th>(1)パイル長 (mm)</th><th>(ウ)帯電性</th></tr><tr><td>・カットパイル</td><td>※5～7</td><td rowspan="3">人体帯電圧 3kV 以下 ※適用する ・適用しない</td></tr><tr><td>・ループパイル</td><td>※4～5</td></tr><tr><td>・カット、ループ併用</td><td>・</td></tr></table> ・(3)タイルカーペット (JIS L 4406) <table><tr><th>(ア)種類</th><th>(ア)パイル形状</th><th>(1)寸法</th><th>(1)総厚さ</th></tr><tr><td>※第一種</td><td>・カットパイル</td><td rowspan="3">※500 mm角 ・</td><td rowspan="3">※6.5 mm ・</td></tr><tr><td>・第二種</td><td>※ループパイル</td></tr><tr><td></td><td>・カット、ループ併用</td></tr></table> (4)下敷き材 ※反毛フェルト第2種2号（厚 8 mm） JIS L 3204 （反毛フェルト） (5)取付け用付属品 (ウ)見切り、押え金物の材質、種類及び形状： ・図示 ・ (6)(ア,イ)カーペット用の接着剤 ※F☆☆☆☆ ※接着剤はフタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。	(ア)パイル形状	(1)パイル長 (mm)	(ウ)帯電性	・カットパイル	※5～7	人体帯電圧 3kV 以下 ※適用する ・適用しない	・ループパイル	※4～5	・カット、ループ併用	・	(ア)種類	(ア)パイル形状	(1)寸法	(1)総厚さ	※第一種	・カットパイル	※500 mm角 ・	※6.5 mm ・	・第二種	※ループパイル		・カット、ループ併用
(ア)パイル形状	(1)パイル長 (mm)	(ウ)帯電性																					
・カットパイル	※5～7	人体帯電圧 3kV 以下 ※適用する ・適用しない																					
・ループパイル	※4～5																						
・カット、ループ併用	・																						
(ア)種類	(ア)パイル形状	(1)寸法	(1)総厚さ																				
※第一種	・カットパイル	※500 mm角 ・	※6.5 mm ・																				
・第二種	※ループパイル																						
	・カット、ループ併用																						
・工法 (標仕 19.3.3)	・(1) タフテッドカーペットの工法 ： ・グリッパー工法 ・全面接着工法 ・(3)(カ)織じゅうたんの接合方法： ※ヒートボンド工法 ・手縫いのつづれ縫い ・(4)(イ)タイルカーペットの敷き方 平場 ※市松敷き 階段部分 ※模様流し																						
4 節 合成樹脂塗床																							
・材料 (標仕 19.4.2)	(1)(ア)(a)弾性ウレタン樹脂系塗床材 (イ)(a)エポキシ樹脂系塗床材 (2)(イ)薄膜型塗床材																						
・工法 (標仕 19.4.3)	(2)厚膜型塗床材 <table><tr><th>種類</th><th>工法及び仕上げ種類</th></tr><tr><td>・(ア)弾性ウレタン樹脂系塗床材 F☆☆☆☆</td><td>(ア)(a) ※平滑 ・防滑 ・つや消し (標仕 表 19.4.4 による)</td></tr></table>	種類	工法及び仕上げ種類	・(ア)弾性ウレタン樹脂系塗床材 F☆☆☆☆	(ア)(a) ※平滑 ・防滑 ・つや消し (標仕 表 19.4.4 による)																		
種類	工法及び仕上げ種類																						
・(ア)弾性ウレタン樹脂系塗床材 F☆☆☆☆	(ア)(a) ※平滑 ・防滑 ・つや消し (標仕 表 19.4.4 による)																						

項目		特記事項																			
	・ (イ)エポキシ樹脂系塗床材 F☆☆☆☆	・ (イ)(α)①薄膜流しのべ工法 (標仕 表 19.4.5) ・ (イ)(α)②厚膜流しのべ工法 (標仕 表 19.4.6) ・ (イ)(α)③樹脂モルタル工法 (標仕 表 19.4.7)	・ 平滑 ・ 防滑 ・ 平滑 ・ 防滑 ・ 平滑 ・ 防滑																		
5 節 フローリング張り																					
・ 材料 (標仕 19.5.2)	(1)※JAS I073 (フローリング) による工場塗装品 (2)フローリングのホルムアルデヒド放散量 ・ (ア)F☆☆☆☆ ・ (イ)「接着剤等不使用」(単層フローリングに限る。) ・ (ウ)「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」(単層フローリングに限る。) ・ (エ)「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」 ・ (オ)「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」 (3)フローリングの品名、種類 ・ (ア)(a)フローリングボードⅠ等 部位 (・ 図示 ・) ・ (ア)(b)フローリングブロックⅠ等 部位 (・ 図示 ・) ・ (イ)複合フローリング 部位 (・ 図示 ・)																				
・ 工法一般 (標仕 19.5.3)	(1)適用する工法 <table><tr><th rowspan="2">種類</th><th colspan="2">釘留め工法</th><th rowspan="2">接着工法</th></tr><tr><th>根太張り工法</th><th>直張り工法</th></tr><tr><td>・ フローリングボード</td><td>・ 適用</td><td>・ 適用</td><td>・ 適用</td></tr><tr><td>・ フローリングブロック</td><td>・ 適用</td><td>・ 適用</td><td>・ 適用</td></tr><tr><td>・ 複合フローリング</td><td>・ 適用</td><td>・ 適用</td><td>・ 適用</td></tr></table>			種類	釘留め工法		接着工法	根太張り工法	直張り工法	・ フローリングボード	・ 適用	・ 適用	・ 適用	・ フローリングブロック	・ 適用	・ 適用	・ 適用	・ 複合フローリング	・ 適用	・ 適用	・ 適用
種類	釘留め工法		接着工法																		
	根太張り工法	直張り工法																			
・ フローリングボード	・ 適用	・ 適用	・ 適用																		
・ フローリングブロック	・ 適用	・ 適用	・ 適用																		
・ 複合フローリング	・ 適用	・ 適用	・ 適用																		
・ 釘止め工法 (標仕 19.5.4)	(1)根太張り工法 <table><tr><th>材料</th><th>厚さ・幅・長さ</th><th>樹種</th></tr><tr><td>・ フローリングボード</td><td>標仕 表 19.5.1 による</td><td>・ 図示 ・</td></tr><tr><td>・ 複合フローリング</td><td>標仕 表 19.5.2 の種別・A種 ・B種 ・C種</td><td>・ 図示 ・</td></tr></table> (1)(α)⑤接着剤 (JIS A 5536) のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆及び本特記 19 章 1 節一般事項による (2)直張り工法 <table><tr><th>材料</th><th>厚さ・幅・長さ</th><th>樹種</th></tr><tr><td>・ フローリングボード</td><td>標仕 表 19.5.3 による</td><td>・ 図示 ・</td></tr><tr><td>・ 複合フローリング</td><td>標仕 表 19.5.4 の種別・A種 ・B種 ・C種</td><td>・ 図示 ・</td></tr></table> (2)(α)⑤接着剤 (JIS A 5536) のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆及び本特記 19 章 1 節一般事項による			材料	厚さ・幅・長さ	樹種	・ フローリングボード	標仕 表 19.5.1 による	・ 図示 ・	・ 複合フローリング	標仕 表 19.5.2 の種別・A種 ・B種 ・C種	・ 図示 ・	材料	厚さ・幅・長さ	樹種	・ フローリングボード	標仕 表 19.5.3 による	・ 図示 ・	・ 複合フローリング	標仕 表 19.5.4 の種別・A種 ・B種 ・C種	・ 図示 ・
材料	厚さ・幅・長さ	樹種																			
・ フローリングボード	標仕 表 19.5.1 による	・ 図示 ・																			
・ 複合フローリング	標仕 表 19.5.2 の種別・A種 ・B種 ・C種	・ 図示 ・																			
材料	厚さ・幅・長さ	樹種																			
・ フローリングボード	標仕 表 19.5.3 による	・ 図示 ・																			
・ 複合フローリング	標仕 表 19.5.4 の種別・A種 ・B種 ・C種	・ 図示 ・																			
・ 接着工法 (標仕 19.5.5)	(ア)材料 <table><tr><th>種類</th><th>厚さ・幅・長さ</th><th>樹種</th></tr><tr><td>・ (b)フローリングボード</td><td>標仕 表 19.5.5 による</td><td>・ 図示 ・</td></tr><tr><td>・ (c)複合フローリング</td><td>標仕 表 19.5.6 の種別・A種 ・B種 ・C種</td><td>・ 図示 ・</td></tr><tr><td>・ (d)フローリングブロック</td><td>・ 図示 ・</td><td>・ 図示 ・</td></tr></table> (e)フローリング裏面の不陸緩和材： ※合成樹脂発泡シート ・ 図示 ・ (f)接着剤 (JIS A 5536) のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆及び本特記 19 章 1 節一般事項による			種類	厚さ・幅・長さ	樹種	・ (b)フローリングボード	標仕 表 19.5.5 による	・ 図示 ・	・ (c)複合フローリング	標仕 表 19.5.6 の種別・A種 ・B種 ・C種	・ 図示 ・	・ (d)フローリングブロック	・ 図示 ・	・ 図示 ・						
種類	厚さ・幅・長さ	樹種																			
・ (b)フローリングボード	標仕 表 19.5.5 による	・ 図示 ・																			
・ (c)複合フローリング	標仕 表 19.5.6 の種別・A種 ・B種 ・C種	・ 図示 ・																			
・ (d)フローリングブロック	・ 図示 ・	・ 図示 ・																			
6 節 畳敷き																					
・ 材料 (標仕 19.6.2)	(1)種別 (標仕 表 19.6.1) JIS A 5902 (畳) による区分 ・ A 種 (畳表： ・ JS ・ JI) ・ B 種 ・ C 種 (畳床： ・ PS-C20 ・ PS-C25 ・ PS-C30) JIS A 5901 (稲わら畳床及び稲わらサンドイッチ畳床) ・ D 種 (畳床： ・ KT-I ・ KT-II ・ KT-III ・ KT-K ・ KT-N) JIS A 5914 (断熱建材畳床) ・ E 種 (神戸市型) ※畳表 (JAS I017) の JAS シールを監督員に提出し確認を受ける事。 ※E 種 (神戸市型) E 種畳のへり下紙及び針足はA種と同等とする。ただし、へり下紙は防虫処理されたものを用いる。 (α) 畳床は、防虫処理を行ったものとし、防虫処理方法は特記による。防虫加工紙を畳床に取付ける場合は JIS A 5901 により、1 層目は化粧ばえ下に、2 層目は裏ごめの内側に取付ける。なお、畳の縁下紙は JIS A 5901 の防虫処理を施したものとし、紙幅は、75mm 以上のものを使用する。 ・ 防虫処理：※防虫加工紙 ・ 高周波処理 (日本高周波畳協会会員による)																				

項目		特記事項																																	
	品質	摩擦色落ち度		隠蔽性	施工箇所																														
	・塩化ビニル樹脂製系	・Ⅰ級・Ⅱ級・Ⅲ級・Ⅳ級		・Ⅰ級・Ⅱ級・Ⅲ級																															
	・オレフィン系																																		
	・紙系																																		
	・織物系																																		
	・不織布																																		
	※防火性能： ・不燃 ・準不燃 ・難燃 ※ホルムアルデヒド放散量： ※F☆☆☆☆ ※接着剤 ※JIS A 6922 によるⅡ種Ⅰ号又はⅡ種Ⅱ号 ※F☆☆☆☆ ※接着剤はフタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする																																		
・施工 (標仕 19.8.3)	・(1)モルタル面及びせっこうプラスター面の素地ごしらえ 標仕 表 19.8.1 ※B種 ・A種 ・(2)コンクリート面の素地ごしらえ 標仕 表 19.8.2 ※B種 ・A種 ・(3)せっこうボード面の素地ごしらえ及びけい酸カルシウム板面の素地ごしらえ 標仕 表 19.8.3 ※B種 ・A種																																		
9 節 断熱・防露																																			
・断熱材打込み工法 (標仕 19.9.3)	・(1)材料 (a)発泡プラスチック断熱材 JIS A 9521 (建築用断熱材) <table><tr><th>種類</th><th colspan="4">種別</th><th>厚さ (mm)</th></tr><tr><td>・ビーズ法ポリスチレンフォーム</td><td colspan="4">・Ⅰ号 ・Ⅱ号 ・Ⅲ号 ・Ⅳ号</td><td>・25 ・</td></tr><tr><td>・押出法ポリスチレンフォーム</td><td>・Ⅰ種 ・Ⅱ種 ・Ⅲ種</td><td>・a ・b</td><td>・A ・C</td><td>・B ・D</td><td>・25 ・</td></tr><tr><td>・硬質ウレタンフォーム</td><td>・Ⅰ種 ・Ⅱ種 ・Ⅲ種</td><td>・Ⅰ号 ・Ⅱ号 ・Ⅲ号 ・Ⅳ号</td><td>・A ・C ・E ・F</td><td>・Ⅰ ・Ⅱ</td><td>・25 ・</td></tr><tr><td>・フェノールフォーム (※F☆☆☆☆とする)</td><td>・Ⅰ種 ・Ⅱ種 ・Ⅲ種</td><td>・Ⅰ号 ・Ⅱ号 ・Ⅲ号</td><td>・A ・C ・E</td><td>・Ⅰ ・Ⅱ</td><td>・25 ・</td></tr></table> (1)接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆及び本特記 19 章 1 節一般事項による					種類	種別				厚さ (mm)	・ビーズ法ポリスチレンフォーム	・Ⅰ号 ・Ⅱ号 ・Ⅲ号 ・Ⅳ号				・25 ・	・押出法ポリスチレンフォーム	・Ⅰ種 ・Ⅱ種 ・Ⅲ種	・a ・b	・A ・C	・B ・D	・25 ・	・硬質ウレタンフォーム	・Ⅰ種 ・Ⅱ種 ・Ⅲ種	・Ⅰ号 ・Ⅱ号 ・Ⅲ号 ・Ⅳ号	・A ・C ・E ・F	・Ⅰ ・Ⅱ	・25 ・	・フェノールフォーム (※F☆☆☆☆とする)	・Ⅰ種 ・Ⅱ種 ・Ⅲ種	・Ⅰ号 ・Ⅱ号 ・Ⅲ号	・A ・C ・E	・Ⅰ ・Ⅱ	・25 ・
種類	種別				厚さ (mm)																														
・ビーズ法ポリスチレンフォーム	・Ⅰ号 ・Ⅱ号 ・Ⅲ号 ・Ⅳ号				・25 ・																														
・押出法ポリスチレンフォーム	・Ⅰ種 ・Ⅱ種 ・Ⅲ種	・a ・b	・A ・C	・B ・D	・25 ・																														
・硬質ウレタンフォーム	・Ⅰ種 ・Ⅱ種 ・Ⅲ種	・Ⅰ号 ・Ⅱ号 ・Ⅲ号 ・Ⅳ号	・A ・C ・E ・F	・Ⅰ ・Ⅱ	・25 ・																														
・フェノールフォーム (※F☆☆☆☆とする)	・Ⅰ種 ・Ⅱ種 ・Ⅲ種	・Ⅰ号 ・Ⅱ号 ・Ⅲ号	・A ・C ・E	・Ⅰ ・Ⅱ	・25 ・																														
・断熱材現場発泡工法 (標仕 19.9.3)	(1)材料： ※建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム (JIS A 9526) 種類 ・A種Ⅰ (難燃材料適合品) ・A種ⅠH (2)吹付け厚さ (mm)： ・図示 ・																																		
・後付け断熱・防露材	材料 ・ 厚さ (mm) ・ 施工箇所 ・天井 ・壁 ・床 ・ <table><tr><th>部位</th><th>材料</th><th>工法</th></tr><tr><td rowspan="2">天井</td><td>・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち合板</td><td>コンクリート素地天井面に直張り</td></tr><tr><td>・</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">壁</td><td>・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち合板</td><td>コンクリート及びモルタル壁面に直張り</td></tr><tr><td>・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち石こうボード</td><td>あと張り工法</td></tr><tr><td>・ロックウールフェルト及び保温板</td><td rowspan="2">壁面の胴縁内に断熱材を張る。</td></tr><tr><td>・グラスウール保温板</td></tr><tr><td>・</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">床</td><td>・ロックウールマット</td><td rowspan="2">床、根太間にロックウールマット及び住宅用グラスウール断熱材を敷き込む。</td></tr><tr><td>・住宅用グラスウール断熱材</td></tr><tr><td>・</td><td></td></tr></table>					部位	材料	工法	天井	・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち合板	コンクリート素地天井面に直張り	・		壁	・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち合板	コンクリート及びモルタル壁面に直張り	・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち石こうボード	あと張り工法	・ロックウールフェルト及び保温板	壁面の胴縁内に断熱材を張る。	・グラスウール保温板	・		床	・ロックウールマット	床、根太間にロックウールマット及び住宅用グラスウール断熱材を敷き込む。	・住宅用グラスウール断熱材	・							
部位	材料	工法																																	
天井	・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち合板	コンクリート素地天井面に直張り																																	
	・																																		
壁	・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち合板	コンクリート及びモルタル壁面に直張り																																	
	・ポリエチレンフォーム保温材裏打ち石こうボード	あと張り工法																																	
	・ロックウールフェルト及び保温板	壁面の胴縁内に断熱材を張る。																																	
	・グラスウール保温板																																		
	・																																		
床	・ロックウールマット	床、根太間にロックウールマット及び住宅用グラスウール断熱材を敷き込む。																																	
	・住宅用グラスウール断熱材																																		
	・																																		

20 章 ユニット及びその他工事

項目		特記事項																			
1 節 共通事項																					
・基本要品質 (標仕 20.1.2)		※造付家具やユニット製品等で「 告示対象建材 」を使用する場合は、F☆☆☆☆規格品又は同等以上とする。 ※上記に使用する接着剤はフタル酸ジ－n－ブチル(DBP)及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシル(DEHP)を含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 ※木材を原材料とした造付家具等において、神戸市産木材の調達が可能な場合は、神戸市産木材への代替について監督員と協議を行うものとする。協議の結果、変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。																			
2 節 ユニット工事等																					
・フリーアクセスフロア (標仕 20.2.2)		(2)材料等 (ア)寸法・仕様等																			
		<table><tr><th>使用箇所</th><th>寸法</th><th>高さ</th><th>耐震性能</th><th>所定荷重</th><th>帯電防止性能</th><th>漏えい抵抗</th></tr><tr><td>・事務室 ・電子計算機室 ・</td><td>・450 角 ・500 角 ・</td><td>・ ・ ・</td><td>設計用標準水平震度 (Ks) ・0.6G ・1.0G</td><td>・3,000N ・5,000N</td><td>・0.6 以上 (事務室) ・1.2 以上 (電子計算機室)</td><td>※漏えい抵抗 (R)が$1 \times 10^6 \Omega$より大きいこと</td></tr></table>						使用箇所	寸法	高さ	耐震性能	所定荷重	帯電防止性能	漏えい抵抗	・事務室 ・電子計算機室 ・	・450 角 ・500 角 ・	・ ・ ・	設計用標準水平震度 (Ks) ・0.6G ・1.0G	・3,000N ・5,000N	・0.6 以上 (事務室) ・1.2 以上 (電子計算機室)	※漏えい抵抗 (R)が $1 \times 10^6 \Omega$ より大きいこと
使用箇所	寸法	高さ	耐震性能	所定荷重	帯電防止性能	漏えい抵抗															
・事務室 ・電子計算機室 ・	・450 角 ・500 角 ・	・ ・ ・	設計用標準水平震度 (Ks) ・0.6G ・1.0G	・3,000N ・5,000N	・0.6 以上 (事務室) ・1.2 以上 (電子計算機室)	※漏えい抵抗 (R)が $1 \times 10^6 \Omega$ より大きいこと															
		(イ)性能 JIS A 1450 (フリーアクセスフロア試験方法) (a)耐荷重性能 : ※ 標仕 20.2.2(2)(イ)(a) による ・図示 (b)耐衝撃性能 : ※ 標仕 20.2.2(2)(イ)(b) による ・図示 (c)ローリングロード性能: ※ 標仕 20.2.2(2)(イ)(c) による ・図示 (d)耐燃焼性能 : ※ 標仕 20.2.2(2)(イ)(d) による ・図示 (イ)寸法精度 : ※ 標仕 20.2.2(2)(イ)(a～c) による ・図示																			
・可動間仕切 (標仕 20.2.3)		(2)材料等 JISA6512 (可動間仕切) (ア)仕様・性能等																			
		<table><tr><th>使用箇所</th><th>構造形式</th><th>空間の仕切り</th><th>構成基材</th><th>遮音性 (透過損失)</th></tr><tr><td>・ ・</td><td>・SI：スタッド式 (内蔵) ・SE：スタッド式 (露出) ・PP：パネル式 ・SP：スタッドパネル式</td><td>・密閉型 ・開放型 ・自立型</td><td>【スタッド部】 ・アルミ製 ・スチール製 【パネル部】 ・木質系 ・スチール系 ・ガラス系 ・アルミ合金系</td><td>・15dB 程度 ・30dB 程度 ・36dB 以上</td></tr></table>						使用箇所	構造形式	空間の仕切り	構成基材	遮音性 (透過損失)	・ ・	・SI：スタッド式 (内蔵) ・SE：スタッド式 (露出) ・PP：パネル式 ・SP：スタッドパネル式	・密閉型 ・開放型 ・自立型	【スタッド部】 ・アルミ製 ・スチール製 【パネル部】 ・木質系 ・スチール系 ・ガラス系 ・アルミ合金系	・15dB 程度 ・30dB 程度 ・36dB 以上				
使用箇所	構造形式	空間の仕切り	構成基材	遮音性 (透過損失)																	
・ ・	・SI：スタッド式 (内蔵) ・SE：スタッド式 (露出) ・PP：パネル式 ・SP：スタッドパネル式	・密閉型 ・開放型 ・自立型	【スタッド部】 ・アルミ製 ・スチール製 【パネル部】 ・木質系 ・スチール系 ・ガラス系 ・アルミ合金系	・15dB 程度 ・30dB 程度 ・36dB 以上																	
		※パネルの材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする (イ)パネルの表面仕上げ： ・図示 ・ (イ)(a)パネル内に取り付ける建具の寸法・形状： ・図示 ・																			
・移動間仕切 (標仕 20.2.4)		(2)(ア)材料等																			
		<table><tr><th>使用箇所</th><th>操作方法</th><th>パネル表面材の材質・仕上げ</th></tr><tr><td>・ ・</td><td>・手動式 ・電動式 ・部分電動式</td><td>・図示 ・</td></tr></table>						使用箇所	操作方法	パネル表面材の材質・仕上げ	・ ・	・手動式 ・電動式 ・部分電動式	・図示 ・								
使用箇所	操作方法	パネル表面材の材質・仕上げ																			
・ ・	・手動式 ・電動式 ・部分電動式	・図示 ・																			
		(3)性能等 (ア)パネルの圧接装置の操作方法 : ※製造所の仕様による ・ (イ)遮音性 : ・36dB 未満 ・36dB 以上 (ウ)ハンガーレール取付下地 : ※ 標仕 20.2.4.(3)(ウ) による ・図示 (エ)ハンガーレール : ※ 標仕 20.2.4.(3)(イ) による ・図示 (オ)ランナー : ※ 標仕 20.2.4.(3)(オ) による ・図示 (カ)パネルをランナーに取り付ける部品: ※ 標仕 20.2.4.(3)(カ) による ・図示 (4)工法 (イ)ハンガーレールの取付けに用いるあと施工アンカーの材質・寸法等: ※図示 ・																			
・トイレブース (標仕 20.2.5)		(2)材料 パネルの主要構成機材は JISA6512 (可動間仕切) による (ア)パネル表面材： ・図示 ・メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板 (イ)パネルの材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする (ウ)脚部の種類： ※幅木タイプ ・足金物型 ・図示 (エ)ドアエッジの材質： ※製造所の仕様による ・図示																			
・手すり (標仕 20.2.6)		(1)材料の種類及び仕上げ： ※図示 ・																			

項目	特記事項
	・正六角形【寸法：・図示　・一片の長さ（・190 mm　・200 mm）】 質量区分　：　・図示　・A（350kg/㎡以上）　・B（350kg/㎡未満） (7)水抜き　：　※3 ㎡ごとに径 75 mm以上の硬質ポリ塩化ビニル管 1 本以上
・工法 (標仕 20.4.3)	(3)間知石積み (ア)積み方　：　※谷積み　・布積み (ケ)目塗り　：　・図示　・行う　・行わない (コ)伸縮調整目地 目地の材種：　・図示　・エラストイト　・瀝青繊維版（アスファルトフェルト） 目地の厚さ：　・図示　・10 mm　・ ・積石のあいかけは、6～9 mm以上とする。
標準仕様書に記載のないもの	
・コーナービード	材種：　※ステンレス　・アルミニウム合金　・真鍮 高さ：　・1.8m 程度　・天井まで
・天井見切り縁	※アルミニウム製　・塩化ビニール製　・
・床見切り押さえ金物	材質：　・ステンレス製　・ 形状：　・への字型（幅　mm）　・ハット型（　mm）　・
・ジョイナー	種別：　・塩化ビニール製　・
・アコーディオンドア	表面材：　※ビニルレザー張り　・ 形式　：　・両開き　・片開き 折りたたみ幅（　）mm
・点検口	・天井：　※アルミニウム既製品（内外枠共）　・ 寸法（mm）　・450×450　・600×600 ・床：　※ステンレス既製品（目地材質共）　・ 寸法（mm）　・450×450　・600×600 ・屋上：　※厚 1.2 mm亜鉛メッキ鋼板製　・図示　・ ※天井にあおり止め、ストッパー、南京錠取付け
・換気扇取付け枠	・木製（※米桧　・） ・アルミプレート（厚さ　※3.0 mm　・）
・換気口	・換気パイプ ※硬質塩化ビニール管 50φ（内側ステンレス製防虫網外側井桁付エルボー型）　・ ※取付けは外側へ下り勾配、外壁との取合には弾性シーリング材を充填する。 ※外壁設置時は外部水切り付き固定ガラリ ・床下換気金物 ※鋳鉄（コールタール焼付厚 9 mm）・プラスチック ※ステンレス金網裏打ち　・裏打ちなし ・レジスター、固定ガラリ ※既製品（外部水切り付固定ガラリ　内部ステンレス製防虫網〔外壁取付時〕）
・マンホールカバー	※全面コールタール焼付塗装鋳鉄製 種別：　・図示　・一般型　・防水型　・防臭型　・防水防臭型（・化粧型　・一般用） 鍵：　※有　・無
・くつふきマット	・材種：塩化ビニール又はゴム／受枠ステンレス鋼 ・材種及び受け枠：硬質アルミニウム合金 ・材種及び受け枠：ステンレス板 ・水抜パイプ　※有　・無
・浴槽	・浴槽：　・図示　・ホーロー製　・FRP 製　・ステンレス製　・ ・ふた：　※ビニール製折りたたみ式　・ ※設置方法が B 種（埋込み型）の浴槽は JIS 規格品 とする
・すのこ	材種　・ひのき（ひば、米ひ、台ひ）　・合成樹脂（市場品） ※すのこ板の根太よりのはねだしは 30 mm程度 ※ステンレス木ねじ止め金物は、監督員承諾による
・造付家具	適用家具：　・図示　・戸棚　・下足箱　・本棚　・ 塗装　：　※合成樹脂調合ペイント塗り　・ 防虫処理：　※必要　・不要 ・ラワン材及びなら

項目	特記事項
	※ JAS 1083-6 （製剤第 6 部：広葉樹製材）に基づく保存処理　（※K1　・K2　） 錠　：　※差込み錠　・ 戸車　：　※ナイロン　・ レール　：　※黄銅又はステンレス　・ 製作用材は次による ランバーコア合板　※表面ラワン単板厚 3 mm、心材は米杉・米樺等の乾燥材 フラッシュ合板　※表面ラワン単板厚 4 mm、かまち、中桟類は米杉、米樺等 骨組間隔は、タテヨコ共 300 mm以下とする ホルムアルデヒド放散量 合板類（JAS）：　※F☆☆☆☆　・ MDF 及びパーティクルボード（JIS）：　※F☆☆☆☆　・ ※接着剤は、水性形のものとする。 ※接着剤はフタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
・流し台及びコンロ台	※市場品（天板、シンクはステンレス鋼板 SUS304） ・BL 部品（公共住宅型）
・屋上丸環	材種：　※ステンレス鋼　・図示　・
・避難ハッチ等	材種：　※ステンレス（アラームはネジ巻き式）　・図示
・他の石積み	・割石積み（材種　） ・雑割石積み（材種　） ・野面石積み（材種　） ・玉石積み（材種　）
・敷地境界石標	種別：　・図示　・花こう岩　・コンクリートブロック製　・その他（　）
・門扉	材種：　※鋼製　・アルミ製　・鋳物製 開閉方法：　※手動　・電動 開閉安定器：　・有　・無 ※鋼材接合は、電気溶接を原則とする。 ※SOP 塗（ 標仕 第 18 章 4 節 ）とする。
・フェンス	形式：　・格子フェンス　・ネットフェンス（・溶接金網　・菱形金網） ※色合い、金網等は見本品にて監督員の承諾を受ける。 ※角度や勾配の変わる位置には、支柱を設置する

2 1 章 排水工事

項目

特記事項

2 節 屋外雨水排水

・材料
([標仕 21.2.1](#))

(1)排水管用材料

規格番号	形状	種類・記号		呼び径
JIS A 5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品 (遠心力鉄筋コンクリート管)	外圧管 (1 種)	・ A 型 ・ B 型 ・ NB 型	・ 150・200・250・300 ・ 350・400・450・500 ・ 600
JIS K 6741	硬質ポリ塩化ビニル管	・ VP	・ 100・125・150・200・250・300	
		・ VU	・ 100・125・150・200・250・300 ・ 350・400・450・500・600	
JIS K 9797	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管	・ RS-VU	・ 100・150・200・300	
JIS K 6739	排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手	・ DV	・ 100・125・150	
AS 38	屋外排水設備用硬質ポリ塩化ビニル管継手	・ VU 継手	・ 100・125・150	
	有孔排水管	・ VP	・ 100・125・150・200・250・300	
		・ VU	・ 100・125・150・200・250・300 ・ 350・400・450・500	
	透水管	・	・ 100・150・200・300	

(2)排水桝

種別	形状	寸法等 (mm)
・ 既製品	・ 角型 ・	・ 300×300 ・ 450×450 ・ 500×500 ・ 600×600 ・
・ 現場打ち	※図示 ・	・ Fc= (※18 ・ N/mm ²)・スランプ (・15 ・18)

(3)铸铁製マンホールふた SHASE-S209

名称	種類		耐荷重	機能	呼び径
・ マンホール蓋	・ 水封形 ・ 簡易密閉形(パッキン式) ・ 密閉形(テーパー・パッキン式) ・ 密閉形(ボルト・パッキン式)		・ 歩行用 ・ T-2 ・ T-6 ・ T-8 ・ T-20 ・ T-25	・ ノンスリップ ・ ロック機構 ・ 施錠 ・ ハンドル付	・
・ 角形格子ふた	・ ボルト固定 ・		・ 歩行用 ・ T-2 ・ T-6 ・ T-20・T-25	・ くさり付	・
・ 床化粧マンホール蓋	・ 簡易密閉形 ・ 密閉形 ・ 一般用	・ 丸型 ・ 角型	・ T-2 ・ T-4 ・ T-6 ・ T-14 ・ T-20	・ 铸铁目地 ・ SUS 目地 ・ ハンドル付	・ 450 ・ 600
・ インターロッキング用化粧マンホール蓋	・ 簡易密閉形 ・ 一般形	・ 丸型 ・ 角型	・ T-2 ・ T-4 ・ T-6 ・ T-14 ・ T-20	・ 铸铁目地 ・ SUS 目地 ・ ハンドル付	・ 450 ・ 600

(4)グレーチングふた

材質	耐荷重	メインバーピッチ	機能	呼び径
・ 铸铁製 ・ 鋼製 ・ ステンレス製	・ 歩行用 ・ T-2 ・ T-6 ・ T-14 ・ T-20 ・ T-25	・ 普通目 (・ 30 ・ 22) ・ 細目 (・ 15 ・ 12.5)	・ ボルト固定式 ・ 開閉式 ・ ノンスリップ	・

(5)コンクリート製ふた

名称	形状	呼び名
会所桝用蓋	・ 角型	・ 300×300 ・ 450×450 ・ 500×500 ・ 600×600

(6)地業

・ 砂地業 (・ 山砂 ・ 川砂 ・ 砕砂)

・ 砂利地業 (・ 再生クラッシャラン ・ 切込砂利 ・ 切込碎石)

・ 粒度 (※C-40 ・ C-30 ・ C-20)

項目		特記事項																																																											
・ 施工 (標仕 21.2.2)	・ 現場打ち排水柵の足掛け金物 ※図示 ・ 排水管基床の厚さ、種類 ※図示 ・ 硬質塩化ビニル管継手 ※接着剤 ・ ゴム輪 ・ 透水きよ排水 ※グランド等の地表面の排水は、地業地盤を透水路へ排水勾配 1／150 以上にローラー（2ton）にて転圧のうえ、鉋さいクラッシャラン（0～40mm）を所定の厚さに敷込み、監督員承諾の表土をローラー（2ton）にて、転圧し仕上げる。透水路は所要断面にぐり石を入れ、勾配 1／100 以上に排水ますへ連絡する。																																																												
	3 節 街きよ、縁石及び側溝																																																												
・ 材料 (標仕 21.3.1)	街きよ、縁石、側溝の種類																																																												
	<table><tr><th>名称</th><th>規格番号</th><th colspan="2">種類・寸法・形状</th></tr><tr><td>・ 地先境界ブロック</td><td>JIS A 5371</td><td>・ A 型(120×120×600) ・ B 型(150×120×600) ・ C 型(150×150×600)</td><td></td></tr><tr><td>・ 歩車道境界ブロック</td><td>JIS A 5371</td><td>・ A 型(150×200×600) ・ B 型(180×250×600) ・ C 型(180×300×600)</td><td>・ 片面 R ・ 片面 R（水抜き） ・ 両面 R ・ 両面 R（水抜き）</td></tr><tr><td>・ 現場打ち縁石</td><td></td><td colspan="2">・ 図示 ・ Fc = （・ 15 ・ 18） N/mm²</td></tr><tr><td>・ 玉石縁石</td><td></td><td colspan="2">・ 図示</td></tr><tr><td>・ 空洞ブロック縁石</td><td>JIS A 5406</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>・ れんが縁石</td><td>JIS R 1250</td><td colspan="2">普通れんが 2 種</td></tr><tr><td rowspan="3">・ L 形側溝</td><td>JIS A 5371 (無筋)</td><td></td><td>・ 250A ・ 250B</td></tr><tr><td rowspan="2">JIS A 5372 (有筋)</td><td>・ 1 種</td><td>・ 250A ・ 250B ・ 300 ・ 350</td></tr><tr><td>・ 2 種</td><td>・ 500A ・ 500B ・ 500C</td></tr><tr><td>・ U 形側溝</td><td rowspan="2">JIS A 5372</td><td>上ぶた式</td><td>・ 150 ・ 180 ・ 240</td></tr><tr><td>・ U 形側溝ふた</td><td>・ 1 種・ 2 種</td><td>・ 300A ・ 300B ・ 300C ・</td></tr><tr><td>・ 鋳鉄製グレーチング</td><td colspan="2" rowspan="3">・ 歩行用 ・ T2 ・ T6・T14 ・ T20 ・ T25</td><td rowspan="3">・ 普通目 ・ 細目（・ 15 ・ 12.5）</td><td rowspan="3">・ ボルト固定 ・ 連結クリップ ・ ノンスリップ</td></tr><tr><td>・ 鋼製グレーチング</td></tr><tr><td>・ ステンレス製グレーチング</td></tr><tr><td>・ FRP 製グレーチング</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・ 現場打ち側溝</td><td></td><td colspan="2">・ 図示 Fc = （・ 15 ・ 18） N/mm²</td></tr></table>			名称	規格番号	種類・寸法・形状		・ 地先境界ブロック	JIS A 5371	・ A 型(120×120×600) ・ B 型(150×120×600) ・ C 型(150×150×600)		・ 歩車道境界ブロック	JIS A 5371	・ A 型(150×200×600) ・ B 型(180×250×600) ・ C 型(180×300×600)	・ 片面 R ・ 片面 R（水抜き） ・ 両面 R ・ 両面 R（水抜き）	・ 現場打ち縁石		・ 図示 ・ Fc = （・ 15 ・ 18） N/mm ²		・ 玉石縁石		・ 図示		・ 空洞ブロック縁石	JIS A 5406			・ れんが縁石	JIS R 1250	普通れんが 2 種		・ L 形側溝	JIS A 5371 (無筋)		・ 250A ・ 250B	JIS A 5372 (有筋)	・ 1 種	・ 250A ・ 250B ・ 300 ・ 350	・ 2 種	・ 500A ・ 500B ・ 500C	・ U 形側溝	JIS A 5372	上ぶた式	・ 150 ・ 180 ・ 240	・ U 形側溝ふた	・ 1 種・ 2 種	・ 300A ・ 300B ・ 300C ・	・ 鋳鉄製グレーチング	・ 歩行用 ・ T2 ・ T6・T14 ・ T20 ・ T25		・ 普通目 ・ 細目（・ 15 ・ 12.5）	・ ボルト固定 ・ 連結クリップ ・ ノンスリップ	・ 鋼製グレーチング	・ ステンレス製グレーチング	・ FRP 製グレーチング	・	・	・	・ 現場打ち側溝		・ 図示 Fc = （・ 15 ・ 18） N/mm ²
名称	規格番号	種類・寸法・形状																																																											
・ 地先境界ブロック	JIS A 5371	・ A 型(120×120×600) ・ B 型(150×120×600) ・ C 型(150×150×600)																																																											
・ 歩車道境界ブロック	JIS A 5371	・ A 型(150×200×600) ・ B 型(180×250×600) ・ C 型(180×300×600)	・ 片面 R ・ 片面 R（水抜き） ・ 両面 R ・ 両面 R（水抜き）																																																										
・ 現場打ち縁石		・ 図示 ・ Fc = （・ 15 ・ 18） N/mm ²																																																											
・ 玉石縁石		・ 図示																																																											
・ 空洞ブロック縁石	JIS A 5406																																																												
・ れんが縁石	JIS R 1250	普通れんが 2 種																																																											
・ L 形側溝	JIS A 5371 (無筋)		・ 250A ・ 250B																																																										
	JIS A 5372 (有筋)	・ 1 種	・ 250A ・ 250B ・ 300 ・ 350																																																										
		・ 2 種	・ 500A ・ 500B ・ 500C																																																										
・ U 形側溝	JIS A 5372	上ぶた式	・ 150 ・ 180 ・ 240																																																										
・ U 形側溝ふた		・ 1 種・ 2 種	・ 300A ・ 300B ・ 300C ・																																																										
・ 鋳鉄製グレーチング	・ 歩行用 ・ T2 ・ T6・T14 ・ T20 ・ T25		・ 普通目 ・ 細目（・ 15 ・ 12.5）	・ ボルト固定 ・ 連結クリップ ・ ノンスリップ																																																									
・ 鋼製グレーチング																																																													
・ ステンレス製グレーチング																																																													
・ FRP 製グレーチング	・	・	・																																																										
・ 現場打ち側溝		・ 図示 Fc = （・ 15 ・ 18） N/mm ²																																																											
・ 施工 (標仕 21.3.2)	砂利地業 厚さ（mm） ※100																																																												

22章 舗装工事

項目		特記事項	
2 節 路床			
・ 一般事項 (標仕 22.2.2)	設計 CBR の設定（監理指針 表 22.2.1 抜粋）		
	路床土の性質		設計 CBR
	土粒子の大きさによる分類	含水状態による分類	
	砂質土	少ない	
	粘性土	比較的少ない 多い	
・ 路床の構成及び仕上り (標仕 22.2.2)	(1)路床の厚さ等 (ア)凍上抑制層の適用及び厚さ ・ 図示 (イ)透水性舗装に用いるフィルター層の厚さ ・ 図示 (ウ)路床安定処理の適用及び方法 ・ 図示		
・ 材料 (標仕 22.2.3)	(1)盛土に用いる材料は 標仕 表 3.2.1 による 種別 ・ A 種 ・ B 種 ・ C 種 ・ D 種 (4)路床安定処理工用添加材料は 標仕 表 22.2.1 による 種類 ・ 普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメント B 種 ・ 図示		
・ 試験 (標仕 22.2.5)	(1)路床土の支持力比（CBR）試験 JIS A 1211 （CBR 試験方法） ※行わない ・ 行う（ ・ 乱した土 ・ 乱さない土） (2)路床締固め度の試験 JIS A 1214 （砂置換法による土の密度試験方法） 埋戻し部及び盛土部 ※行う ・ 行わない その他の部分 ・ 行う ※行わない (3)現場 CBR 試験 JIS A 1222 （現場 CBR 試験方法） ・ 行う 行わない		
3 節 路盤			
・ 路盤の厚さ及び仕上り (標仕 22.3.2)	(1)路盤の厚さ ・ 図示		
・ 材料 (標仕 22.3.3)	標仕 表 22.3.1 による ※再生クラッシャーラン ・ クラッシャーラン鉄鋼スラグ ・		
4 節 アスファルト舗装			
・ 舗装の構成及び仕上り (標仕 22.4.2)	(1)舗装の構成及び厚さ ・ 図示 (4)舗装の平たん性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度 ・ 図示		
・ 材料 (標仕 22.4.3)	(1)アスファルト JIS K 2207 （石油アスファルト） ※再生アスファルト（※60～80 ・ 80～100） ・ ストレートアスファルト（ ・ 60～80 ・ ） (4)フィラー 神戸市下水汚泥焼却灰 の使用 ・ しない ※する（石粉全体の 30%以下とする） (6) 表面処理用の乳剤 ・ PK-1 ・ PK-2		
・ 配合その他 (標仕 22.4.4)	(1)表層の加熱アスファルト混合物等の種類 標仕 表 22.4.5 による ・ 密粒度アスファルト混合物（I3） ※再生加熱アスファルト混合物 ・ 加熱アスファルト混合物 ・ 細粒度アスファルト混合物（I3） ※再生加熱アスファルト混合物 ・ 加熱アスファルト混合物		
・ 試験 (標仕 22.4.6)	(3)アスファルト混合物等の抽出試験 ・ 行う ※行わない		
5 節 コンクリート舗装			
・ 舗装の構成及び仕上り (標仕 22.5.2)	(1)舗装の構成及び厚さ ・ 車路（ ・ 150 ・ 200） ・ 歩行用（※70 ・ ） ・ 図示 (3)溶接金網 ※あり ・ なし (4)舗装の平たん性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度 ・ 図示		
・ 材料 (標仕 22.5.3)	(1)コンクリート 種類 ※普通コンクリート ・ 設計基準強度、スランプ、粗骨材の最大寸法 ※ 標仕 表 22.5.1 による ・ 図示 (2)早強ポルトランドセメント		

項目		特記事項																
		・使用する (4)注入目地材料 標仕 表 22.5.2 による ※低弾性タイプ ・高弾性タイプ ・図示																
・施工 (標仕 22.5.4)		(5)目地 (ア)間隔 ※標仕 表 22.5.3 による ・図示 (イ)構造 ※標仕 図 22.5.1 による ・図示																
6 節 カラー舗装																		
・舗装の構成及び仕上り (標仕 22.6.2)		(1)種類 ・加熱系 ・常温系 (2)加熱系カラー舗装 (ア)構成及び厚さ ・図示 表層に用いる加熱系混合物の結合材 ・アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物 (イ)舗装の平たん性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度 ・図示 (3)常温系カラー舗装 工法 ・ニート工法 ・塗布工法 着色部の下部 ・アスファルト舗装 ・コンクリート舗装																
・材料 (標仕 22.6.3)		(1)加熱系混合物 (ウ)添加する骨材等 ・着色骨材 ・自然石																
・配合その他 (標仕 22.6.4)		(1)加熱系混合物の配合 (イ)結合材に石油樹脂を使用する場合の顔料の添加量 ・図示 (2)ニート工法及び塗布工法の配合 ・図示																
・試験 (標仕 22.6.6)		(1)加熱系混合物の試験 (ウ)抽出試験 ・行う ※行わない																
7 節 透水性アスファルト舗装																		
・舗装の構成及び仕上り (標仕 22.7.2)		(1)構成 ・図示 (2)舗装の仕上り (イ)舗装の平たん性 ※著しい不陸がないもの ・図示																
・試験 (標仕 22.7.6)		(3)開粒度アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ※行わない																
8 節 ブロック系舗装																		
・舗装の構成及び仕上り (標仕 22.8.2)		(1)舗装の構成及び厚さ (ア)コンクリート平板舗装の目地材 ・砂 ・モルタル (イ)舗石舗装の基層と基層の厚さ ・アスファルト舗装 (※50 ・) ・コンクリート版 (※70 ・) (ウ)コンクリート平板舗装及び舗石舗装のクッション材 ・砂 ・空練りモルタル (2)仕上り面の平たん性 段差 (コンクリート平板間、インターロッキングブロック間、舗石間) ※3mm 以内 ・																
・材料 (標仕 22.8.3)		(1)コンクリート平板 JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品) 種類 ・普通平板 ・透水性平板 ・保水性平板 寸法 ・300×300 ・300×600 ・図示 厚さ ※60 ・ (2)インターロッキングブロック JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品) <table><tr><th>部位</th><th>種類</th><th>曲げ強度 (N/mm²)</th><th>厚さ (mm)</th><th>形状・寸法</th></tr><tr><td>車路</td><td>※普通ブロック ・透水性ブロック ・保水性ブロック</td><td>※5.0</td><td>※80 ・</td><td>・図示</td></tr><tr><td>歩行者用通路</td><td>※普通ブロック ・透水性ブロック ・保水性ブロック</td><td>※3.0</td><td>※60 ・</td><td>・図示</td></tr></table> ※透水係数はインターロッキングブロック舗装設計施工要領((社)インターロッキングブロック舗装技術協会)による (3)舗石舗装材 種類、形状、寸法、厚さ ・図示 (4)レンガ舗装材 種類、形状、寸法、厚さ ・図示		部位	種類	曲げ強度 (N/mm ²)	厚さ (mm)	形状・寸法	車路	※普通ブロック ・透水性ブロック ・保水性ブロック	※5.0	※80 ・	・図示	歩行者用通路	※普通ブロック ・透水性ブロック ・保水性ブロック	※3.0	※60 ・	・図示
部位	種類	曲げ強度 (N/mm ²)	厚さ (mm)	形状・寸法														
車路	※普通ブロック ・透水性ブロック ・保水性ブロック	※5.0	※80 ・	・図示														
歩行者用通路	※普通ブロック ・透水性ブロック ・保水性ブロック	※3.0	※60 ・	・図示														
9 節 砂利敷き																		
・材料 (標仕 22.9.2)		標仕 表 22.9.1 による 種別 通路 ※A 種 ・B 種 建物周囲その他 ・A 種 ※B 種																
10 節 その他																		

項目	特記事項												
・まさ土敷き	(1)まさ土 ※砂れき等の混入しない粒度分布の良いもの ・根切土の中の良質土（監督員の要承諾） ・購入土 (2)舗装の構成 <table><tr><th>種別</th><th>A 種</th><th>B 種</th><th>工法</th></tr><tr><td>下層</td><td>再生クラッシャーラン、切込砂利又はクラッシャーランで 45mm 以下</td><td>－</td><td>目つぶしの上転圧</td></tr><tr><td>上層</td><td>まさ土 厚 60</td><td>まさ土 厚 60</td><td>転圧</td></tr></table> 通路 ※A 種 ・B 種 建物周囲その他 ・A 種 ※B 種 (注) 1. 各層の厚さは、転圧後とする。 2. 下地は、水はけよく勾配をとり、地均しのうえ転圧機器で締固める 3. A種の下層に使用する目つぶしは、きょう雑物を除いた粘質土、碎石ダストなどを 100 m ² 当り 2 m ² の割合で敷均す。	種別	A 種	B 種	工法	下層	再生クラッシャーラン、切込砂利又はクラッシャーランで 45mm 以下	－	目つぶしの上転圧	上層	まさ土 厚 60	まさ土 厚 60	転圧
種別	A 種	B 種	工法										
下層	再生クラッシャーラン、切込砂利又はクラッシャーランで 45mm 以下	－	目つぶしの上転圧										
上層	まさ土 厚 60	まさ土 厚 60	転圧										
・視覚障害者誘導用 ブロック舗装	(1)突起の形状・寸法及びその配列 JIS T 9251 （高齢者・障害者配慮設計指針－視覚障害者誘導用 ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列）による (2)材質、厚さ（mm） ・コンクリート製 （・ 30 ・ 60 ・ ） ・合成ゴム裏面コンクリート製 （・ 30 ・ ） ・合成ゴム製（のり付） （・ 2 ・ ） ・磁器タイル製 （・ 15 ・ 12 ・ ） ・点字鋳 （・ 合成ゴム ・ ステンレス ・ ） ・												
・車両乗入施設	※図示（市道、県道、国道の歩道への設置） ・ ※神戸市道の場合『神戸市開発事業に関する技術基準』第 18 条『 乗入れ施設設置基準 』参照 ※施工は、それぞれの道路管理者の定めにより申請手続き等は請負人にて行う。												
・区画線	(1)路面表示等の材料 JIS K 5665 （路面標示用塗料） 種類 ※3 種 I 号 ・ 色 ※白 ・ 黄色（≒JIS Z 8721 に規定する 5.5YR6.5/12） 塗布幅 ・ 図示 ・ 塗布厚さ ※1.0 mm ・												

2 3 章 植栽及び屋上緑化工事

項目	特記事項										
1 節 共通事項											
・植栽地の確認等 (標仕 23.1.3)	(1)土壌の水素イオン濃度指数(pH)の試験 ・行う ・行わない 電気伝導度(EC)等の試験 ・行う ・行わない										
2 節 植栽基盤											
・植栽基盤一般 (標仕 23.2.2)	(1)植栽基盤の整備 ・緑化計画届対象工事 ※整備する ・芝及び地被類の植栽 ※整備する ・整備しない ・上記以外の植栽 ・整備する ・整備しない (2)有効土層として整備する範囲 面積 ※図示 ・ (m ²) 厚さ ※ 標仕 表 23.2.1 による ・図示 (3)植栽基盤の雨水排水の整備 ※図示 (4)植栽基盤の整備方法 (標仕 表 23.2.2) 樹木 ※A 種 ・B 種 ・C 種 ・D 種 芝及び地被類 ・A 種 ※B 種 ・C 種 ・D 種 (5)土壌改良材 ・使用する ・使用しない										
・材料 (標仕 23.2.3)	(1)植込み用土 ・緑化計画届対象工事 ※まさ土 ・ ・芝及び地被類の植栽 ※畑土、黒土等植物の成育に適した土（他の土の場合要改良） ・上記以外の植栽 ※客土 ・現場発生の良質土 ・開発時に保全した表土 (2)土壌改良材の種類 ※バーク堆肥 ・下水汚泥コンポスト ・										
・工法 (標仕 23.2.4)	客土厚 ※「 緑化計画作成の手引き 」（P27）による <table><tr><td>高木（C＝30 cm以下）</td><td>※60 cm ・</td></tr><tr><td>中木</td><td>※50 cm ・</td></tr><tr><td>低木</td><td>※40 cm ・</td></tr><tr><td>地被（草本）</td><td>※20 cm ・</td></tr><tr><td>ツル植物（計画高さ 6m 以下）</td><td>※40 cm ・</td></tr></table> (5)土壌改良材の指定量 ・緑化計画届対象工事 ※「 緑化計画作成の手引き 」（P27）標準的な植穴のサイズ、土壌改良資材必要量、支柱の表による ※バーク堆肥と発泡材を容積比率 1 対 2 の割合で混合したもの(混合(B)) 発泡材：真珠岩系パーライト（客土の透水性が良い場合） 黒曜石系パーライト（客土の透水性及び通気性が悪い場合） ※地被やツル植物 ※客土量の 20％ ・その他の工事 植栽基盤の面積 I (m ²) 当たりの使用量 ・バーク堆肥 ※50 リットル ・ ・発酵下水汚泥コンポスト ※10 リットル ・ (7)発生土の処理 3 章土工事 6 建設発生土の処理による	高木（C＝30 cm以下）	※60 cm ・	中木	※50 cm ・	低木	※40 cm ・	地被（草本）	※20 cm ・	ツル植物（計画高さ 6m 以下）	※40 cm ・
高木（C＝30 cm以下）	※60 cm ・										
中木	※50 cm ・										
低木	※40 cm ・										
地被（草本）	※20 cm ・										
ツル植物（計画高さ 6m 以下）	※40 cm ・										
3 節 植樹											
・材料 (標仕 23.3.2)	(2)樹種、寸法、株立数、刈込みものの適用、数量 ※図示 (3)支柱材 ※丸太（※間伐材 ・杉の焼丸太 ・ ） 防腐剤処理方法 ※加圧式防腐処理 ・ ・竹 (4)幹巻き用材料 ※幹巻き用テープ ・わら ・こも										
・新植の工法 (標仕 23.3.3)	(4)支柱 ・添え柱形 ・鳥居形 ・ハつ掛け形 ・布掛け形 ・ワイヤ掛け形 ・地下埋込形 ・緑化計画届対象工事 ※「緑化計画作成の手引き」（P27）標準的な植穴のサイズ、土壌改良資材必要量、支柱の表による										
・新植樹木の枯補償 (標仕 23.3.4)	※引渡しの日から 1 年 ・										

項目	特記事項
・移植樹木の枯損処置 (標仕 23.3.6)	※引渡しの日から1年
・既存樹木等の処置	※図示
4 節 芝張り、吹付けは種及び地被類	
・材料 (標仕 23.4.2)	(1)芝 ※コウライシバ ・ノシバ (3)吹付けは種用種子等 種類 ※洋芝類 種子量 (g/m ²) (4)地被類 種類、芽立数、径及び単位面積当たりの株数 ※図示
・芝張りの工法 (標仕 23.4.3)	平地 ※目地張り ・べた張り 法面 ・目地張り ※べた張り
・芝張り、吹付けは種及び地被類の枯補償 (標仕 23.4.7)	※引渡しの日から1年
5 節 屋上緑化	
・植栽基盤 (標仕 23.5.2)	(1)屋上緑化システム 土壌層の厚さ ・図示 ・ mm
・材料 (標仕 23.5.3)	(1)屋上緑化システム (ウ)排水層の種類 ・軽量骨材 層の厚さ () mm ・透水排水管 ・板状成形品 (オ)土壌層 ※改良土 ・人工軽量土 (4)樹木、芝及び地被類の樹種又は種類、寸法、株立数、刈込みものの適用、数量 ・樹木（樹種 ） ・図示 数量 ※図示 ・() 本又は株 寸法 ※図示 ・() m ・芝（種類 ） 数量 ※図示 ・() m ² ・地被類（種類 ） 数量 ※図示 ・() m ² (5)見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ※図示
・工法 (標仕 23.5.4)	(1)風圧力に対応した工法 ※告示に基づく耐風圧計算資料を監督員に提出し承認を得ること ・下地について、引張試験を実施し強度を確認すること (5)支柱 ・設置する（形式： ） ・設置しない (6)かん水装置 ・設置する（種類： ） ・設置しない
・新植樹木、芝及び地被類の枯補償 (標仕 23.5.5)	※引渡しの日から1年

2 4 章 とりこわし工事

3 章 解体施工（解体仕様書の章立てによる）

項目	特記事項
1 節 共通事項	
※一般事項 (解仕 3.1.1)	解体対象建築物等 名称（棟名）： ・図示 構造・規模： ・図示 ※特記なき限り建物内部の家具・物置の残置物、コンクリートブロック、花壇植栽等を含む敷地内全ての構造物及び残存物等を撤去処分すること。なお、建物直近の埋設管については、建物あるいは地中構造物とともに撤去するものとする。 ※他の建物等に損害を与えた場合は、請負人の責任において原状回復のこと。 ※特定石綿等（アスベスト）の存在が想定される建築物の解体にあっては、労働安全衛生法、同施行令及び石綿障害予防規則に従い、建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策等を実施し、健康障害の予防対策の一層の推進を図ること。 ※特定石綿等（アスベスト）の除去は、別途「 石綿処理特記仕様書 」による。
2 節 事前措置	
・事前措置 (解仕 3.2.1)	・(コ)浄化槽、排水槽等の汚水、汚物等 ※事前に回収し、洗浄、消毒等の措置を行う ・(カ)オイルタンク、オイルサービスタンク及び配管内の廃油 ※事前に回収し、洗浄等の措置を行う ※請負人の責任において処分し、安全を確かめた後、とりこわし作業に着手する
3 節 建築物の解体順序及び方法	
・解体方法 (解仕 3.3.2)	(1)解体の方法 建築物 (a)建築設備及び内装材の取外し： ※手作業 ・手作業及び機械による作業 (b)屋根葺材等の取外し： ※手作業 ・手作業及び機械による作業 工作物 (a)さく、照明設備等の附属物の取外し： ※手作業 ・手作業及び機械による作業
4 節 建築設備	
・建築設備 (解仕 3.4.1)	解体対象建築設備等 電気設備： ・図示 ・内部 ・外部引込柱 ・ 機械設備： ・図示 ・内部 ・埋設配管類（範囲： ） ・電力引き込み部分の切断： 図示 ・ ・電話線の処置： 図示 ・ ・ガス引込部分の処置： 図示 ・ ・給水管の止水： 図示 ・ ・下水管の処置： 図示 ・
・残存建物に対する建築設備の切替	・行う ・行わない 切替方法： ・図示 ・ ※切替は設備の供給に支障の無いよう関係者と打合せを十分に行うこと
・分水栓コマ下げ	・ 行う ・行わない ※手続きは請負人が行い、費用も請負人の負担とする。
6 節 屋根葺材等	
・屋根葺材 (解仕 3.6.1)	屋根葺材等の種類 ※図示 ・
・屋根防水 (解仕 3.6.2)	屋根防水材等の種類 ※図示 ・
7 節 外装材	
・外装材 (解仕 3.7.1)	外装材等の種類 ※図示 ・
8 節 躯体	
・躯体の解体 (解仕 3.8.2)	躯体の解体工法 ・地上解体工法 ・階上解体構法 ・工法を指定しない ※躯体解体時は騒音、振動を最小限にとどめ、事故防止や火災予防に留意し、散水やシート張り等の養生を十分に行うこと。
9 節 基礎及び杭	

項目		特記事項																					
・基礎等 （ 解仕 3.9.1 ）	基礎等の種類 ・杭基礎 ・独立基礎 ・布基礎 ・べた基礎 ※地中埋設物があった場合は監督員に報告し、指示を受けること。残置する場合は残置位置、寸法、深さのわかる内容を CAD データで作成し、提出すること。 ・地業部分を含む基礎、ラップルコンクリートは撤去すること。 ・調査試掘すること。（位置、仕様に関しては図示の通り） ・調査試掘の結果を CAD データで作成し、提出すること。																						
・杭 （ 解仕 3.9.2 ）	杭の解体 ※解体する ・残置する 杭の解体方法： ・引抜き工法（ ） ・破碎工法																						
10 節 工作物（建築物以外のもの）																							
・さく、照明設備等の付属物 （ 解仕 3.10.1 ）																							
11 節 構内舗装、樹木等																							
・構内舗装、樹木等 （ 解仕 3.11.1 ）	舗装材等の種類 ※図示 ・ 樹木 伐採： ※行う（本数・位置： ※図示） ・残す 伐根： ※行う（本数・位置： ※図示） ・残す 移植木： ・有り（移植先： ・図示 ・ ） ・無し 伐採した場合の再資源化： ・行う																						
12 節 地下埋設物及び埋設配管																							
・地下埋設物及び埋設配管 （ 解仕 3.12.1 ）	地下埋設物 ・有り（埋設物： ※図示 ・ ） ・無し ※地中埋設物があった場合は監督員に報告し、指示を受けること。残置する場合は残置位置、寸法、深さのわかる内容を CAD データで作成し、提出すること。																						
13 節 解体後の整地																							
・埋戻し、盛土及び地均し （ 解仕 3.13.1 ）	・解体撤去後は、次により設計 G L に整地すること。 - 転圧工法 ※在来地盤まで監督員の承諾を受けた良質土を搬入して埋め戻し、地均し ・良質土を厚さ 5 cm 程度敷均し、転圧 ・とりこわし後の地盤面で整地 ※ 建設発生土の処理 ○処理方法は下記のとおりとする ※構外 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">指定処分地</th><th style="width: 30%;">問合せ先</th><th style="width: 20%;">電話</th><th style="width: 20%;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ポートアイランド沖（神戸空港島）</td><td>神戸空港島料金所</td><td>302-6322</td><td></td></tr> <tr> <td>・布施畑環境センター</td><td>布施畑環境センター管理事務所</td><td>974-2411</td><td></td></tr> <tr> <td>・淡河環境センター</td><td>淡河環境センター管理事務所</td><td>959-0715</td><td></td></tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> ・構内再利用 （ ） ・他現場に搬入 （ ） 《詳細は監督員の指示による》 ○請負人は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに搬出先の管理者（搬出先が工事現場の場合、当該工事現場の元請業者等）に受領書（電磁的記録も可）の交付を求め、受領書に記載された搬出先の名称及び所在地が再生資源利用計画と一致することを確認するとともに、受領書又はその写しを保存（建設工事の完了日から 5 年を経過する日まで）すること。 ○請負人は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者（搬入元が工事現場の場合は、当該工事現場の元請業者等）に対し、速やかに受領書を交付すること。 ○搬出元と搬出先が同一の者である場合には、搬出先に搬出したことを証する書面（土砂搬出及び受領証明書）を作成し受領書と見なす。 ○搬出先から受領書の交付が得られない場合においては、請負人は、あらかじめ搬出先の所在地や搬出量、搬出完了日を記録しておくこと。また、土砂搬出を他の者に委託して行う場合には、ダンプトラックごとの管理券や運行記録など搬出を証する書類を保存しておくこと			指定処分地	問合せ先	電話	備考	・ポートアイランド沖（神戸空港島）	神戸空港島料金所	302-6322		・布施畑環境センター	布施畑環境センター管理事務所	974-2411		・淡河環境センター	淡河環境センター管理事務所	959-0715					
指定処分地	問合せ先	電話	備考																				
・ポートアイランド沖（神戸空港島）	神戸空港島料金所	302-6322																					
・布施畑環境センター	布施畑環境センター管理事務所	974-2411																					
・淡河環境センター	淡河環境センター管理事務所	959-0715																					

項目	特記事項
	○請負人が建設現場等からの土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、適正な搬出先に搬出されるよう、委託を受けた搬出者に対して作成した再生資源利用計画および確認結果を通知すること。なお、搬出先側がトラック運送事業者に委託し搬出する場合には、請負人からの通知は要しない。 ○請負人は、建設発生土を計画に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該地の搬出先への搬出に関する書面（受領書と同じ事項）を作成し、建設工事の完了日から５年を経過する日まで保存すること。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも同様とする。（神戸市管理の処分地（※）または<u>国土交通省のストックヤード運営事業者登録簿</u>に登録されたストックヤードを除く。） （※）神戸市管理の処分地：ポートアイランド沖（神戸空港島）、淡河環境センター、布施畑環境センター ※土砂受領書の様式（市 HP） https://www.city.kobe.lg.jp/a59714/business/todokede/kensetsukyoku/work/fukusann.html

4章 建設廃棄物の処理（解体仕様書の章立てによる）

項目

特記事項

4 節再資源化等及び最終処分

・再資源化等
([解仕 4.4.1](#))

※(1)建設リサイクル法により再資源化等するもの
建設廃棄物の種類及び中間処理施設又は再資源化施設
コンクリートがら、アスファルトがら及び廃路盤材等の搬出先施設は、※[神戸市ホームページ掲載の施設](#)とし、木材・混合廃棄物及び建設汚泥等の搬出先施設は、※[神戸市ホームページ掲載の施設](#)（参照）又は中間処理業（廃掃法）の許可を受けている業者の施設（発生木材については再資源化のための施設に限る。）とし、決定にあたっては監督員の承諾を得ること。
(本特記 1 章各章共通事項「建設副産物の発生の抑制、適正処理及び再利用の促進等」) による

・(3)特記により再資源化するもの

種類	再資源化等をする施設の名称及び所在地
(ア)水銀使用製品産業廃棄物	
・ 蛍光ランプ	
・ H I Dランプ	
・ (イ)硬質塩化ビニール管類	
・ (ウ)ガラス	

・(4)木材を指定建設資材廃棄物として縮減するもの
(理由 ・ 50km 以内に再資源化施設が無い ・ 再資源化に経済面での制約あり)

・(6)建設廃棄物を再資源化し、現場で利用するもの
・ 有り（種類： ） ・ 無し

・産業廃棄物広域認定制度の適用
([解仕 4.4.2](#))

・産業廃棄物広域認定制度の適用
・ 有り ※無し

適用廃棄物種類	使用部位
・ 消火器	
・ 鉛蓄電池・アルカリ蓄電池	
・ 小型二次電池	

[産業廃棄物広域認定制度の認定状況（環境省 HP）](#)

・最終処分
([解仕 4.4.3](#))

・最終処分する建設廃棄物及び最終処分場

廃棄物の種類	処分場の種類	最終処分をする施設の名称及び所在地
・	・ 安定型 ・ 管理型 ・ 遮断型	

5 節処理に注意を要する建設廃棄物

・処理に注意を要する建設廃棄物
([解仕 4.5.1](#))

(イ)せっこうボードの処理方法
・(b)ひ素(*1)・カドミウム(*2)含有せっこうボード
・製造業者に処分を委託
・管理型最終処分場で埋立処分
※ 1：小名浜吉野石膏(株)いわき工場 昭和 48 年 3 月～平成 9 年 4 月に製造
※ 2：日東石膏ボード(株)八戸工場 平成 4 年 10 月～平成 9 年 4 月に製造
・(c) (a)(b)以外のせっこうボードの処理
・①再資源化 ・②最終処分
参考：[廃石膏ボード現場分別解体マニュアル](#)（平成 24 年 3 月国土交通省）

5章 特別管理産業廃棄物の処理（解体仕様書の章立てによる）

項目		特記事項
Ⅰ 節 共通事項		
・ 施工計画調査 (解仕 5.1.2)	特別管理産業廃棄物の分析調査 ・ 実施する（対象： ・ 図示 ・ ） ・ 図示	
4 節 特別管理産業廃棄物の処理等		
・ 特別管理産業廃棄物の処理等 (解仕 5.4.1)	特別管理産業廃棄物 種類： ・ 図示 ・ 処理等： ・ 図示 ・ (2)PCB を含む機器類の処理 (ア)分析調査： ・ 行う ・ 行わない ※昭和 47 年以前に製造された電気機器は、PCB を使用している恐れがあるため、とりこわしに先立ち有無を調査し、監督員に報告する。 (3)P C B 含有シーリング材の処理 対象：1972 年以前のポリサルファイド系シーリング材 (ア)分析調査・撤去・引渡し：※解体仕様書解説 5.4.1 による (4)廃油の処理 (ア) ・ 焼却処分 ・ 中間処理施設で再生処理 (5)廃酸・廃アルカリの処理 (ア) ・ 中和処理 ・ 焼却処分 ・ 中間処理施設で再生処理 (6)ダイオキシン類 (ア)サンプリング調査 ・ 行う ・ 行わない (イ)解体方法： ・ 図示 ・ 処分方法： ・ 図示 ・	

6章 石綿含有建材の除去及び処理（解体仕様書の章立てによる）

項目		特記事項
Ⅰ節 共通事項		
・石綿粉じん濃度測定 (解仕 6.1.3)	※「 石綿処理特記仕様書 4章 石綿含有材料の除去等、10 石綿粉じん濃度測定」による	
3節 石綿含有吹付け材の除去		
・工法 (解仕 6.3.2)	(1)石綿含有吹付け材の除去工法 ※「 石綿処理特記仕様書 3章①施工範囲・工法等」による (2)石綿含有吹付け材の梱包 飛散防止措置： ※湿潤化 ・固形化	
・除去した石綿含有吹付け材等の保管、運搬、処分等 (解仕 6.3.3)	(1)石綿含有吹付け材等の処分方法 ・(7)埋立処分 ・(4)中間処理	
4節 石綿含有保温材等の除去		
・石綿含有保温材等の除去 (解仕 6.4.1)	石綿含有保温材等の除去方法 ※「 石綿処理特記仕様書 3章①施工範囲・工法等」による	
5節 石綿含有成形板等の除去		
・石綿含有成形板等の除去 (解仕 6.5.1)	飛散防止のための養生方法 ※「 石綿処理特記仕様書 4章 4 石綿含有成形板等の除去工法」による	

7章 特殊な建設副産物の処理（解体仕様書の章立てによる）

項目		特記事項
Ⅰ節 共通事項		
・施工計画調査 (解仕 7.1.3)	特殊な建設副産物の分析調査 ・実施する（対象： ・図示 ・ ） ・図示	
3節 特殊な建設副産物の処理等		
・特殊な建設副産物の処理等 (解仕 7.3.1)	処理対象の特定物質	
	種類	改修及び処理等
	・(ア)冷媒フロン類	※解体仕様書解説 7.3.1 による

	・(イ)建材用断熱フロン	
	・(ウ)ハロン消火設備のハロン容器	
	・(エ)イオン化式感知器	
	・(オ)六フッ化硫黄ガスを使用する機器	
	・(カ)PFOSを含む泡消火材等	
	・特定化学物質障害予防規則による特定化学物質	

8章 その他

項目	特記事項
・その他の一般事項	※ 処分先の変更等 4章1～4、5章1、6章5、7章1の各処分する施設の明示については、拘束するものではない。処分先を変更した場合は、明示した設計上の処分先と比較検討し、安価になっている場合は減額することもある。

材料・工法等の取扱い

1.材料・工法等指定品目について

以下にあげる品目については、下記「材料・工法等指定品目一覧表」による会社及び商品を適用する。

また、材料・工法等一覧表に記載されている材料・工法等に優先順位はなく、監督員と協議の上、その使用を決定する。

なお、これによらない場合の適用については別途、品質・性能等を記載した資料を提出し、監督員の承諾をうけたものに限る。

材料・工法等指定品目一覧表

章	品目名	会社名	商品名	備考

2.材料・工法等参考品目について

以下にあげる品目は、参考品目であり、材料・工法等に優先順位はない。

記載以外の同等品、若しくは同等品以上であれば、監督員と協議の上、使用することができる。

材料・工法等参考品目リスト

章	品目名	会社名	商品名	備考